

## 第3期横浜市地域福祉保健計画(素案)に関する パブリックコメントの実施について

第3期横浜市地域福祉保健計画（計画期間：平成26年度～30年度）の策定に向けた検討を行い、素案を取りまとめました。このたび、素案内容についてパブリックコメントを実施しますので、ご報告いたします。

### 1 横浜市地域福祉保健計画の位置づけ

#### (1) 地域福祉保健計画とは

地域福祉計画は、社会福祉法第107条で、住民、事業者等の意見を反映させて、地域福祉の推進に関する事項を一体的に策定する計画と規定されています。

本市では、第2期から計画の名称を「横浜市地域福祉保健計画」とし、福祉と保健の取組を一体的に推進しています。

#### (2) 計画の枠組み

本市では、市計画、区計画、地区別計画を策定しており、これらを合わせて地域福祉保健計画と位置づけています。今回策定している計画は「市計画」に該当します。

	市 計 画	区計画	
		区(全体)計画	地区別計画
位置づけ	基本理念と方向性を提示し、区計画推進を支援する計画	区の特성에応じた、区民に身近な中心的計画	住民主体で地区の課題に対応するため、地区が主体となり、地区と区・区社協・地域ケアプラザとが協働で策定する計画

### 2 横浜市地域福祉保健計画の取組の経過

#### (1) 第1期計画の取組（計画期間：平成16年度～20年度）

第1期計画では、地域におけるお互いに支えあう社会の実現を目指し、地域住民の話し合いや検討の場をつくり、それぞれの特性を踏まえて、全18区で区計画を策定しました。住民との話し合いを重ねながら、住民と行政が協働で地域福祉保健の推進に取り組んできました。

## (2) 第2期計画の取組（計画期間：平成21年度～25年度）

第2期計画では、第1期で見てきた課題から

- ①地域づくりを進める
- ②必要な人に的確に支援が届く仕組みをつくる
- ③幅広い市民参加により地域福祉保健の取組を広げる

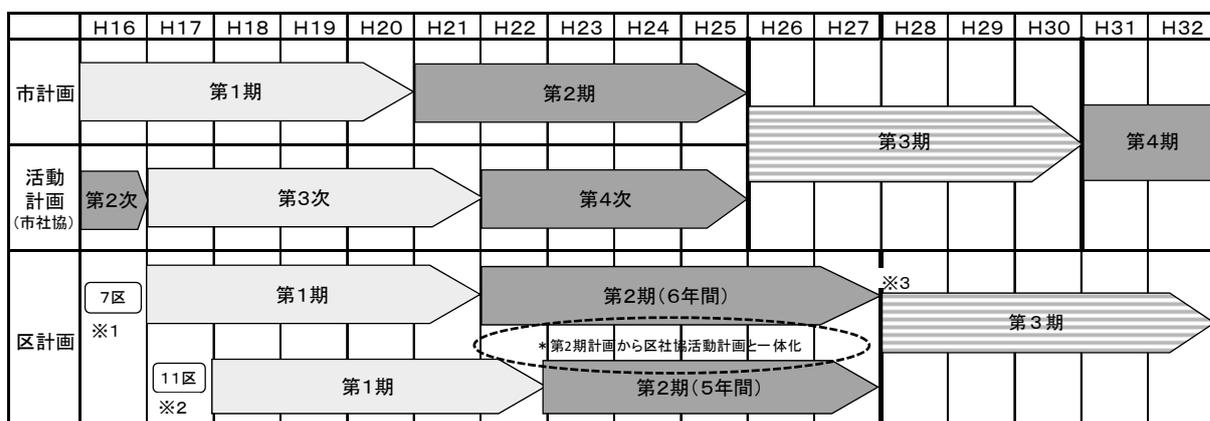
を推進の柱とし、身近な地域で住民主体の取組が進むよう、全18区において地区別計画（235地区）を策定し、支援チームを編成するなど地域の取組を支援しています。

また、第2期計画より、地域福祉保健推進の方向性を住民にわかりやすく示すため、概ね全区で区地域福祉保健計画と区社会福祉協議会の地域福祉活動計画を一体的に策定し推進しています。

## 3 第3期横浜市地域福祉保健計画（素案）の概要

別紙 第3期横浜市地域福祉保健計画（素案）概要説明資料 参照

### 【参考】市計画・区計画の計画期間



※1 鶴見区、神奈川区、西区、南区、青葉区、栄区、泉区

※2 中区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、都筑区、戸塚区、瀬谷区

※3 区計画の計画期間は、第3期から統一します。

## 4 パブリックコメントの内容

### (1) 実施期間

平成25年10月1日（火）～10月31日（木）

### (2) 資料配布場所

市役所、区役所、市・区社会福祉協議会、地域ケアプラザ等

## 5 今後のスケジュール（予定）

平成25年 9月 市会常任委員会 パブリックコメント実施予定について報告

12月 市会常任委員会 パブリックコメント実施結果について報告

第2回横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会（附属機関）開催

平成26年 3月 計画公表

# 第3期 横浜市地域福祉保健計画（素案）に関する パブリックコメント（意見募集）

募集期間 平成25年10月1日（火）～ 10月31日（木）

## 今なぜ地域福祉保健計画が必要とされているのでしょうか？

横浜市は、2025年には65歳以上人口が100万人近くになると予測されていますが、高齢化の進展にともない、支援が必要な人は今後ますます増加するものと考えられます。

市民活動が盛んで様々な取組が行われている一方で、地域におけるつながりの希薄化などの課題もあり、身近な地域の支え合いやつながりづくりが必要になってきています。

高齢者だけでなく、子どもや子育て世代も、障害児者も、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせるための取組を進めることが、今後さらに求められています。

## 第3期の計画は、ここがポイントです！

将来の横浜を見据えた  
支え合いの取組を  
さらに進めます

自助・共助・公助を  
組み合わせた  
仕組みづくりを  
進めます

地域では  
解決できない課題への  
区域の取組を進めます

地域の主体的な  
取組を引き続き大事に  
支援します

横浜市と  
横浜市社会福祉協議会が  
連携して  
策定・推進します

3つの圏域の計画  
（市・区・地区別）  
の関係性

### 市計画

基本理念と方向性を  
提示し、区計画推進  
を支援する計画

区計画（平成26～27年度に各区で3期計画を策定予定）

区（全体）計画

地区別計画

市内18区の特性に  
応じた、区民に身近  
な中心的計画

住民主体で地区の課題に対応  
するため、地区が主体となり、  
地区と区・区社協・地域ケアプ  
ラザなどが協働で策定する計画

これまでの取組と  
今後の課題

### 【これまでの取組】

- 地区別計画を全区で策定し、区職員等による地区別支援チームを設置し地域支援を進めました。
- ひとり暮らし高齢者の見守り等、支援が必要な人を支援につなげる仕組みづくりを進めました。
- 幅広い対象に向け市民参加を働きかけ、担い手養成の講座等の充実を図りました。

### 【今後の課題】

- 地域づくりを更に進めるために、区職員等が参考にできる地域支援のあり方を示すことが必要です。
- 環境整備は進みましたが、身近な地域での早期発見と共助の取組を連動させることが必要です。
- より幅広い市民参加を促す環境整備や仕掛けづくりの工夫が必要です。

これからの方向性

- ①地域支援のあり方の提示と地域・区域の取組の推進支援
- ②自助・共助・公助を組み合わせた地域の仕組みの充実
- ③企業、学校、関係機関等との連携強化と幅広い対象層への啓発



## 第3期 横浜市地域福祉保健計画 の 方向性 ( 計画期間：平成 26 年度～30 年度 )

**<基本理念>** 誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる  
「よこはま」をみんなで作ろう

### 基本理念実現のための<重要な視点>

- ① 住民主体と協働による地域福祉保健の推進
- ② 誰もが自分らしく地域で暮らし、共に支えあう社会  
(ノーマライゼーション、ソーシャルインクルージョン)
- ③ 自助の力を高める「一人ひとりの健康」を大事にしながら、  
誰もが健康にすごせる社会

基本理念の実現に向けた取組

### <総合目標>

- ① 人と人とのつながりを地域資源の一つとして  
積み重ねていく意義の浸透
- ② 自助・共助・公助の組み合わせによる誰もが  
健やかで安心して生活できる地域づくり
- ③ 幅広い市民参加を重視した地域社会全体の活力向上



### 推進の柱 1

地域住民が主役となり地域課題に取り組むための基盤をつくる

### 推進の柱 2

支援を必要とする人が的確に支援へつながる仕組みをつくる

### 推進の柱 3

幅広い市民参加から地域福祉保健の取組が広がる仕掛けをつくる

### 推進の柱 1 地域住民が主役となり地域課題に取り組むための基盤をつくる

#### 【主要な取組】

地区別計画の取組を更に推進する体制・方法を示します。

- 地区別計画推進の仕組みや住民主体の取組を推進する体制・目標の明確化
- 現状分析を踏まえた重点的支援が必要な地域の焦点化、効果的な取組推進
- 地域の取組を支え、地域では解決できない課題を解決する、区域の取組推進

### 推進の柱 2 支援を必要とする人が的確に支援へつながる仕組みをつくる

#### 【主要取組】

身近な地域における課題の早期発見・共助の仕組みの連動を強化します。

- 自助・共助・公助の組み合わせで、支援が届かず様々な生活課題を抱えている人に気付き、支える仕組みの強化
- 個別課題を地域課題につなげ、身近な地域で生活課題を把握・調整・解決し、区域や市域の取組に反映させる仕組みづくり
- 健康づくり・保健の取組を活用した自助・共助の充実
- 地域拠点である地域ケアプラザが中核的な役割を担うための人材育成等の推進



### 推進の柱 3 幅広い市民参加から地域福祉保健の取組が広がる仕掛けをつくる

#### 【主な取組】

企業、学校等の様々な主体と連携し、ターゲット層を明確にししながら、市民参加の働きかけを強化します。

- 企業やNPO・社会福祉施設等、様々な主体との連携と活動への参加の促進
- 子どもや若年世代・高齢者・障害者等を含むすべての人を対象に、つながりや支え合い、さまざまな活動に参加することの啓発の実施  
(小・中学校におけるつながりづくりや地域理解の啓発の推進等)
- 高齢者が健康づくりに努めながら、意欲と能力が発揮できる「場」と「出番」づくり

## ■意見募集の内容■

第3期横浜市地域福祉保健計画（素案）へのご意見・ご提案を募集します。

いただいたご意見等は、今後の計画策定や地域福祉保健関連の施策に関して参考にさせていただきます。（ご意見を取りまとめたものを地域福祉保健計画策定・推進委員会へ報告し、横浜市ホームページにて公表します。）

## ■意見提出方法■

素案に対するご意見と、氏名・住所・電話番号・性別・年代（①20歳未満／②20-39歳／③40-64歳／④65-74歳／⑤75歳以上）を記入してください。

◆郵送 〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地

※素案冊子の裏表紙にあるはがきをご利用ください。

◆FAX 045(664)3622

◆電子メール [kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp](mailto:kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp)

※メールの件名は「パブリックコメント」と表記してください。

◆直接持参 健康福祉局福祉保健課計画担当

## ■計画の愛称も募集します■

第3期から市地域福祉保健計画と市社協地域福祉活動計画を一体的に策定・推進します。計画をより市民に親しみやすいものにしていくため、新たに愛称を募集します。

◆応募方法：パブリックコメントと合わせてお送りください。

※計画の愛称と名前に込めた思いを記載してください。

※応募者一人につき1件までとします。

◆選考：計画策定・推進委員会において選考の上、決定します。

※結果発表：平成26年2月頃

※選定された愛称を応募された方の中から1名の方に記念品を差し上げます。

“〇〇プラン”など

## 地域福祉保健計画とは

■社会福祉法第107条の規定による法定計画（市町村地域福祉計画）です。横浜市では、第2期計画（平成21年度）から「地域福祉保健計画」とし、保健の視点も盛り込み、福祉と保健を一体的に推進しています。

<社会福祉法第107条で計画に盛り込むべきと規定されている事項>

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

■誰もが身近な地域で安心して健やかに暮らせる地域づくりをめざし、市民、事業者、行政が協働で地域の課題解決に向けた取組を進めることを目的としています。

■第3期計画からは、横浜市地域福祉活動計画（横浜市社会福祉協議会）と一体的に策定・推進します。

## ■お問合せ■

横浜市 健康福祉局 福祉保健課 計画担当  
電話 045(671)3428 FAX 045(664)3622

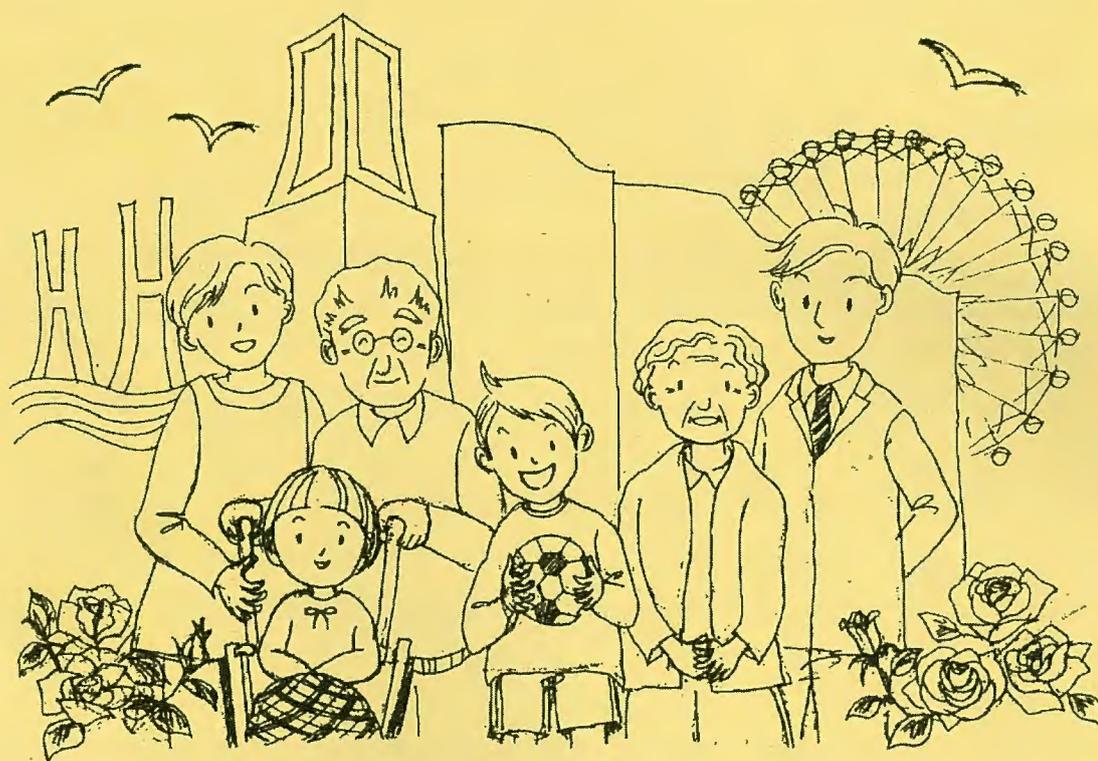


第3期

# 横浜市地域福祉保健計画

(素案)

計画期間：平成26年度～30年度



平成25年9月

## 目次

### 第1章 第3期横浜市地域福祉保健計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・・・1
  - (1) 地域福祉保健計画とは
  - (2) 地域福祉保健計画と地域福祉活動計画の一体的な策定の意義
  - (3) 計画の名称
- 2 計画の位置づけと圏域の考え方・・・2
  - (1) 計画の位置づけ
  - (2) 計画の枠組みと圏域の考え方
- 3 第2期市計画及び第4次活動計画の振り返り・・・10
  - (1) 第2期市計画のねらい・取組と成果
  - (2) 第4次活動計画のねらい・取組と成果
- 4 地域福祉保健を取り巻く状況の変化・・・13
  - (1) 少子高齢社会と横浜市民の暮らしの状況
  - (2) 横浜市民の地域活動や市民活動の状況
  - (3) 地区別計画策定・推進状況からみる地域の状況
  - (4) 横浜市の平均的な地域の状況
- 5 2025年の横浜市の姿を視野に入れた中期的課題・・・36
  - (1) 2025年問題とは
  - (2) 2025年の横浜市における福祉保健の中長期的課題
- 6 計画が目指すもの・・・39
  - (1) 地域福祉とは何か・保健の視点も取り入れて進める意義
  - (2) 計画の基本理念

### 第2章 推進のための取組（推進の柱と具体的取組）

- 第3期横浜市地域福祉保健計画の方向性・・・46
- 推進の柱1 地域住民が主役となり地域課題に取り組むための基盤をつくる・・・51
- 推進の柱2 支援を必要とする人が的確に支援へつながる仕組みをつくる・・・57
- 推進の柱3 幅広い市民参加から地域福祉保健の取組が広がる仕掛けをつくる・・・87

### 第3章 計画の推進にあたって

- 1 計画の推進体制・・・111
- 2 計画の評価について・・・112

### 資料編

- 1 計画策定の流れ・・・113
- 2 横浜市地域福祉活動計画策定の歴史・・・114
- 3 「横浜市社協 長期ビジョン2025」と本計画の関係性について・・・115
- 4 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会委員名簿・・・116

パブリックコメントの実施

# 第1章 第3期横浜市地域福祉保健計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

### (1) 地域福祉保健計画とは

- 平成12年に「社会福祉法」が改正され、第107条に市町村が地域福祉計画を策定することが位置づけられました。
- 地域福祉計画は、誰もが身近な地域で安心して暮らせる地域づくりをめざし、住民、事業者、行政が協働で地域の課題解決に向けた取組を進めることを目的としています。
- 横浜市では「誰もがいつまでも安心して暮らせる都市よこはま」をめざして、平成16年5月に「横浜市地域福祉計画」を策定し、第1期（平成16年度～平成20年度）、第2期（平成21年度～25年度）として計画を推進してきました。
- 第2期からは、計画の名称を「横浜市地域福祉保健計画」とし、福祉と保健の取組を一体的に推進しています。
- 第3期計画期間は平成26年度から平成30年度までの5か年とし、横浜市社会福祉協議会が策定・推進してきた計画である「横浜市地域福祉活動計画」と一体的に策定・推進を行います。
- 地域福祉保健計画推進の基本は「協働」です。協働した取組を進めるには、市民の主体的な参加・行動と、地域や様々な団体がそれぞれのできる範囲の力を出しあって活動を行うことが重要であり、中長期的な視野をもち腰を据えて取組を進め、定着させていくことが必要です。

#### <第107条で計画に盛りこむべきと規定されている事項>

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

### (2) 地域福祉保健計画と地域福祉活動計画の一体的な策定の意義

- 地域福祉活動計画は、全国社会福祉協議会が策定した地域福祉活動計画策定指針に基づき、地域福祉活動を推進するために、住民や各種施設、団体等が市町村社会福祉協議会と協働して策定する民間の活動・行動計画です。
- 横浜市地域福祉活動計画は、横浜市社会福祉協議会が中心となって、平成7年度の第1次計画策定以来、平成25年度末までに4次にわたる活動計画を策定・推進してきました。
- 横浜市地域福祉保健計画と横浜市地域福祉活動計画は、いずれも地域福祉保健を推進す

るための計画であり、相互に補完し、連携・役割分担し総合的に推進するものであるため、第3期から一体的に策定・推進を行うこととしました。

- 一体的に計画を策定・推進することで、共通の理念・目標のもと、行政と社会福祉協議会の役割を明確化し、連携を図ることができるとともに、地域福祉保健推進の方向性を統一的に市民に示し、さらなる地域福祉保健の推進を目指すことができます。

### (3) 計画の名称

- 本計画は、行政と社会福祉協議会が一体的に地域福祉保健を推進するという趣旨を踏まえ、名称を「横浜市地域福祉保健計画」に統一します。
- また、計画をより市民に親しみやすいものとしていくために新たに愛称を設けます。

## 2 計画の位置づけと圏域の考え方

### (1) 計画の位置づけ

#### ア 市の基本構想・中期計画との関係

##### (ア) 横浜市基本構想（2025年頃を展望した都市の姿）との関係

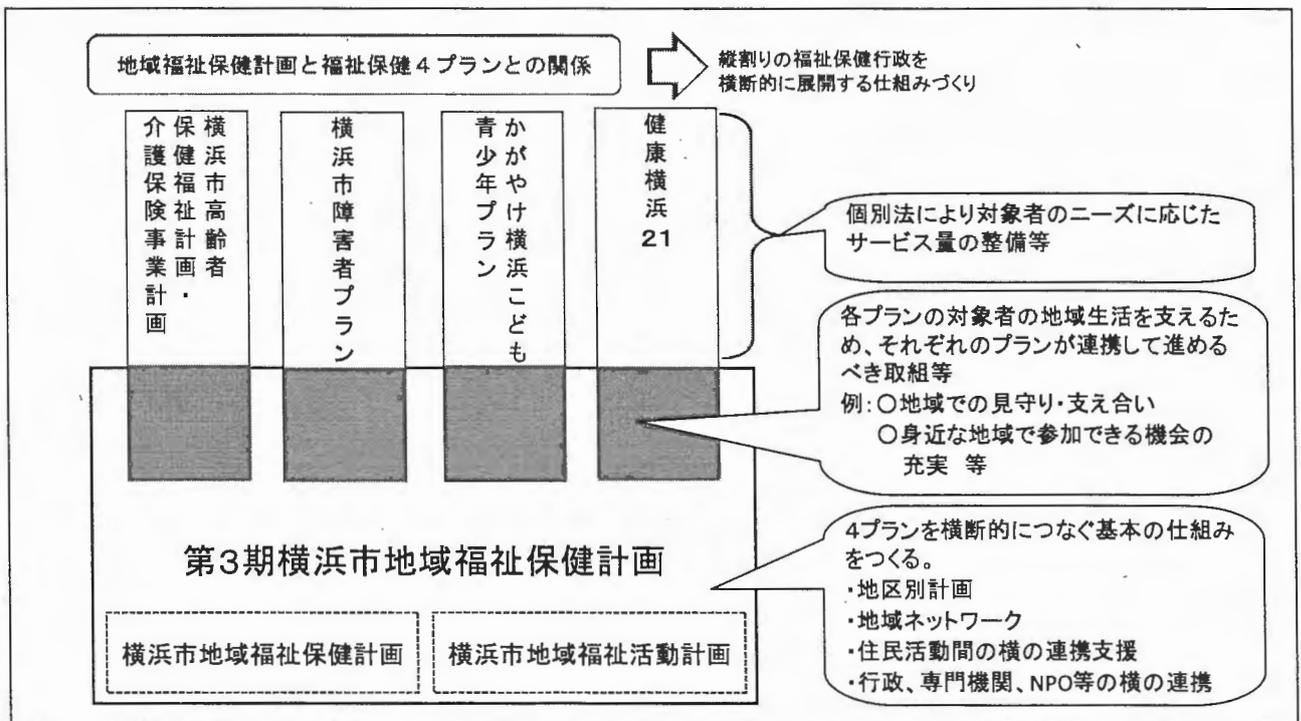
- 横浜市では、市民生活を取り巻く環境が大きく変化する中で、市民が希望をもって生活できるよう、今後の概ね20年を展望した市政の根本となる指針として、平成18年度に「横浜市基本構想」（長期ビジョン）を策定しました。
- 横浜市基本構想では、「これからの20年で横浜が目指す都市の姿＝市民力と創造力により新しい『横浜らしさ』を生み出す都市」を都市像として掲げました。市民と行政が互いに特性を生かし、地域課題や社会的な課題に協働して取り組み、多様なニーズへきめ細かく対応することで、市民生活の質の向上を目指としています。
- 地域福祉保健計画は、横浜市基本構想を上位計画とし、基本構想で掲げる都市像の一つである「いつまでも安心して暮らせる安全安心都市」を実現するための計画という性格をもちます。

##### (イ) 横浜市中期4か年計画との関係

- 横浜市では、横浜市基本構想で示した都市像を実現するため、平成22年度に横浜市中期4か年計画（平成22年度～25年度）を策定しました。
- 中期4か年計画では、市民主体の地域運営を進めるため、基本政策2「市民生活の安心・充実」の中で、施策15として「参加と協働による地域自治の支援」を掲げており、地域福祉保健計画の推進は、こうした市の施策を具現化する取組の一つとして位置づけることができます。
- 平成26年度以降の横浜市中期的な計画の方向性との整合性を図り、市の施策の実現に向けて地域福祉保健計画を推進していきます。

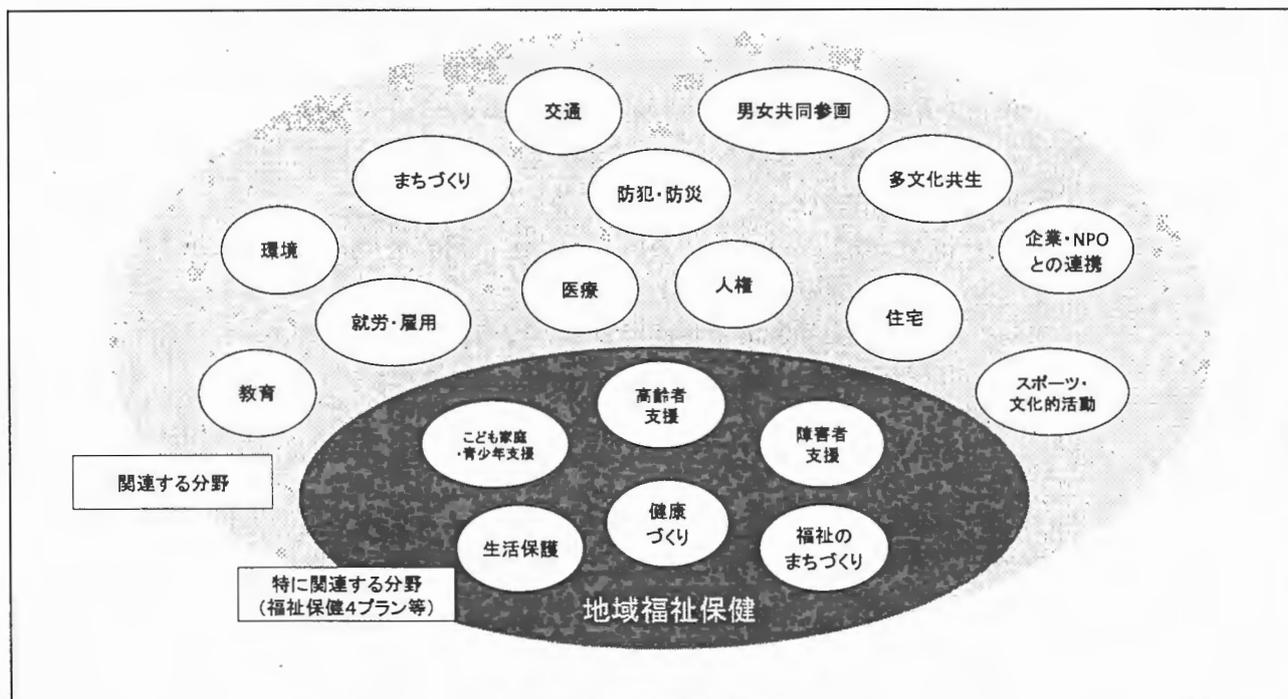
## イ 福祉保健の分野別計画、関連する分野

- 横浜市には、各法を根拠とする福祉保健の分野別計画として、横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（老人福祉法、介護保険法）、横浜市障害者プラン（障害者基本法、障害者総合支援法）、かがやけ横浜こども青少年プラン（次世代育成支援対策推進法）、健康横浜21（健康増進法）があります。
- 地域福祉保健計画は、地域の視点から高齢者、障害者、子ども等の対象者や、保健の視点等に関する分野別計画に共通する理念、方針、地域の取組の推進方向などを明示し、各対象者全体の地域生活の安全、安心の充実を図ることを目指しています。
- また、住民、事業者、行政が協働する基本的な事項を横断的に定めることで、地域における展開を総括する役割を果たします。
- さらに、分野別計画で提示されている対象者の地域生活を支えるための事業や支援について、地域福祉保健計画でも住民と協働で取り組んでいきます。
- 各分野別計画においても、対象者の地域生活を支えるための事業や地域活動の支援に取り組み、地域福祉保健計画と相互に取組を進めることで対象者の地域生活の充実を図っていきます。



- 分野別計画との整合性を図ることに加えて、地域における住民の福祉保健の充実を中核としつつ、様々な地域の生活課題に地域が主体となって取り組んでいけるよう関連する行政分野との連携を重視し、取組を進めていく必要があります。
- 行政分野ごとの専門性を充実させ、質の高い施策を展開していくことが大切であると同時に、地域での生活を支援するためには、人々の暮らしの場である地域において、様々な取組をそれぞれの関係性や相互のつながり、全体の総合性、連続性といった視点で捉え、関連付けて行うことが、「地域福祉」の大事な視点です。関連する分野を意識し、連携しながら取り組むことを重視していきます。

## <地域福祉保健と関連する分野>



## <福祉保健の分野別計画（抜粋）>

【第5期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】（平成24年度～26年度）

### 基本目標

高齢者が、地域で引き続き自立した生活が送れるよう、その人の状態に応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現を目指します。

### 施策の基本的な方向1：いきいきと活動的に暮らせるために

- 元気なうちから健康づくり・介護予防に取り組めるよう支援します。
- 高齢者が自ら担い手として地域活動に参加できるよう介護支援ボランティアポイント事業を推進します。
- 地域での支え合い体制を推進します。

### 施策の基本的な方向2：地域包括ケアの実現のために

- 地域包括支援センターの機能を充実し、地域の連携づくりを推進します。
- 24時間対応の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス」を展開します。
- 小規模多機能型居宅介護サービスを充実します。
- 医療機関と介護サービス提供機関相互の連携の強化を図ります。
- 認知症対策を充実します。

### 施策の基本的な方向3：自分に合った施設・住まいが選べるために

- 一人ひとりの状況に応じた施設・住まいで、自分らしく安心して生活することができる環境づくりを進めます。
- 介護事業所を併設した住まいづくりなどに取り組みます。

### 施策推進の視点：安心の介護を提供するために

- サービスの質の確保、向上のための仕組みづくりを進めます。
- 介護人材の安定供給、定着促進に取り組みます。

【横浜市障害者プラン（第2期）】（平成21年度～26年度）

I 基本的な考え方

市民一人ひとりがお互いの人権を尊重しあいながら、障害のある人もない人も同じように生活することができるよう、市民・地域・企業・行政など社会全体による取組を進めます。

そこで、障害者が自らの意思により地域で自立した生活を送れる社会づくりを推進するために、横浜市における施策の方向について具体的に示します。

II 将来にわたるあんしん施策

- 1 親亡き後も安心して地域生活を送れる仕組みの構築
- 2 障害者の高齢化・重度化への対応
- 3 地域生活のためのきめ細かな対応

III 重点施策

- 1 普及・啓発のさらなる充実
- 2 相談支援システムの機能強化
- 3 地域生活を総合的に支える仕組みの構築
- 4 医療環境・医療体制の充実
- 5 障害児支援の体制強化
- 6 障害者の就労支援の一層の拡充強化
- 7 発達障害児・者支援の体制整備

【かがやけ横浜子ども青少年プラン後期計画（横浜市次世代育成支援行動計画）】  
（平成22年度～26年度）

理念

未来の世代を育むまち「よこはま」の実現

第1の基本目標：子ども・青少年を育む多様な「成長空間」を創る

- 安心して過ごせる場や機会を創る
- 多様な交流や体験を得られる場や機会を創る
- 家庭の子育て力を高める場や機会を創る

第2の基本目標：成長空間を支える「地域力」を高める

- 地域の中で子ども・青少年への関心を高め、支援の担い手を広げる
- 情報・ノウハウの共有化や課題解決のためのネットワーク強化

第3の基本目標：市民の参画を促す「共生社会」を実現する

- すべての人がともに生きる社会の実現
- 企業の社会的責任と取組の推進

## 【第2期健康横浜21】（平成25年度～34年度）

### 基本理念

すべての市民を対象に、乳幼児期から高齢期まで継続して、生活習慣の改善や、生活習慣病の重症化予防を行うことで、いくつになってもできるだけ自立した生活を送ることのできる市民を増やします。

### 基本目標

10年間にわたり健康寿命を延ばします。

### 取組テーマ

- ① 生活習慣の改善
- ② 生活習慣病の重症化予防

### 第2期計画の特色

その1 ライフステージに合わせた取組を行います

- 3つのライフステージ別に行動目標と目標値を設定し、それぞれにあわせた取組を行います。

その2 「きっかけづくり」と「継続支援」を目指した取組を進めます

- きっかけづくり：健康づくりを始めるきっかけになることを目指して、知識の普及や体験型イベント、講座などの啓発活動を行います。
- 継続支援：健康づくり活動を楽しみながら続けることを目指して、仲間づくりや場づくりを進めます。

その3 区の特性をふまえ、さまざまな関係機関・団体と連携した取組を進めます

- 様々な関係機関が目標を設定し、情報共有しながら、より具体的な取組につなげることを目指します。

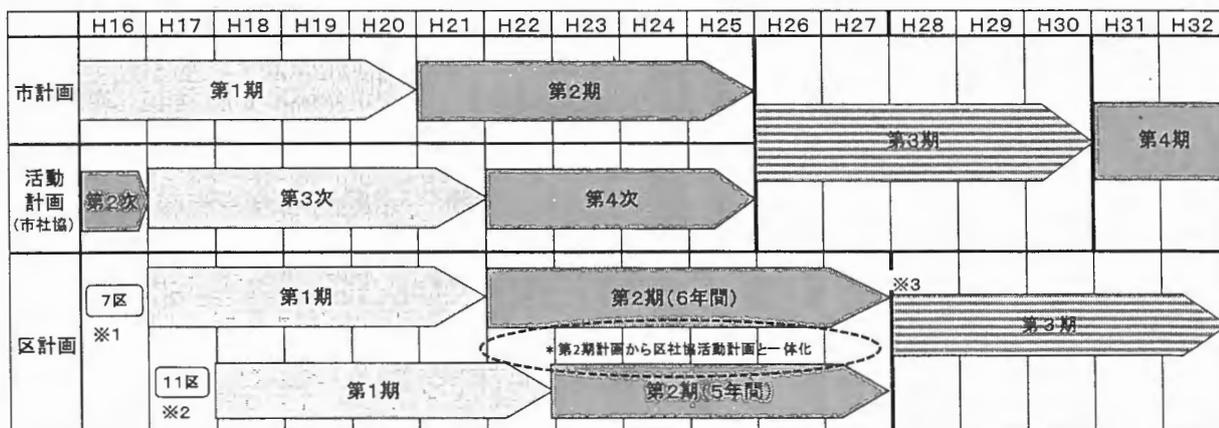
## (2) 計画の枠組みと圏域の考え方

### ア 市計画・区計画・地区別計画の関係

- 横浜市の地域福祉保健計画は、市計画、18区の区計画、地区別計画で構成し、合わせて社会福祉法第107条の規定による市町村地域福祉計画と位置づけます。
- 政令指定都市である横浜市の場合、各種福祉保健サービス提供や区民ニーズと地域特性に基づく施策実施の中心は区であるため、各区計画を策定し、区の特性を生かした取組を進めています。
- さらに、地域の生活課題にきめ細かく対応するためには、お互いに顔の見える小さな圏域を単位とすることが必要なため、第2期から全区で地区別計画を策定・推進しています。

	市 計 画	区 計 画	
		区(全体)計画	地区別計画
位置づけ	基本理念と方向性を提示し、区計画推進を支援する計画	区の特性に応じた、区民に身近な中心的計画	住民主体で地区の課題に対応するため、地区が主体となり、地区と区・区社協・地域ケアプラザとが協働で策定する計画
盛り込む内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分野別計画を横断的につなぎ、地域福祉保健に関する施策を調整するための連携した取組</li> <li>・区計画を進めるために必要な市や市社協による支援策や区域で解決できない課題に対する市域での取組</li> <li>・市民の活動の基盤整備に関する取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉保健に関する区の方針</li> <li>・地区別計画の活動を支える取組</li> <li>・区域全体の福祉保健の共通課題、地域の支えあいでは解決できない課題、区域で取り組むべき課題に対する区・区社協・地域ケアプラザの取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の支えあいの力により解決可能な課題に対する取組</li> <li>・地域の生活課題の解決に向けた、地域の人材と資源を生かした身近な支えあいの取組</li> <li>・支援が必要な人の日常生活に連動した支援策・取組</li> </ul>

### <市計画・区計画の計画期間>



## イ 圏域の考え方

### (ア) 地域福祉保健計画推進の圏域の考え方

- 横浜市は人口 370 万人の大都市であり、地域ごとに歴史、文化、生活上の課題は異なっており、市域一律での計画づくりは、課題解決を進めるうえで実効性のあるものとはいえない状況にあります。住民が地域の生活課題を解決するためには、一定の範囲で地域の特性や状況に応じた検討や取組を行う必要があります。地域福祉保健の圏域を横浜市の現状から考えると、次の 6 層に分けられます。

#### <市民生活に関わる地域福祉保健の 6 層の圏域>

圏域		圏域の考え方
1 層	近隣、自治会町内会の班（組）程度	日常的な支えあいができる範囲。民生委員・児童委員などが、支援の必要な人を把握し、見守りや日常の生活支援などを行う基礎的な範囲。
2 層	自治会町内会 世帯数平均 400 世帯 人口平均 1,300 人程度	住民の暮らしの課題を解決していくために日常的な活動を行う範囲。団地やマンションなどもこの範囲。
3 層	地区連合町内会 人口平均 15,000 人程度 251 地区	自治会町内会、各団体・組織がまとまり、地区連合町内会や地区社協を組織し、活動を行っている圏域。
4 層	日常生活圏域(中学校区程度) 人口平均 25,000 人程度 地域ケアプラザ(145 圏域)	地域ケアプラザ（地域包括支援センター）など身近な地域課題を解決するための一定の福祉保健サービスや公共施設を行政が公平に整備する圏域。
5 層	区域（18 区） 人口 10～30 万人程度	効果的なサービス提供を実現するために区社協をはじめとした様々な公的機関を整備し、区役所を中心に 1～4 層で把握した各地区に共通する地域課題を共有し、各地域を支援する地域福祉保健施策を進める圏域。
6 層	市域 人口 370 万人	市全体の調和を保ちながら地域福祉保健施策を進める圏域。

※「横浜市の平均的な地域の状況」を参照ください。（「1章4(4)」）

### (イ) 地区別計画の圏域の考え方

- 地区別計画の圏域については、これまでの各区での計画策定・推進状況を踏まえ、地区連合町内会のエリアを基本とします。しかし、地域の状況により、地域ケアプラザ圏域で進めることで効果が高まる場合もあるため、地域ケアプラザ圏域も地区別計画の圏域の一つとします。
- また、地区連合町内会に加入しない自治会町内会や、地域ケアプラザが設置されていない地区などもあるため、計画策定・推進の圏域は、集合住宅の団地、マンション管理組合、単位自治会町内会など、地域の状況に応じて住民との話し合いの中で柔軟に設定することも可能です。

⇒ 地区連合町内会のエリアを地区別計画の基本の圏域とする理由

その地域を知る人が集まり、話し合い、活動できる範囲として、単位自治会町内会が考えられますが、小規模の自治会町内会だけでは解決できない課題も考えられます。

横浜市では、他都市と比較して地区連合町内会が組織的な活動を展開していること、概ね地区連合町内会の圏域で地区社協が結成されていること、自治会町内会同士が支えあう関係を期待できることなどから、地区連合町内会のエリアを基本の圏域としています。

⇒ 地域ケアプラザ圏域を地区別計画の圏域とする場合の留意点

地域によっては、地区連合町内会の相互のつながりの活用、地域活動の拠点としての地域ケアプラザの活用、学校や様々な活動拠点など地域の社会資源との連携等を、地域ケアプラザ圏域内の複数の地区連合町内会で一緒に検討し、実施することにより効果が高まる場合も考えられます。その場合、地域ケアプラザ圏域で設定した共通の目標に対し、具体的な支えあい活動など地域の生活事情に即した取組は、地区連合町内会単位で考えていくことも重要です。

#### (ウ) 取組の特性に応じた圏域の考え方

- 日常生活の支えあいは、範囲が小さいほど、お互いの顔や名前もわかりやすく、日常生活の延長上でできることは継続しやすいため、近隣や自治会町内会のエリア程度が望ましい単位と考えられます。子育てサロン、高齢者のサロン、配食サービスなどの活動は、地区連合町内会や自治会町内会の圏域で活発に行われている場合が多く見られます。
- しかし、複雑な課題や近隣等の小さな範囲では解決することが難しい課題もあります。また、近隣には自分のことを知られたくない、個人的な問題には関わってほしくないといった理由から、あえて広域で活動している団体を選ぶ人も存在します。さらに、交通網の発達やインターネットの普及等で従来の日常生活の圏域を越えた活動が広がり、同好の仲間がサークルをつくるなど、共通のテーマに基づく広域の活動団体（ボランティアグループや当事者活動団体等）も生まれています。
- こうした日常生活の圏域を越えた区域や市域で活動する人々が多数存在するのも、都市部の特徴のひとつであり、取組の特性に応じ、広域の活動団体と連携を図ることも有効です。

#### (I) 他の分野別計画の圏域について

- 第5期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、相談支援やサービスを均等に提供することを目指して、概ね地域ケアプラザ圏域（中学校区程度：地域福祉保健計画では4層）を日常生活圏域として設定し、地域包括支援センターや地域密着型サービスを整備することとしています。

#### ウ 地域ケアプラザの計画への関わりについて

- 横浜市では地域ケアプラザを地域に身近な福祉保健活動の拠点として位置づけ、福祉保健の相談や、地域の福祉保健活動の支援を行っています。そのため、地域ケアプラザは、地域に最も身近な公的機関として、区計画及び地区別計画の策定・推進について区役所・区社協とともに取り組んでいきます。

### 3 第2期市計画及び第4次活動計画の振り返り

#### (1) 第2期市計画のねらい・取組と成果

##### ア 第2期市計画のねらい

- 住民主体と協働による地域福祉推進のため、様々な担い手が連携し、住民主体の地域運営が行われるよう、協働して取組を進めるとともに、障害や病気などの有無に関わらず、すべての人が平等に権利と義務を能力に応じて補いあい、助けあって生きていく地域社会をつくっていくことを目指しました。
- そのような社会の実現に向けて、より身近な地域での取組を進めるため、全区で地区別計画を策定し、推進することとしました。
- また、支援が必要な人を地域との協働で把握し、サービス提供や相談支援につなげる取組を行うことを提示しました。
- さらに、地域福祉保健の取組を広げるため、若い世代や団塊の世代、高齢者や障害者、学校や企業など、幅広い市民参加を進めることを提案しました。

##### イ 具体的な取組

- 地域の生活課題を、住民が主体となって解決していくために、全区で身近な地域を単位とした、「地区別計画」を策定し、推進すること
- ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業や災害時要援護者支援事業による、行政が保有する高齢者や障害者等の支援が必要な方の情報を地域等に提供することを通じた、「地域での見守り・支えあいの取組」を推進すること
- 地域に関心を持ち、やりがいを持って地域活動に参加する方を増やしていくことによって、「幅広い市民参加を促す取組」を推進すること

##### ウ 成果

- 地区別計画が全区で策定・推進され、地域住民が参加した目標づくり、活動展開に取り組みました。地区別計画を支援する区・区社協・地域ケアプラザの職員をメンバーとする「地区別支援チーム」が、全区で編成され、地域と自治会町内会の連携による取組が拡大しています。
- 行政が保有する支援を必要とする方の情報の提供によって、地域での対象者の把握に向けた環境づくりの促進と、対象者と住民が知り合うきっかけづくりの進展による、地域で見守り、支えあう取組が推進されました。
- 幅広い対象に向けた市民参加を働きかけるとともに、地域福祉活動の担い手不足の解消に向けた「市民向けボランティア講座」などの取組が充実しました。

## エ 次期計画へと引き継がれる課題

- 地区別計画の策定・推進の仕組みを基盤とした地域づくりを更に推進し、地域福祉保健の取組を充実させていくことが必要です。
- 従来の取組では把握することが困難な対象層を、地域で見守り、支援につなげる自助・共助・公助が連動した仕組みづくりが必要です。
- 幅広い対象層に向けた啓発と、企業、学校、関係機関、関係施設等との連携を強化していくような工夫が必要です。
- 地区別計画だけでは解決できない地域福祉保健の課題について、市域・区域における取組も工夫することが必要です。

## (2) 第4次活動計画のねらい・取組と成果

### ア 第4次活動計画のねらい

- 「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなで作ります」を計画の理念とし、多くの市民の参加を得て“身近な福祉”を実現していくことをねらいとしました。
- この理念の実現のために、大都市横浜における多様な地域特性を生かし、横浜らしい「つながり」や「支えあい」のある地域づくりを目指しました。
- また、支援が必要な人々への総合的な支援体制を整えるとともに、その人らしく暮らせる環境づくりを推進することとしました。
- 次世代を担う福祉人材の育成を進めるとともに、市民活動・ボランティア活動を推進・拡充する取組を提示しました。
- さらに、情報技術の急速な進歩により、情報の発信や収集、活用が迅速かつ容易にできるようになった一方で、さまざまな制約によってこうした環境下にはない方たちも存在するため、「情報格差」を解消していくことも必要と考えました。

### イ 具体的な取組

- 身近な地域の中で住民の交流を広げるとともに、住民自らが生活課題を把握し、その解決に向けて取り組むための地区ボランティアセンター整備の試行
- 障害者や家族の主体的活動を尊重し、障害への理解の促進と安心できる暮らしの実現を目指した、障害者のためのコミュニケーションボード\*やカード等を通じた啓発活動
- より身近な地域である町内会単位の見守り活動やたすけあい活動の試行

\* コミュニケーションボード：文字や話し言葉によるコミュニケーションが難しい方々が、ボードに書いてあるイラスト（絵・記号）を指差すことで自分の意思を周囲の方に伝えるもの。

- 高齢者・障害者等の権利擁護・成年後見に関する事業の拡充のほか、市民後見人の養成・活動支援や区社協における法人後見業務に関する検討等、新たな支援の仕組みづくり
- 市民活動の輪を広げるため、企業の地域貢献活動のモデル実施やノウハウ集作成、福祉教育の推進に関する新たな指針づくり、地域活動のリーダー育成等
- 市社協のホームページの拡充や、ブログ・SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）など新たな情報ツールによる広報の強化

## ウ 成果

- 地区ボランティアセンターによって、世代や活動分野を越えた新たな交流が生まれました。
- 障害者理解講座の神奈川県警察学校カリキュラムへの導入や、コンビニエンスストアとの連携によるコミュニケーションボード活用などが広がりました。
- 自治会町内会単位の取組の中で、高齢者自身の組織化や見守りの担い手の組織化のほか、見守りの訪問時に手渡しできる回覧物や広報紙を新たに作成し、見守り活動の支援を行い、取組が広がりました。
- 市民の協力を得て、高齢者・障害者等の権利擁護・成年後見を担っていく仕組みをつくり、区域で展開していく基礎を築きました。
- 企業や教育関係者、地域活動者などの参画を得て、今後の活動を拡充するためのヒントや指針等を示しました。
- ブログ・SNSなどを活用し、身近でタイムリーな情報提供を進めました。

## エ 次期計画へと引き継がれる課題

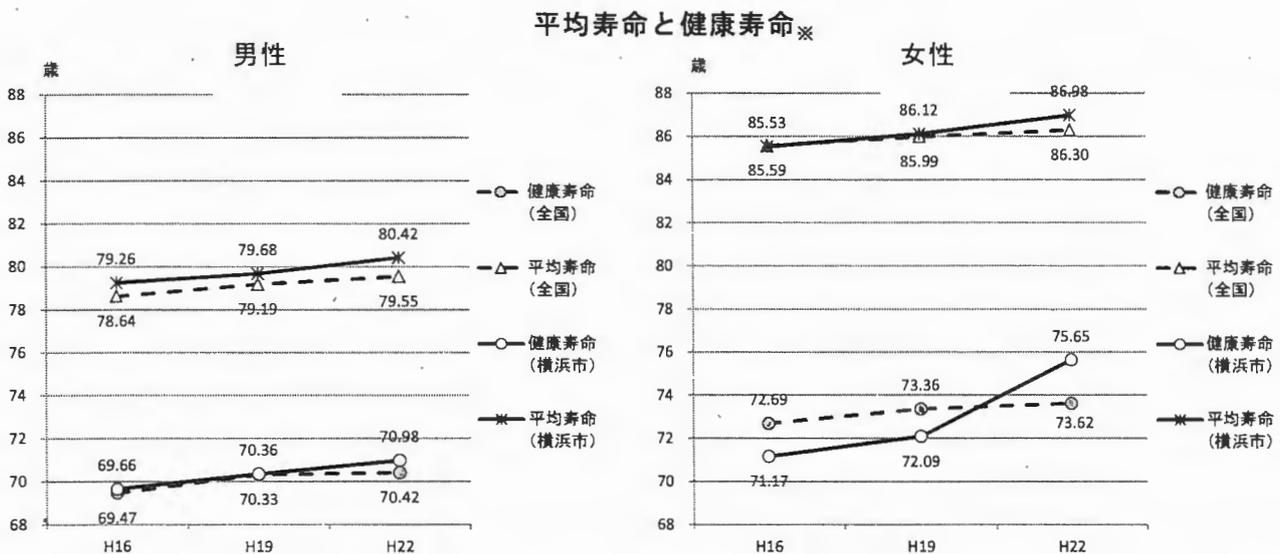
- 地区別計画を一層推進していくために、区・区社協・地域ケアプラザが地域ごとの課題を共有し、解決にいたるまでの支援を協働して行う支援体制、支援方法をさらに強化する必要があります。
- 従来、地区連合町内会や地区社協、地区民児協エリア（3層）を基本単位として福祉活動を推進してきました。住民の主体的かつ日常的な活動として見守りや支えあいの活動を広げるには、より小さな単位の取組が必要であり、今後はその部分を踏まえ、取組を支援していく必要があります。
- 第4次活動計画では、企業との連携の取組を中心に取り組んできましたが、これに加えてさらに多様な施設や団体、NPO等との連携を進めるとともに、具体的な地域課題解決のために協働していくことが必要です。

## 4 地域福祉保健を取り巻く状況の変化

### (1) 少子高齢社会と横浜市民の暮らしの状況

#### ア 少子高齢社会の進展 2025年には4人に1人が高齢者

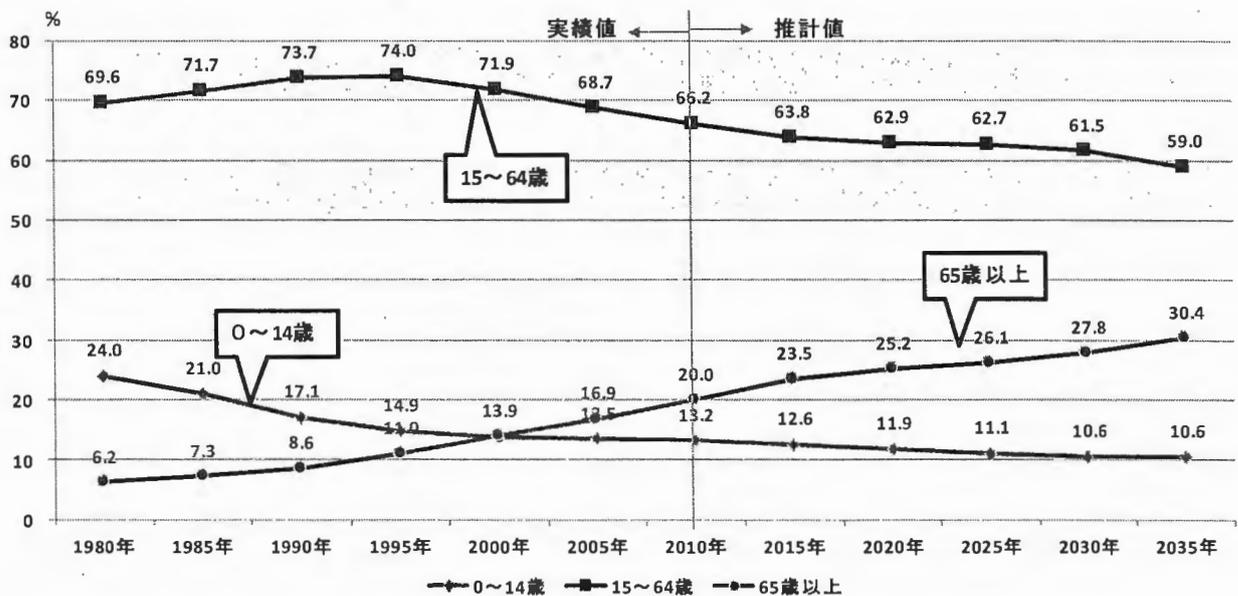
- 横浜市の平均寿命、健康寿命は、男女とも全国値を上回り、伸びています。一方、子どもの数は平成37年（2025年）までに約7万人の減少が見込まれています。横浜市の少子高齢化は急速に進展し、平成37年（2025年）には市内人口の26.1%、4人に1人以上が65歳以上の高齢者となることが見込まれています。



※健康寿命：平均寿命のうち、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

出典) 第2期健康横浜21(国民生活基礎調査(横浜市分)を基礎データとし算出)

#### 年齢3区分別人口割合の推移と推計



出典) 平成22年(2010年)までは国勢調査 平成27年(2015年)以降は『横浜市の将来人口推計』

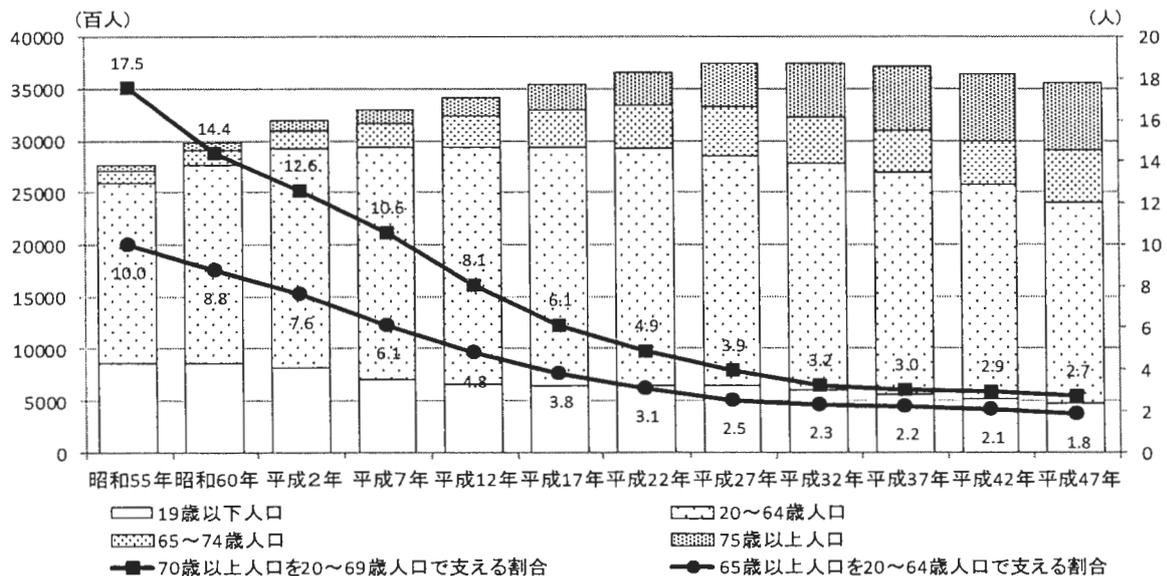
	平成12年(2000年)		平成22年(2010年)		平成37年(2025年)	
総人口	3,426,651		3,688,773		3,717,810	
高齢人口(65歳以上)	477,053	13.9 %	736,216	20.0 %	971,554	26.1 %
(参考)後期高齢者人口(75歳以上)	174,838	5.1 %	325,403	8.8 %	585,956	15.8 %
生産年齢人口(15～64歳)	2,463,151	71.9 %	2,440,385	66.2 %	2,332,598	62.7 %
年少人口(15歳未満)	474,656	13.9 %	486,262	13.2 %	413,658	11.1 %

総人口には年齢不詳が含まれている

出典)平成22年までは国勢調査 平成37年は『横浜市の将来人口推計』

- 平成22年(2010年)の65歳以上の高齢者人口は約74万人ですが、団塊の世代が75歳以上になる平成37年(2025年)には97万人となり、平成22年(2010年)の1.3倍、平成12年(2000年)の2.0倍に達すると推計されています。
- 特に、75歳以上の高齢者は、平成22年(2010年)の約33万人に対し平成37年(2025年)には約59万人に増加し、平成22年(2010年)の1.8倍、平成12年(2000年)の3.4倍になると推計されています。
- 65歳以上の高齢者1人を現役世代(20～64歳)の何人で支えるかという割合は、平成22年(2010年)の3.1人から平成37年(2025年)には2.2人へ、70歳以上の高齢者については、平成22年(2010年)の4.9人から平成37年(2025年)には3.0人となり、現役世代への負担が大きくなることがわかります。

### 高齢世代人口の比率

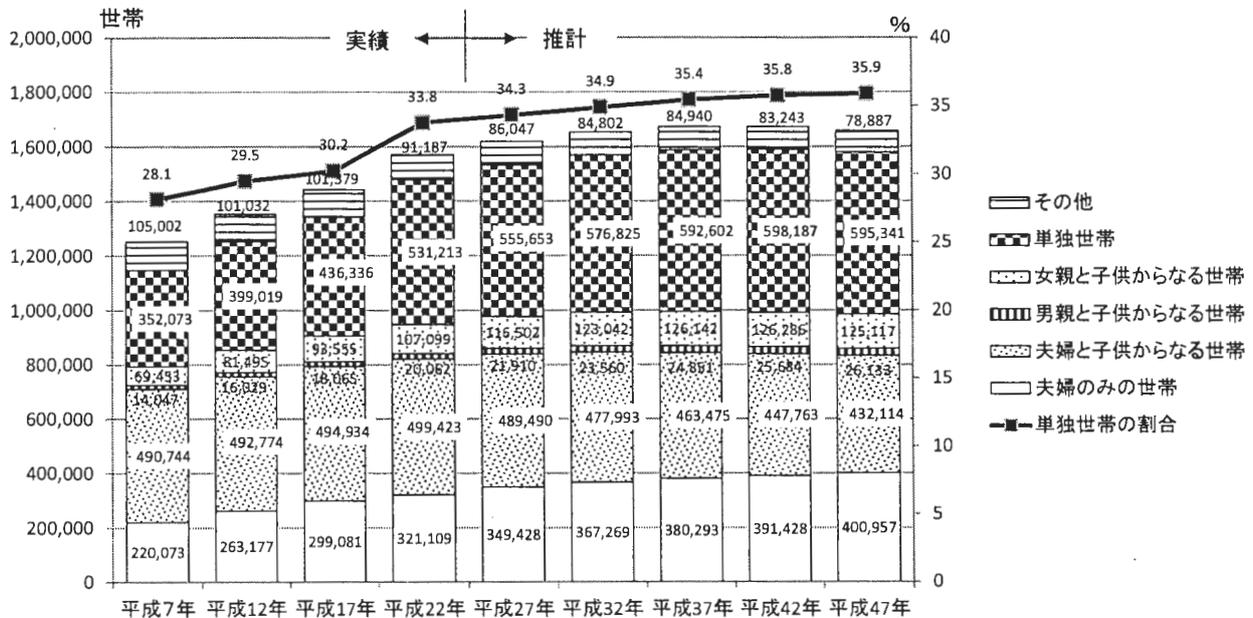


出典)平成22年までは国勢調査 平成27年以降は『横浜市の将来人口推計』

## イ 世帯構成の変化 単独世帯が4割近く

○ 単独世帯は年々増加しており、一世帯あたりの人数は減少する傾向にあります。

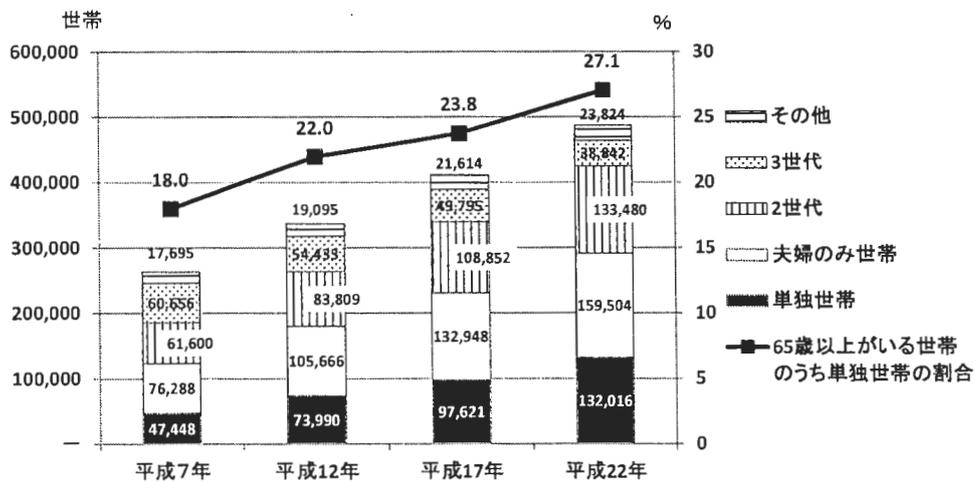
### 家族類型別世帯数の推移と推計



出典) 平成 22 年までは国勢調査 平成 27 年以降は『横浜市の将来人口推計』

○ 65 歳以上の高齢者のいる世帯では、単独及び夫婦のみ世帯の割合は一貫して増加しており、2010 年(平成 22 年)では 65 歳以上がいる世帯のうち単独世帯の割合は 27.1% ですが、2025 年(平成 37 年)には単独又は夫婦のみ世帯の割合はさらに高くなる可能性があります。

### 65 歳以上の高齢者のいる世帯の家族類型別世帯数割合

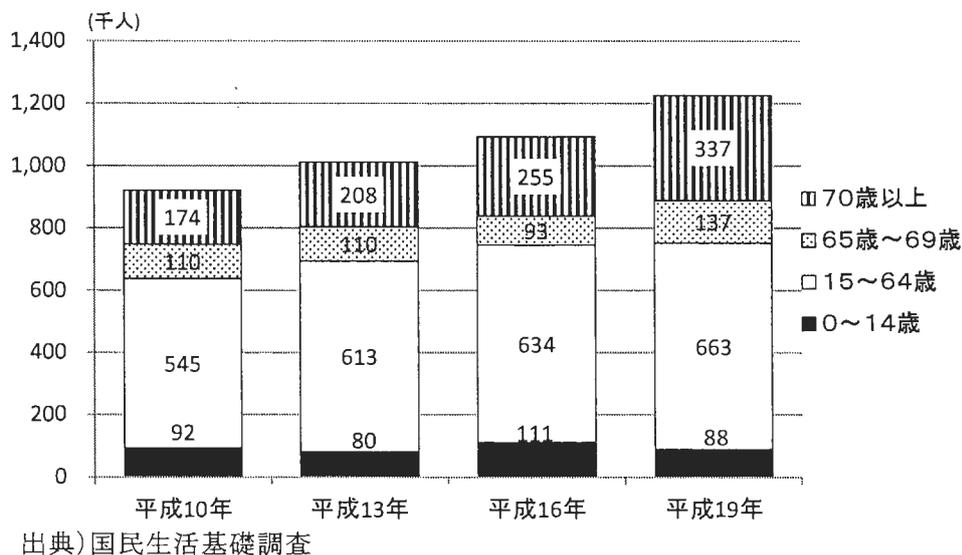


出典) 国勢調査

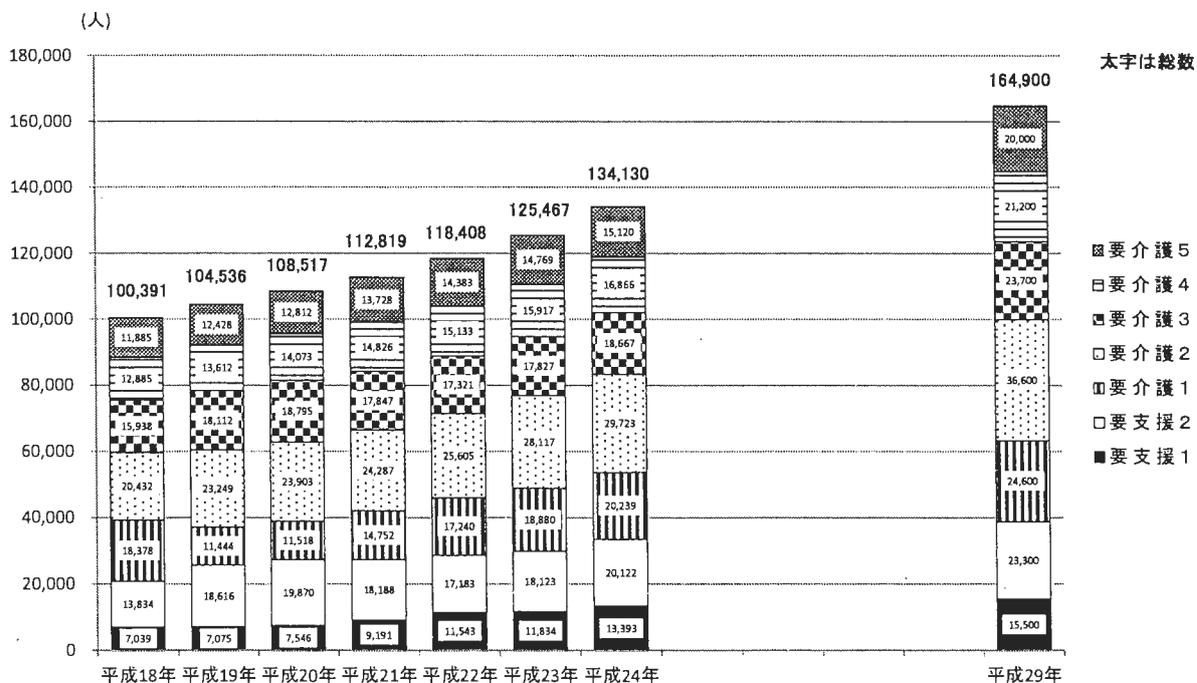
ウ 超高齢化が及ぼす影響 **介護保険給付費・医療費が増加**

- 65歳以上の通院者数は年々増加しています。
- 要支援・要介護者は、平成18年で10万人、平成21年で11万人、平成23年で12万人を超えており、介護保険給付費も増加の一途をたどっています。

通院者数推移



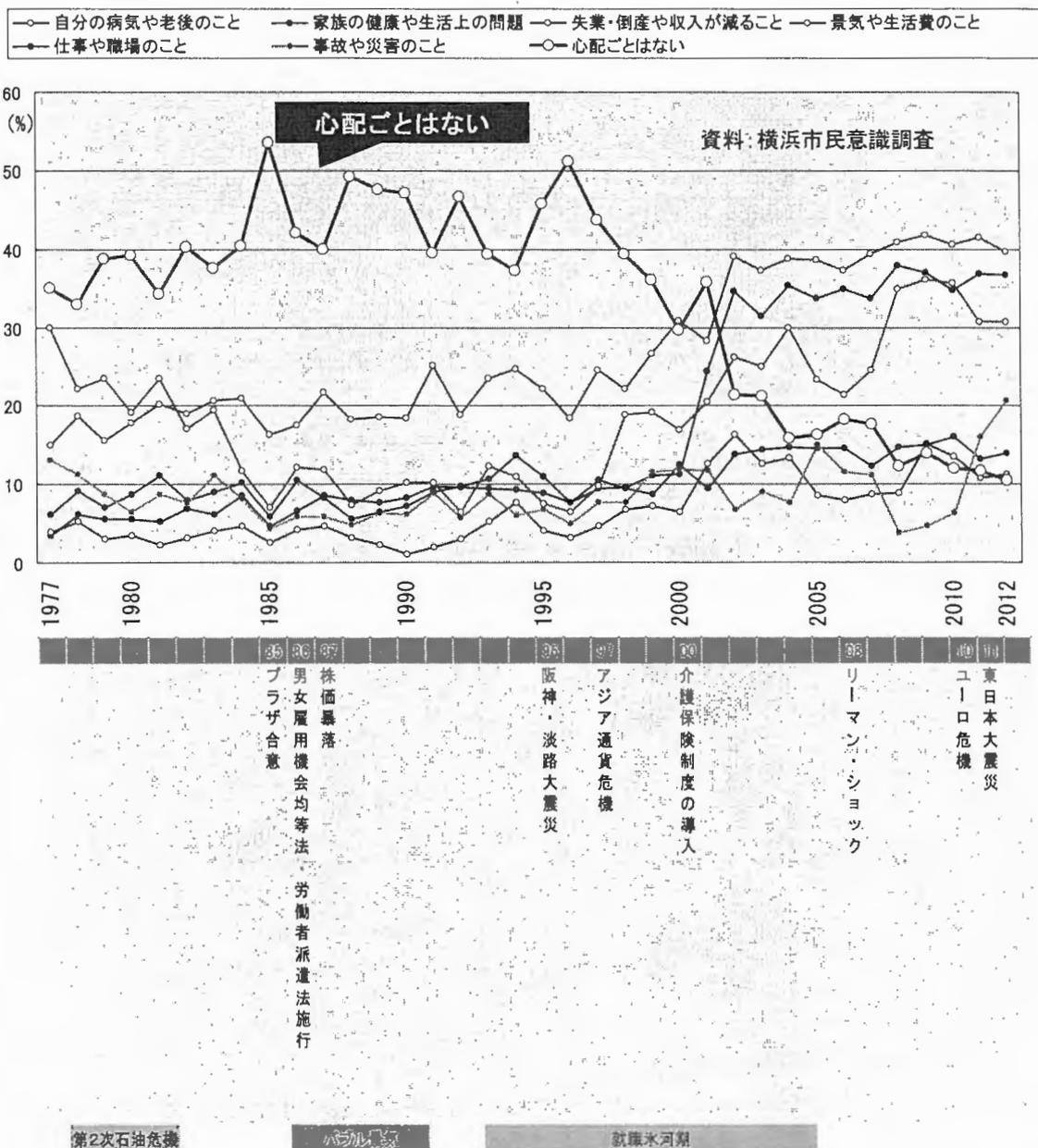
要介護度別認定状況の推移



## エ 心配ごとや困っていること 「心配ごとはない」人が激減

- 「心配ごとや困っていること」が「ない」と回答している市民の割合は、昭和 60 年度 (1985 年度) 調査の 53.6%が過去最高でしたが、平成 9 年度 (1997 年度) 以降から減少し始め、平成 24 年度 (2012 年度) 調査では 1 割にまで激減しています。
- 平成 24 年度の心配ごとの中身は「自分の病気や老後のこと」が 39.7%で最も多く、次いで「家族の健康や生活上の問題」(36.6%)、「景気や生活費のこと」(30.6%)が続いています。また、「事故や災害のこと」(20.7%)は、東日本大震災前の調査よりも大きく増加しています。市民の関心や心配ごとは、生活に影響を及ぼすような出来事や時代の変化によって移り変わっています。

心配ごとや困っていること・主な社会のうごき

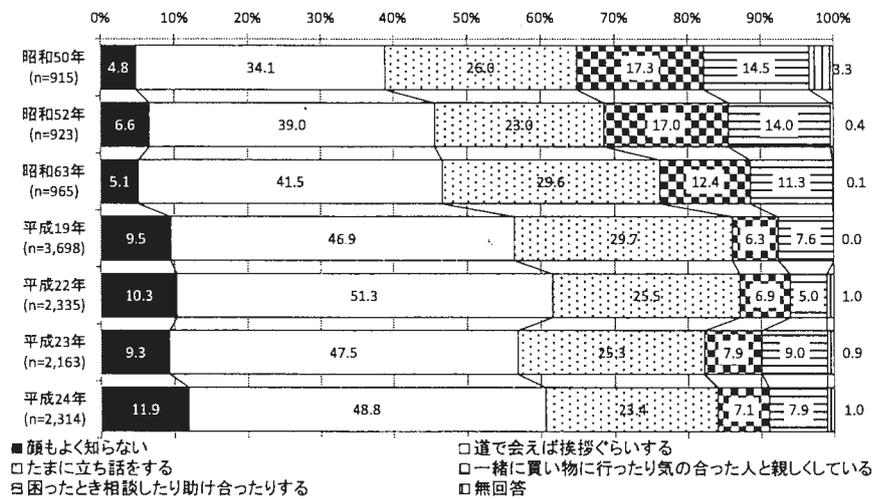


出典) 市民生活白書 (平成 25 年 横浜市政策局)

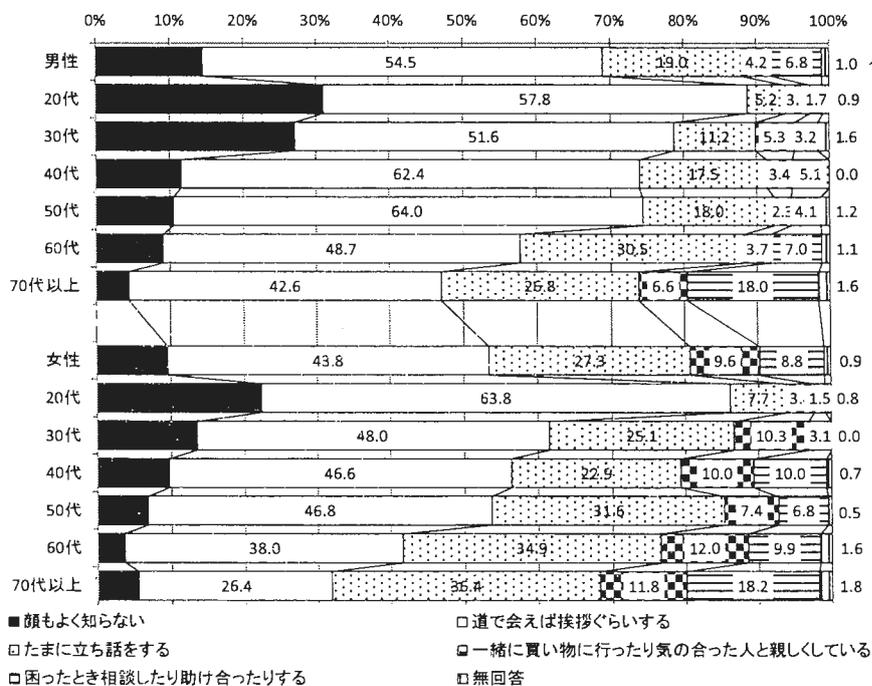
才 地域の人間関係 **互いに助け合う関係が減少傾向**

- 横浜市民意識調査結果では、隣近所とのつきあい方で、「気のあった人と親しくしている」、「困ったときに相談したり助け合ったりする」の割合は、多少の増減があるものの昭和 63 年度以降減少傾向にあります。
- 平成 24 年度には、「顔もよく知らない」が平成 23 年度調査に比べ 2.6 ポイント上昇し、過去最高となっています。
- 70 代以上では「困ったときに相談したり助け合ったりする」の割合が高くなっていますが、60 代（団塊の世代）では他の年代と同様、低くなっています。

隣近所とのつきあい方



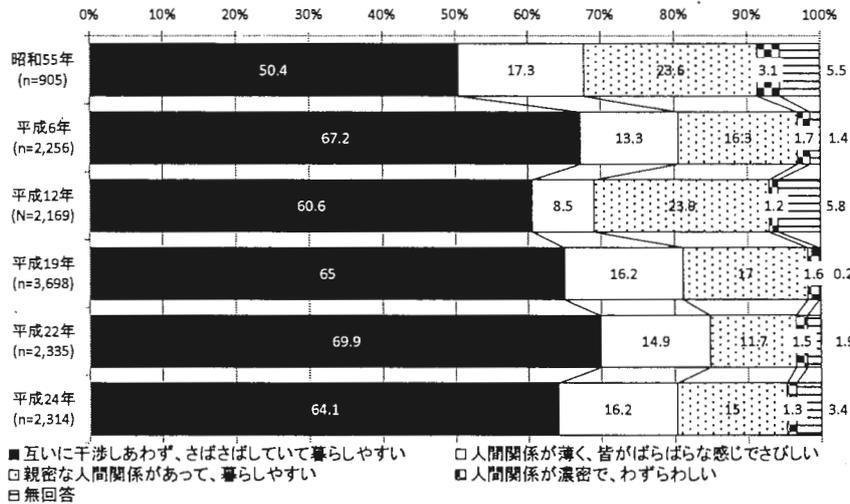
隣近所とのつきあい方(男女年齢別)



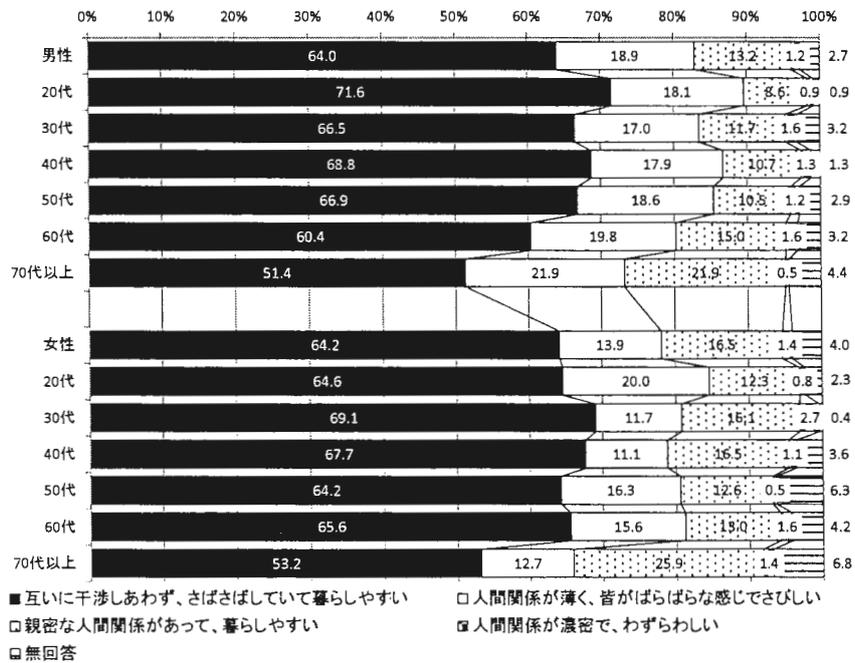
出典)横浜市民意識調査 (平成24年度 横浜市政策局)

- 隣近所とのつきあいに対する考え方では、「互いに干渉しあわず、さばさばして暮らしやすい」が平成6年度以降6割を超え最も多くなっています。
- 70代以上では、「互いに干渉しあわず、さばさばして暮らしやすい」の割合が減り、「親密な人間関係があって、暮らしやすい」の割合が2割を超え、他の年代と比べて多くなっていますが、60代(団塊の世代)では他の年代と同様、「互いに干渉しあわず、さばさばして暮らしやすい」の割合が6割を超え最も多くなっています。

### 隣近所とのつきあい方の感じ方



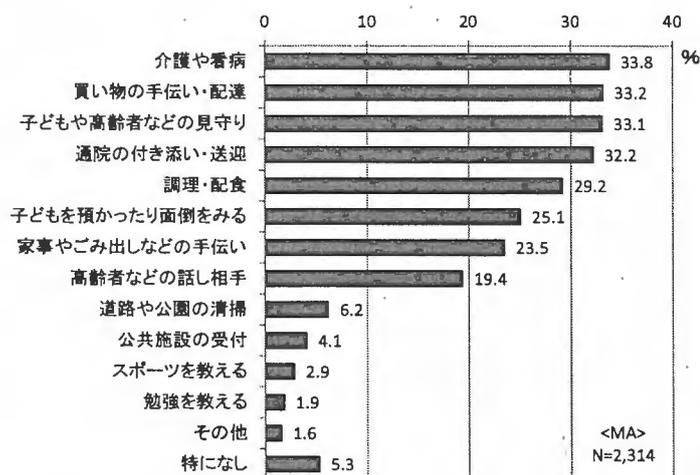
### 隣近所とのつきあい方の感じ方(男女年齢別)



出典)横浜市民意識調査(平成24年度 横浜市政策局)

- 一方で、地域で必要となるサービスの上位に、親密な人間関係のもとに可能となる、「介護や看病」「子どもや高齢者の見守り」「通院の付き添い・送迎」が挙げられています。

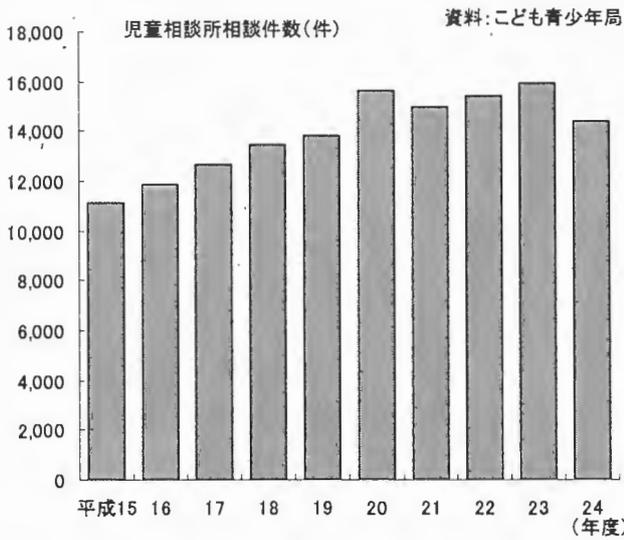
### 地域で必要となるサービス



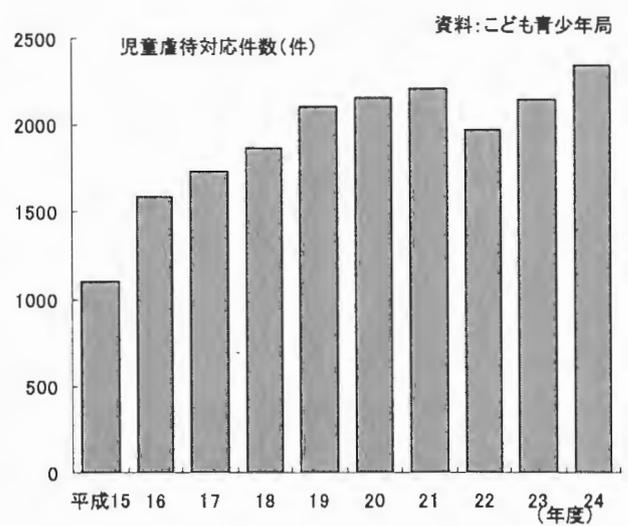
## カ 課題に直面する子ども・若者 支援を要する子ども・若者の増加

- 将来の超高齢社会を支えることを期待されている今の子どもたちは、家庭や学校、地域社会の中で様々なリスクにさらされ、様々な課題に直面しています。
- 課題の一つに家庭における養育力の低下が挙げられています。児童相談所の相談件数は、平成 15 年度に 11,098 件でしたが、年々増え続け、平成 24 年度には 14,400 件になっています。
- 児童虐待の対応件数も、平成 15 年度には 1,103 件でしたが、平成 24 年度には 2,344 件になっています。
- この 10 年余りの間、働きたくても働くことができない、社会に居場所がないなど、支援を必要とする若者が増えています。15 歳から 39 歳までの若年無業者(ひきこもり、ニート及び失業者)の推移は、平成 2 年(1990 年)と比較して、平成 22 年(2010 年)でほぼ倍増しています。
- そのほかにも、経済的困窮により就学援助を受ける小・中学生の保護者の増加や、学校になじめなかったり、学校で様々なトラブルを抱える子どもの増加など、支援を要する子ども・若者が増加しています。

児童相談所相談件数

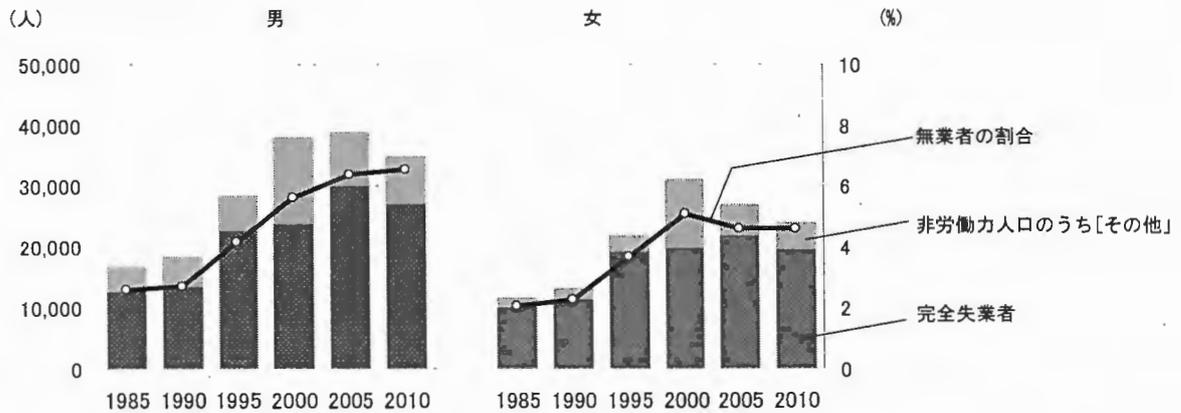


児童虐待対応件数



無業者数・率の推移【15～39歳】

無業者数・率の推移【15～39歳】



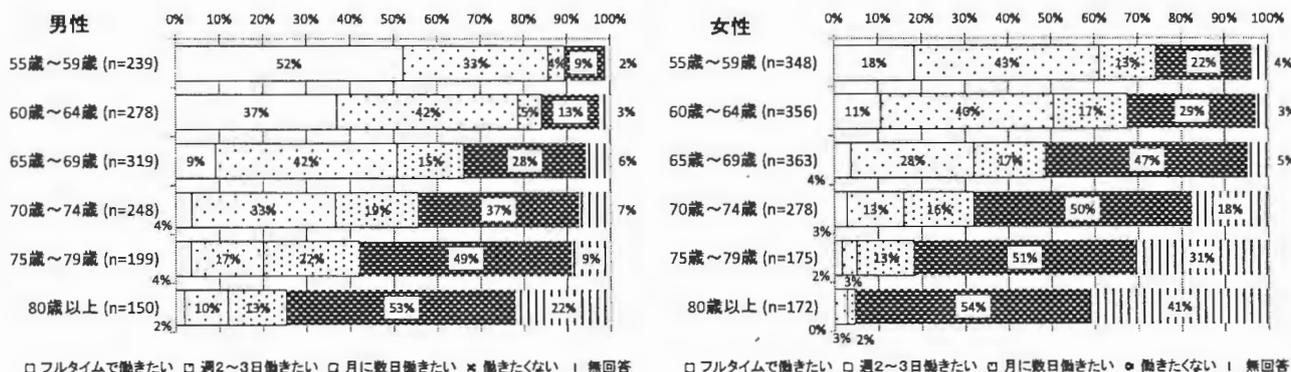
資料：国勢調査

キ 高齢社会の生き方 趣味が生き甲斐～地域貢献も少しは気になる

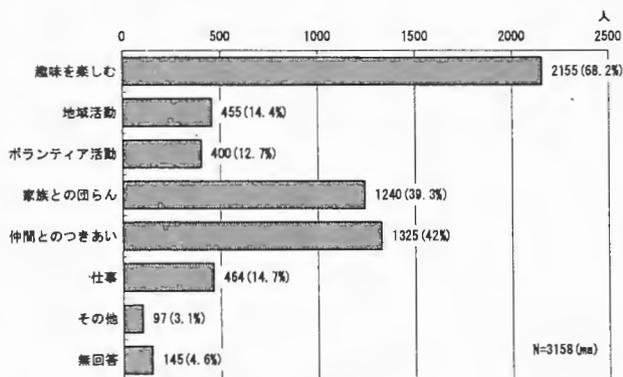
- 平成 21 年度「横浜市の老人クラブ活動に関するアンケート」で、高齢者及びこれから高齢者に向かう人のこれからの生活について調査結果が出ています。
- “働くことについて”では、「70歳ぐらいまで」は働きたいと考えている人が多くなっています。
- “これからの生活で重視したい”ことは、「趣味を楽しむ」が約7割と多く、「仲間とのつきあい」が4割強、「家族との団らん」が4割弱であり、「ボランティア活動」や「地域活動」は1割程度と少なくなっています。
- “これからの高齢社会で高齢者が果たすべき役割”については、「自分の健康維持」が8割以上と多くなっていますが、「高齢者同士の見守り支えあい」、「自分の経験で地域に貢献する」がいずれも4割程度みられます。

- 高齢者やこれから高齢に向かう人は、健康を維持しながら趣味に生き甲斐を求め、ボランティア活動をする意向は少ないですが、近隣の見守り、支えあいは大切であると考えていることがわかります。

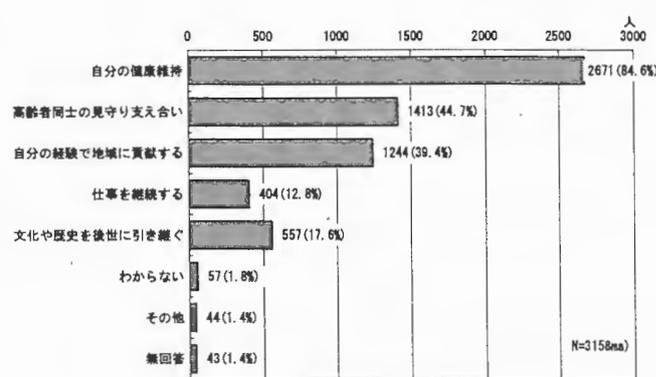
### 働くことについて



### リタイヤした後重視したいこと



### 高齢社会で高齢者が果たす役割



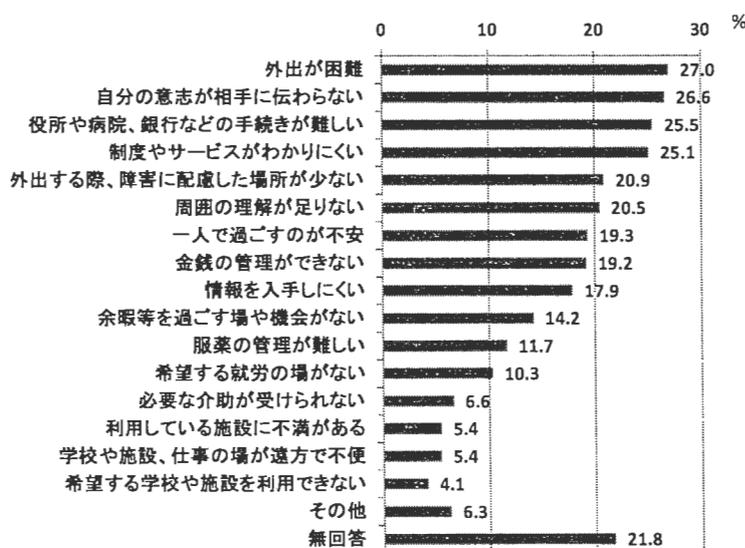
出典)横浜市の老人クラブ活動に関するアンケート※(平成 21 年度健康福祉局高齢健康福祉課)

※55 歳以上 8,000 人、回収 3,158 人

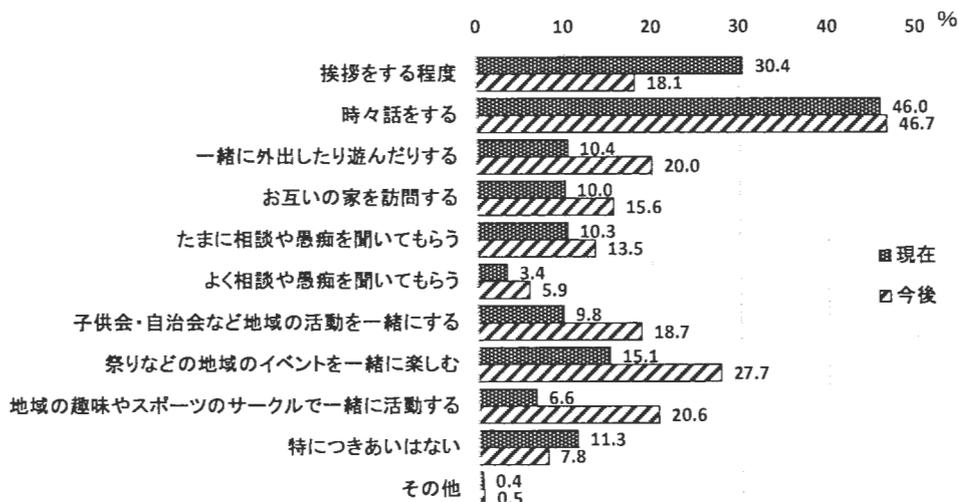
## ク 障害者の地域生活支援 困りごとは多いが～地域との関わりを求めている

- 平成 20 年度「障害者（身体・知的・精神）アンケート」で、日常生活の困りごとや地域とのつきあいについての調査結果が出ています。
- 「外出が困難」「自分の意思が相手に伝わらない」「役所や病院、銀行などの手続きが難しい」「制度やサービスがわかりにくい」「外出する際、障害に配慮した場所が少ない」「周囲の理解が足りない」は 2 割以上の障害者が困りごととして挙げており、障害者の日常生活の困りごとは多岐にわたっています。
- 現在の地域との関わり方と今後どのように地域と関わっていきたいかを比較すると、お祭りなどの地域の行事や、地域のサークルで一緒に活動するなどにより、積極的に地域と関わっていきたいという意向があることがわかります。

### 日常生活の困りごと



### 地域とのつきあい



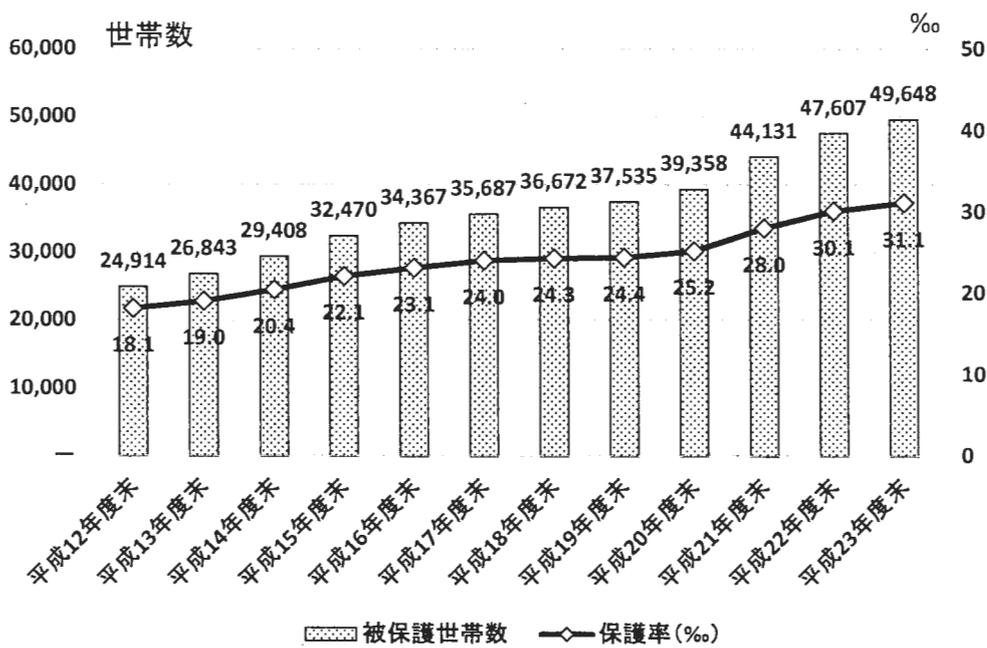
出典)障害者(身体・知的・精神)アンケート 平成 20 年 9 月健康福祉局障害企画課

※7,000 人対象(身体 5,000 人、知的 1,000 人、精神 1,000 人)、回収 3,689 人

ケ 増加する生活保護世帯 特に近年の増加が著しい

○ 10年前に比べて、生活保護世帯数はほぼ倍増しています。保護率も年々上昇し、特に平成21年度以降の増加が著しくなっています。

生活保護世帯数・保護率の推移



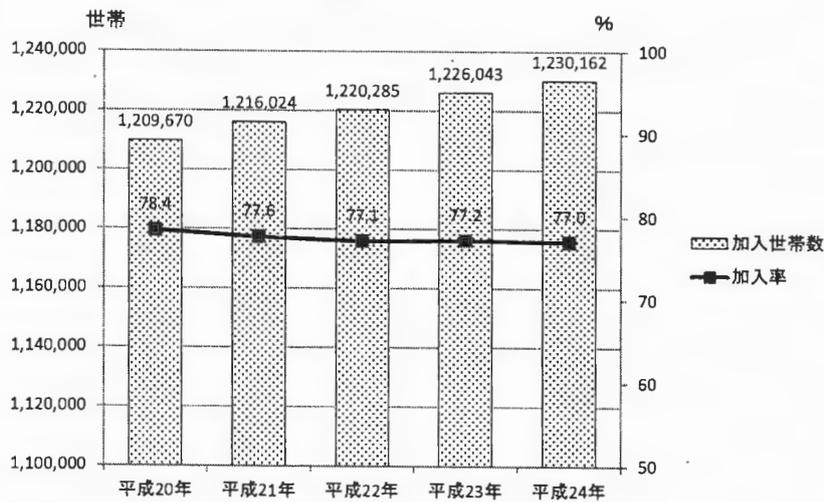
出典) 健康福祉局保護課

## (2) 横浜市民の地域活動や市民活動の状況

### ア 自治会町内会の活動 加入率は横ばいで推移

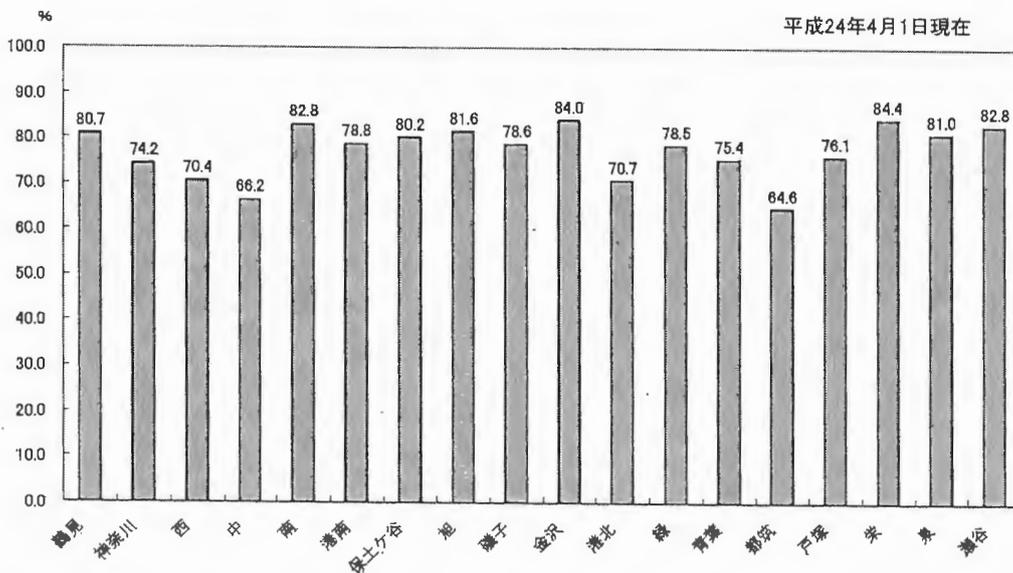
- 横浜市の自治会町内会では、加入世帯数は増加し、加入率はほぼ横ばいで推移しています。区別の加入率では、平成24年4月1日現在で、最も高い区で84.4%、最も低い区で64.6%となっており、約20%の差があります。

自治会町内会加入世帯数及び加入率の推移(各年4月1日)



出典) 市民局地域活動推進課

区別自治会町内会加入率



出典) 市民局地域活動推進課

## イ 多様な市民活動と地域 ボランティア登録者・NPO 法人は増加

- 社協のボランティア登録者数は年々増加しており、平成24年度は平成22年度と比較して3,544人、約8%増加しています。
- 横浜市には平成24年度1,382のNPO法人が存在しており、保健・医療・福祉分野で活動しているNPO法人が多くなっています。

### ボランティア登録者数

	平成20年度 (2008年度)	平成22年度 (2010年度)	平成24年度 (2012年度)
ボランティア登録者数(人)	39,243	45,686	49,230

出典)横浜市社会福祉協議会(平成24年度 ボランティア関係事業概要)

### 平成24年度 NPO 法人活動分野ランク

(市内1,382法人の内、複数の分野に該当する場合有り)

活動分野	平成23年度	平成24年度		増加件数
	件数	件数	割合(%)	
1 保健・医療・福祉	684	728	21.2	44
2 子どもの健全育成	395	448	13.0	53
3 社会教育	350	385	11.2	35
4 まちづくり	291	318	9.2	27
5 学術・文化・芸術・スポーツ	270	289	8.4	19
6 連絡・助言・援助	233	271	7.9	38
7 環境の保全	186	192	5.6	6
8 国際協力	167	175	5.1	8
9 職業能力・雇用機会	140	155	4.5	15
10 人権・平和	122	130	3.8	8
11 経済活動の活性化	86	98	2.8	12
12 地域安全	44	53	1.5	9
13 男女共同参画社会	44	48	1.4	4
14 情報化社会	35	43	1.2	8
15 消費者の保護	39	40	1.2	1
16 災害救援	33	33	1.0	0
17 科学技術の振興	27	30	0.9	3
18 観光	-	4	0.1	-
19 農山漁村・中山間地域	-	1	0.0	-
20 条例指定	-	0	0.0	-
計	3,146	3,441	100.0	295

出典)内閣府 NPO 検索より作成(平成25年4月末現在)

ウ 地域の活動を推進する拠点の整備状況 **地域ケアプラザ等拠点整備が進む**

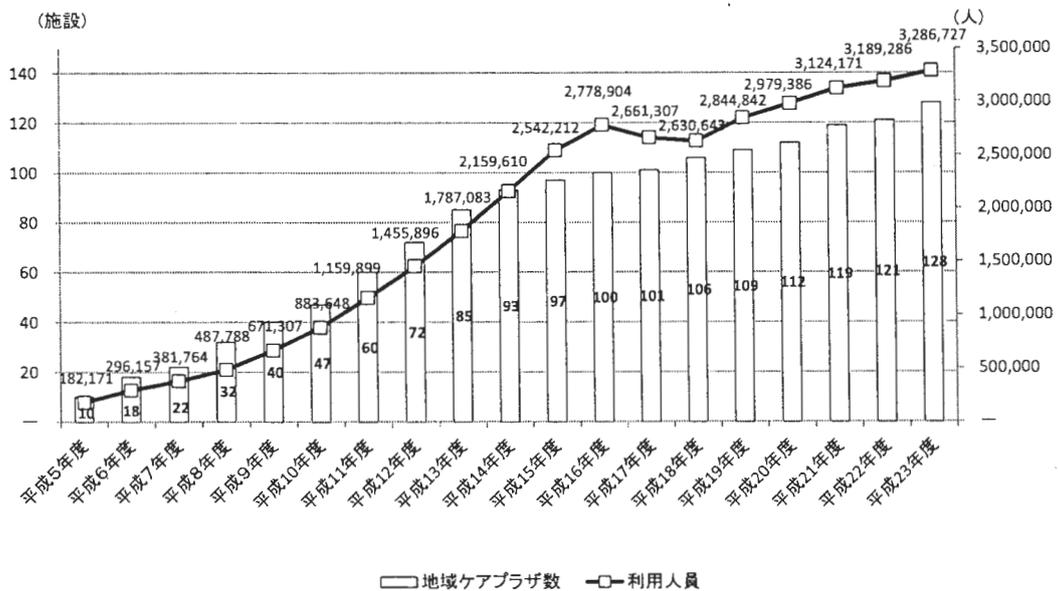
○ 地域の様々な活動を推進する拠点の整備が進んでいます。

地域の拠点の整備状況

	平成 20 年度末 (2008 年度末) か所数	平成 24 年度末 (2012 年度末) か所数	整備目標
地域ケアプラザ	112	130	概ね中学校区に 1 か所(145)
障害者地域活動ホーム	38	41	41 か所(従来型(1)機能強化型 (22) 社会福祉法人型(18))
地域子育て支援拠点	12	18	各区 1 か所 (18)
福祉保健活動拠点	18	18	各区 1 か所 (18)

出典) 健康福祉局、こども青少年局

地域ケアプラザ整備と利用人員※の推移



※利用人員(貸し館利用、自主事業参加者、通所介護及び予防通所介護利用者の合計)

出典) 健康福祉局地域支援課

### (3) 地区別計画策定・推進状況からみる地域の状況

- 第2期で策定された地区別計画の状況について、国勢調査などの基礎データとあわせ、分析を行いました。

#### ア 横浜の地区別計画エリアの状況

- 横浜市地域福祉保健計画では、地区連合町内会エリア又は地域ケアプラザエリアを単位として18区全区で地区別計画を策定しています。

地域福祉保健計画  
地区別計画エリア区分図

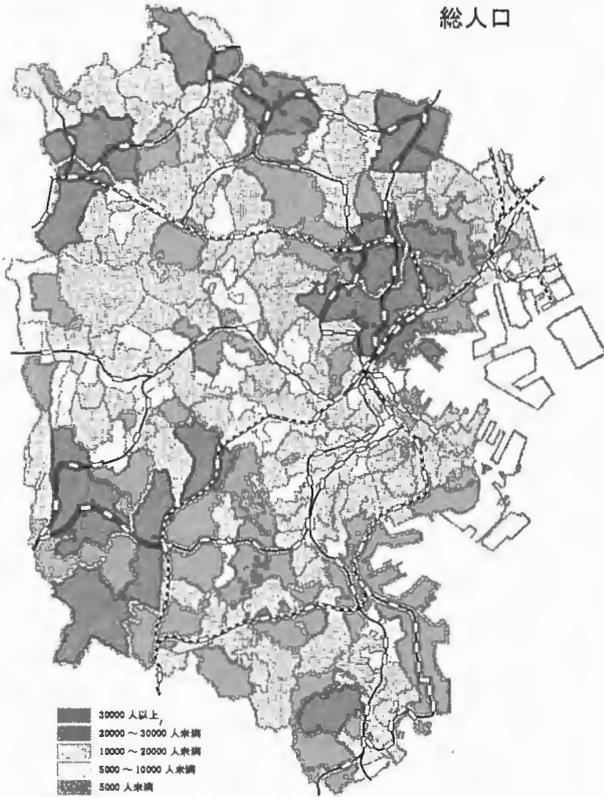
区	地区別 計画数
鶴見区	18
神奈川区	8
西区	6
中区	13
南区	16
港南区	15
保土ヶ谷区	22
旭区	19
磯子区	9
金沢区	14
港北区	13
緑区	11
青葉区	15
都筑区	15
戸塚区	10
栄区	7
泉区	12
瀬谷区	12
総計	235



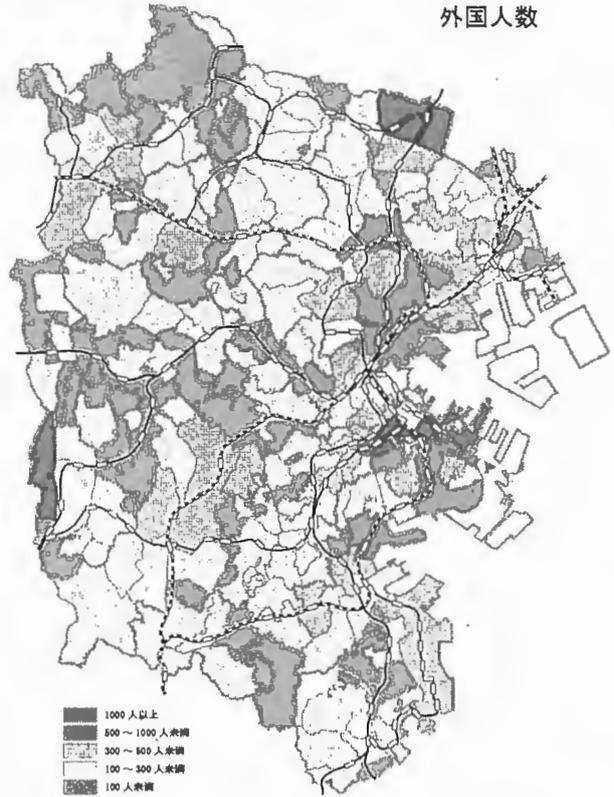
- 人口規模は、最大の地区で72,500人、最小の地区で2,600人であり、平均は16,000人となっています。
- 外国人数が比較的多い地区は、鶴見区、中区、泉区に見られます。
- 定住率の高い地区、65歳以上人口の多い地区、高齢者のみ世帯の多い地区、高齢夫婦のみ世帯の多い地区は市内の中央部から南部にかけて多く見られます。
- ひとり暮らし高齢者の多い地区は、西区、中区など市の中心部の地区と郊外の大規模団地を抱える地区に多く見られます。
- 共同住宅割合が高い地区は市内北部に多く見られます。
- 市内全体に、一般住宅中心の地区が広がっていますが、団地が中心となっている地区やマンションが中心となっている地区も散在しています。
- このように、235の各地区は居住者等にそれぞれ地区の特性が見受けられます。

地区区分別地区特性

総人口



外国人数



65歳以上のいる世帯



独居高齢者世帯

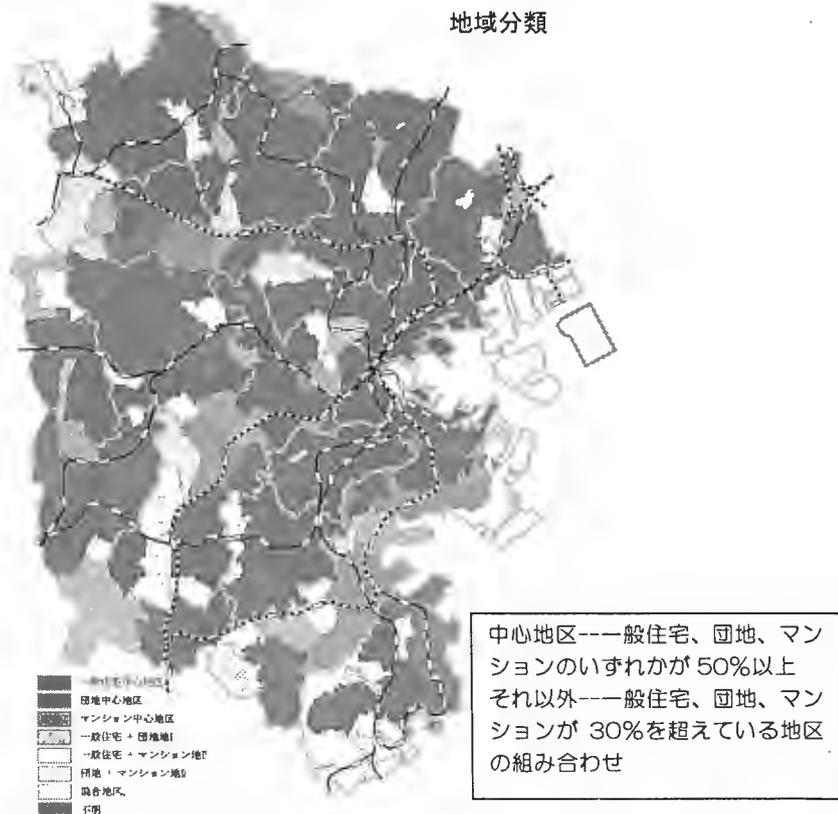


出典)平成 22 年国勢調査(連合別集計及び小地域別集計)より作成



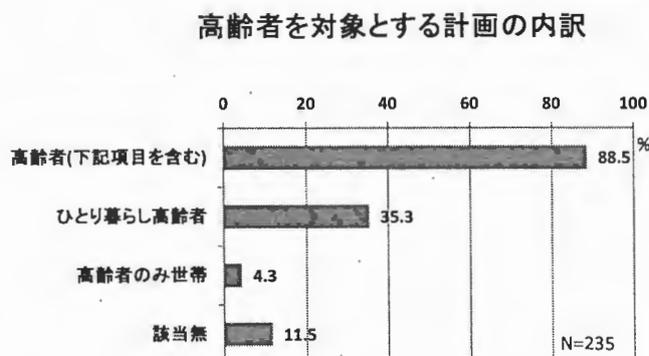
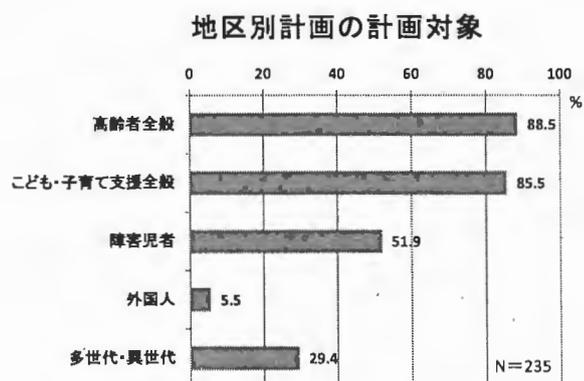
出典) 平成 22 年国勢調査(小地域別集計)より作成  
(定住率-20 年以上居住している人の割合)

出典) 平成 24 年度自治会町内会アンケート結果より作成

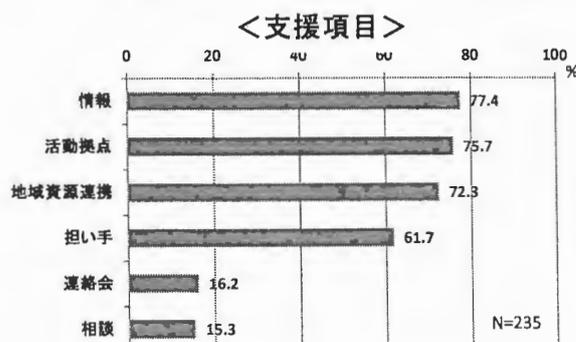


## イ 第2期地区別計画策定の状況

- 地域福祉保健計画の235の地区別計画で取り上げられている計画の対象者では、「高齢者」「子ども・子育て支援」は9割近くの地区で対象となっていますが、「障害児者」は51.9%、「外国人」は5.5%にとどまっています。
- 高齢者を対象とする地区は9割（88.5%）に上りますが、その中で、ひとり暮らし高齢者を対象としている（明記している）地区は35.3%、高齢者のみ世帯を対象としている地区は4.3%となっています。

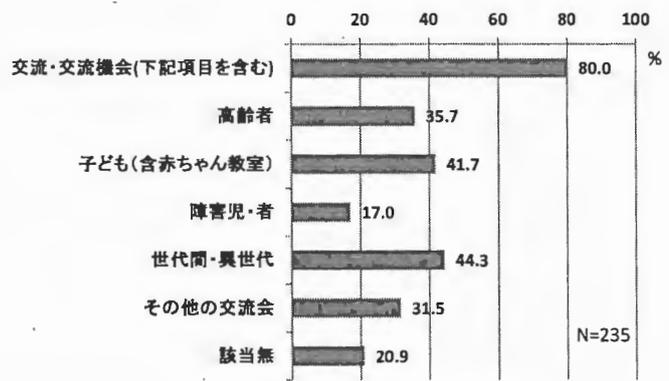


- 地域福祉保健計画の235の地区別計画で取り上げられている取組項目は多岐にわたっていますが、7割以上の地区で取組がみられる活動の内容（活動項目）は、「交流・交流機会」、「行事・イベント」、「災害対策」、「健康づくり」、「日常生活支援」で、それらの活動を支える内容（支援項目）としては、「情報」「活動拠点」「地域資源連携」が挙げられています。
- 一方、地域の活動の横のつながり、相談したくても相談できない人への対応につながる「連絡会」や「相談」に取り組んでいる地区の割合は少ないといえます。



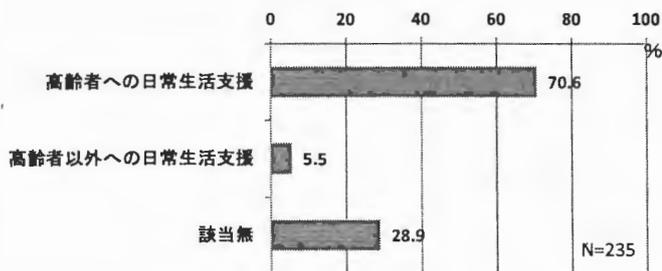
- 交流・交流機会に取り組む地区は8割(80.0%)に上りますが、その中で、最も多かったのは世代間・異世代を対象とする交流で44.3%、次いで、子ども(赤ちゃん教室を含む)を対象とする交流が41.7%でした。障害児者を対象とする交流の取組は17.0%と少なくなっています。

交流・交流機会の取組内訳

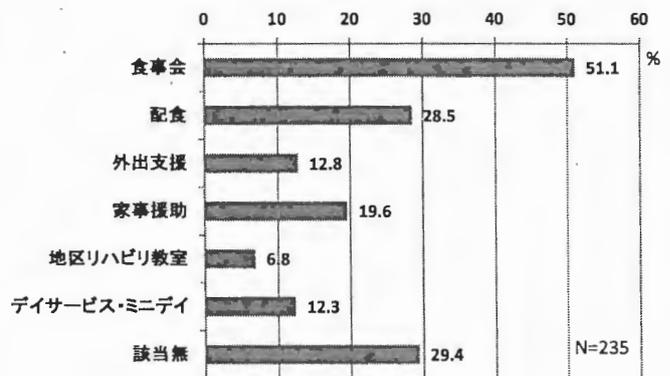


- 日常生活支援に取り組む地区は7割(100%から「該当なし」の28.9%を除いた71.1%)に上っており、そのほとんどが高齢者への生活支援の取組となっています。高齢者への日常生活支援の内容は、食事会が51.1%と最も多く、次いで配食が28.5%、家事援助19.6%、外出支援12.8%となっています。このほか、デイサービス・ミニデイは12.3%、地区リハビリ教室は6.8%でした。

日常生活支援の取組内訳



高齢者の日常生活支援の内容



## ウ 地域状況と計画対象・計画内容の関連性

- 高齢者はほぼ全地区で対象とされています。
- 子ども、子育て支援を対象とした取組も高齢者と同様に取り組む割合が高くなっていますが、とくに、6歳未満の子どものいる世帯の割合が高い地区で取り組む割合が高くなっています。(鶴見区、神奈川区、金沢区、青葉区、都筑区、戸塚区)
- 外国人を対象とした取組は、中区、南区、泉区、港南区、鶴見区での割合がやや高く、外国人数が多い地区で取り組む割合が高くなっています。
- 交流・交流機会は、マンション地区、団地地区を含む地区で取り組む割合が高くなっています。
- 定住率の低い地区では、行事・イベントに取り組む割合が高くなっています。
- 定住率の高い地区、高齢者のみ世帯、高齢夫婦のみ世帯、独居高齢者の多い地区で日常生活支援に取り組む割合が高くなっています。
- このように、235の各地区の取組(計画対象と計画内容)は、地区の特性や地区が抱える課題に応じて設定され、取り組まれています。

#### (4) 横浜市の平均的な地域の状況

- 横浜市における地域福祉保健に関する主な指標となるデータについて、地区連合町内会エリア（3層）及び地域ケアプラザ（日常生活圏域）エリア（4層）の数で割り返した1地区あたりの平均値を示しました。

	単位	横浜地域	地区連合町内会の 1エリア	地域ケアプラザの 1エリア	数値の 基準日
			(÷251地区)	(÷145圏域)	
人口	人	3,697,035	14,729	25,497	H25.1.1
親子の居場所(※1)	か所	113	0.5	0.8	H25.3.31
保育所	か所	580	2.3	4.0	H25.4.1
地域ケアプラザ(地域包括支援センター)	か所	130	0.5	0.9	H25.4.1
デイサービス	か所	738	2.9	5.1	H25.7.1
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	101	0.4	0.7	H25.7.1
グループホーム(認知症対応型)	か所	286	1.1	2.0	H25.7.1
ケアマネジャー	人	2,690	10.7	18.6	H25.4.1
ヘルパー	人	14,740	58.7	102	H23.10.1
医療施設(※2)	か所	5,111	20.4	35.2	H23.10.1
小学校	校	343	1.4	2.4	H25.4.1
中学校	校	148	0.6	1.0	H25.4.1
児童相談所児童虐待対応件数	件	2,148	8.6	14.8	H24.3.31
15歳未満人口	人	480,802	1,916	3,316	H25.1.1
障害者のうち自立支援給付支給決定者数	人	17,934	71.5	124	H25.3.31
各種障害者手帳所持者	人	138,940	554	958	H24.3.31
要介護認定者	人	134,130	534	925	H25.3.31
高齢者(65歳以上)人口	人	787,128	3,136	5,428	H25.1.1
高齢者(75歳以上)人口	人	363,925	1,450	2,510	H25.1.1
一人暮らし高齢者(65歳以上単独世帯)	人	132,016	526	910	H22.10.1
高齢夫婦(夫65歳以上、妻60歳以上)	世帯	151,036	602	1,042	H22.10.1
自治会町内会	団体	2,871	11.4	19.8	H24.4.1
老人クラブ会員	人	121,269	483	836	H25.3.31
民生委員・児童委員	人	4,479	17.8	30.9	H24.12.1
ボランティア登録数	人	49,230	196	340	H25.3.31

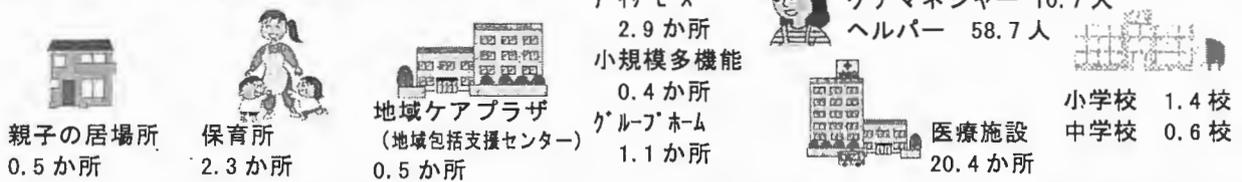
(※1) 親子の居場所＝地域子育て支援拠点事業、親と子のつどいの広場、保育所子育てひろば、幼稚園はまっこ広場

(※2) 医療施設＝病院、一般診療所、歯科診療所

<横浜市の平均的な地域の状況（イメージ図）>

地区連合町内会の1エリア平均で見た場合

地域の施設・専門機関・人材など



地区連合町内会エリアの平均人口 14,729 人

児童相談所  
児童虐待対応件数  
8.6 件

障害者のうち  
自立支援給付支給  
決定者 71.5 人

要介護認定者  
534 人

15才未満  
1,916 人

障害者 554 人  
(各種障害者手帳所持者)

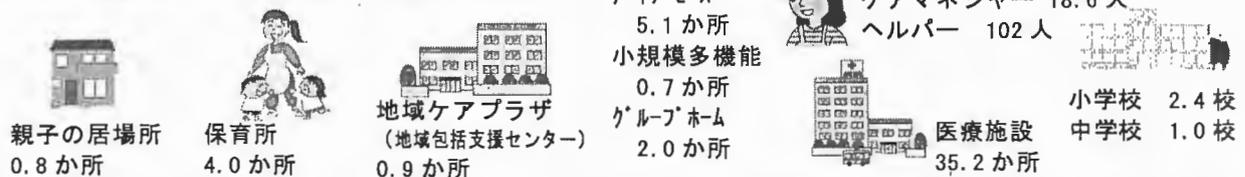
高齢者 (65歳以上) 3,136 人  
高齢者 (75歳以上) 1,450 人  
一人暮らし高齢者 526 人  
高齢夫婦 602 世帯

住民組織・地域の人材の状況



地域ケアプラザの1エリア平均で見た場合

地域の施設・専門機関・人材など



地域ケアプラザエリアの平均人口 25,497 人

児童相談所  
児童虐待対応件数  
14.8 件

障害者のうち  
自立支援給付支給  
決定者 124 人

要介護認定者  
925 人

15才未満  
3,316 人

障害者 958 人  
(各種障害者手帳所持者)

高齢者 (65歳以上) 5,428 人  
高齢者 (75歳以上) 2,510 人  
一人暮らし高齢者 910 人  
高齢夫婦 1,042 世帯

住民組織・地域の人材の状況



この図のデータは…市全体の数値を

【上図】地区連合町内会数の 251 (H25.4.1 現在) で割り返したものの

【下図】地域ケアプラザ整備予定数の 145 (中学校区程度に 1 か所整備予定) で割り返したものです。

## 5 2025年の横浜市の姿を視野に入れた中期的課題

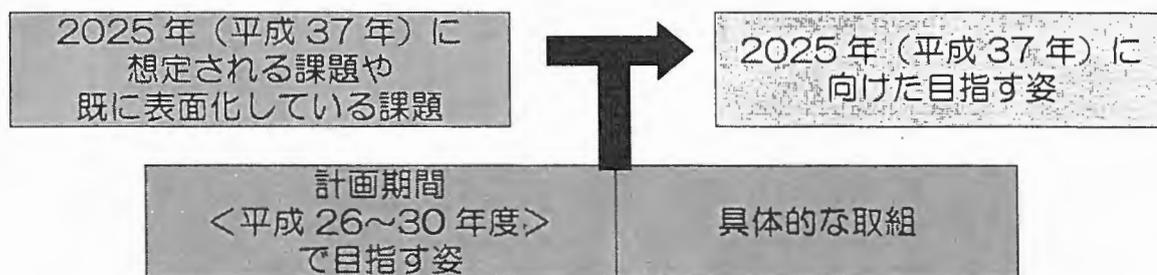
### (1) 2025年問題とは

- 2025年には「団塊の世代」が75歳以上になり、あわせて少子化、世帯の小規模化が進行し支援の必要な高齢者は増え、担い手の割合が少なくなります。これは、日本の社会保障が直面する最大の危機といっても過言ではありません。

### (2) 2025年の横浜市における福祉保健の中長期的課題

- 横浜市では2025年（平成37年）には65歳以上の高齢者人口は97万人まで増加すると予測されています。（1章4 地域福祉保健を取り巻く状況の変化 参照）  
75歳以上の後期高齢者は2012年（平成24年）に比べ1.6倍も増加し、介護保険要介護認定者数は1.7倍、認知症高齢者は1.8倍と、支援を要する高齢者が急激に増加することが見込まれています。
- 高齢者の単身世帯や夫婦のみ世帯が増加するなど家族の形態が変化するとともに、近隣との関係性の希薄化により、困った時に身近に相談できる人がいないなど、社会的に孤立し、支援が必要な状況が誰にも把握されないまま問題を抱え続けるような人が増えてくることが考えられます。
- こういったことから、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、地域の支援体制づくりを進める地域包括ケアシステム（2章 柱 2-2-2 参照）の構築に今から取り組むことが必要になります。あわせて、市民一人ひとりが健康づくりや介護予防に積極的に取り組み、地域活動や社会参加を通じて健康を維持し健康寿命を延ばすことも求められます。
- これらの問題を正面から受け止め、乗り越えていくことが今後の横浜市の福祉保健施策の最重要課題ですが、地域での取組の推進、定着は時間を要するので、2025年までに福祉保健サービスの基盤づくりを計画的に進めていく必要があります。
- 本計画では、「2025年（平成37年）に想定される課題や既に表面化している課題」を考え、その課題に対する「2025年（平成37年）に向けた目指す姿」を描き、その姿を実現するための中間点のステップとしての「計画期間である平成26年度～平成30年度で目指す姿」を検討しました。

そして、これまでの計画の振り返りや、横浜市の現状を踏まえ、この5年間で取り組むべき「具体的な取組」をまとめました。



【「2025年（平成37年）に想定される課題や既に表面化している課題」と  
「2025年（平成37年）に向けた目指す姿】

	2025年(H37)に想定される課題や既に表面化している課題	2025年(H37)に向けた目指す姿
1-1	<p>○人口構成、住宅環境等の地域差が大きくなるとともに、地域社会の取組を次世代に継続していくことが困難な地域が発生している。</p>	<p>○より多くの地域で、地域の状況に応じた住民主体の課題解決に向けた取組が行われている。</p> <p>○公的機関は基本的な施策展開に加えて、各地域の課題解決に向けた支援を行っている。</p>
2-1	<p>○単身世帯・夫婦のみ世帯・ひとり親世帯・孤立している子育て世帯・老障介護世帯等の増加により、家族機能を補完する地域のつながりがますます必要になっている。</p> <p>○大規模な地震等による災害に備えた自助・共助・公助による取組の推進が求められている。</p>	<p>○困ったときに自ら「助けて」と言える力をもつ市民が増えるとともに、明確な情報発信ができない人々の存在にも目を向け、日常的なつながりによりいざという時に助けることができる活動が広がっている。</p> <p>○日頃からの見守り・支えあいの取組の充実と、災害時要援護者支援や防災を目的とした取組の推進等によって、地域のつながりと安全・安心が広がっている。</p>
2-2	<p>○団塊の世代が後期高齢者に達し、要介護高齢者が急増している。</p> <p>○「複合的な困難を抱える人々」を地域で包み支え、誰もが安心して生活できる地域をつくるのが急務になっている。</p>	<p>○健康づくり・介護予防が進み、健康寿命が延伸している。</p> <p>○個々のニーズを地域のニーズとして捉え、公的機関・事業者・地域の連携により、解決に向けた取組が行われている。</p>
2-3	<p>○少子高齢化・世帯の小規模化が進行し、地域で暮らす高齢者・障害者への権利擁護のニーズが増大している。身近で頻度の高い支援が喫緊の課題になっている。</p>	<p>○権利擁護事業や成年後見制度の認知や理解が進み、利用が促進されることで、高齢者や障害者が自分の力を生かしながら地域で安心したその人らしい生活を送ることができている。</p> <p>○市民後見人による地域での活動など市民相互で支えあう取組や仕組みを通じて、認知症や障害があっても、地域で安心して生活し続けることができている。</p>

	2025年(H37)に想定される課題や既に表面化している課題	2025年(H37)に向けた目指す姿
3-1	<p>○地域のつながりの希薄化が進んでいるため、幅広い市民参加によるつながりづくりに、抜本的かつ長期的に取り組むことが必要になっている。</p> <p>○生活課題を抱える若年世代に対し、経済政策や雇用対策以外にも社会的孤立からの脱却に向けた地域でのつながりが必要になっている。</p>	<p>○次世代を対象としたつながりづくり・地域理解の重要性の啓発が、地域と学校との連携により充実した内容で取り組まれ、地域への愛着をもつ子どもが増えている。</p> <p>○次世代育成を切り口にした親同士のつながりや、地縁だけではない趣味の活動などの興味やテーマによるつながりも広がっている。</p> <p>○各世代が抱える課題に対して当事者である世代自身が解決に取り組む風土が生まれている。</p>
3-2	<p>○障害や病気がある人もない人も、同じように地域で自立した生活を送れるようにするために、障害や病気への理解や障害や病気がある人の社会参加がより必要となっている。</p>	<p>○障害や病気に対する市民の理解が進み、障害や病気の有無に関わらず、お互いに支え、助け合う地域社会づくりの意識が高まることにより、障害や病気がある人を含む全ての人の社会参加が促されている。</p>
3-3	<p>○高齢者層が社会の大きな比重を占めるようになり、「人生65年時代」から「人生90年時代」に向けて、高齢者の意欲と能力が最大限発揮される「場」と「出番」が求められている。</p>	<p>○「高齢者は支えが必要な人」という固定観念がなくなり、さまざまな形態で高齢者世代の誰もが健康づくりに努めながら地域の活性化に関わっている。</p>
3-4	<p>○地縁組織の主体的な取組に加え、企業やNPO等との連携や協働により、市民参加の幅を広げていくことが、地域福祉保健活動の継続にとって重要になっている。</p> <p>○福祉・保健・医療に係る市の歳出の増加が進み財政状況が逼迫するなかで、公的資金のみに頼らず自主財源を持続的に生み出す等の、地域福祉保健活動の継続に効果的な手法の浸透が求められている。</p>	<p>○地域福祉保健活動が継続するための環境が整備されている。</p> <p>○地域の福祉活動においては、企業・NPO、社会福祉施設等の社会資源の特性や専門性を生かし、中間支援組織等とも連携した取組を進めることにより、公的資金に頼らない持続可能な取組が増えている。</p>
3-5	<p>○限られた資源(特に公的な場所・人材・財源)を有効活用するため、地域福祉保健に関するコーディネート機能が必要になっている。</p>	<p>○既存の資源の情報を共有し、効果的に連携と役割分担を進めることにより、地域課題に対するきめ細やかな取組が行われている。</p>

## 6 計画が目指すもの

### (1) 地域福祉とは何か・保健の視点も取り入れて進める意義

#### ア 地域福祉とは

##### 【目指すもの】

「地域福祉」とは、誰もが身近な地域で安心して自分らしく暮らすために、地域住民と関係団体・社協・行政等が連携して、地域の生活課題の解決に取り組み、地域特性に応じた支えあいの地域社会を作ることです。

##### 【公的援助・専門的支援の重要性】

地域の中で福祉や保健・医療・介護の専門職（社会福祉士、介護福祉士、ホームヘルパー、ケアマネジャー、医師、保健師、看護師など）によって、「支援が必要な人」や「困りごとを抱えた人」に展開される、個別援助活動や福祉サービス提供などの公的援助は、「地域福祉」において重要な役割をもっています。

##### 【身近な地域の生活課題から取り組む必要性】

同時に「地域福祉」の実現には、公的な「福祉サービス」だけではなく、日常の見守りや声かけ、家事や送迎の援助、募金への参加など、地域住民の誰もが立場や状況に合わせた役割を持ち、継続的に活動に関わることが必要です。身近な地域の生活課題を解決するための取組（例えば、災害や犯罪に備えた安全・安心のための活動、環境改善に向けた街の美化活動、地域のつながりづくりなど）を広く「地域福祉」を推進するための活動に結びつけていくことが大切です。

##### 【自助・共助・公助】

地域における自助・共助・公助の様々な取組を、それぞれの関係性や相互のつながり、サービス全体の総合性、連続性といった視点で捉え、関連付けて行うことが、「地域福祉」の大事な視点です。それにより、誰もが自分らしく地域で暮らし、共に支えあう社会の実現（ノーマライゼーション\*1やソーシャルインクルージョン\*2）につなげることができます。

##### 【公的機関による地域支援】

これらの活動やサービス等が充実するよう制度改正や新たな仕組みづくり、人材の開発や育成、居住環境や都市環境の整備など、「地域福祉」の実現に向けた基盤整備における、行政、社協、地域ケアプラザ等の公的機関の果たす役割は非常に重要なものとなります。

\*1 ノーマライゼーション：障害のある人が障害のない人と同等に生活し活動できる生活条件（環境や制度）を作りだすこと。

\*2 ソーシャルインクルージョン：「社会的包摂」などと訳され、どのような課題のある人たちも排除せずに社会の一員として包み込み、ともに助け合って生きて行こうという考え方。

## <行政・社協・住民の役割について>

\* 平成20年3月 厚生労働省「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」をもとに作成

### ○ 行政の役割

- ① 公的サービスの提供
  - ・ 基本的な福祉保健ニーズへの公的サービスの提供
  - ・ 地域課題へ対応できるように公的サービスの見直しや運用の弾力化
- ② 地域福祉保健に関する施策調整
  - ・ 総合的なコミュニティ施策、幅広い分野との連携
- ③ 住民活動の基盤整備
  - ・ 地域福祉の仕組みづくり（住民参加の仕組みづくり、圏域の設定、関係者間でのネットワークづくり等）
  - ・ 必要な個人情報を積極的に関係機関と共有する

### ○ 社協の役割

- ① 住民活動の基盤整備
  - ア 住民活動を支援するため地域福祉のコーディネーター役を担う
  - イ 共同募金配分金、社協会費からの補助金等を活用した住民活動の支援
  - ウ 会員組織で構成される協議体として、様々な団体・機関とのネットワークづくり
  - エ 社会福祉に関する理解を進めるための広報・啓発の取組
- ② 地域福祉の推進を図るため、既存サービスでは解決が困難な課題への取組、先駆的取組の実施

### ○ 住民の役割

- ① 地域における多様な生活課題への対応を図るため「新たな支え合い」（共助）の拡大、強化
  - ア 自己実現意欲の発揮による主体的な地域福祉保健活動への参加
  - イ 地域の生活課題の発見・解決
    - ・ 多様な活動展開を通じた地域の生活課題の発見
    - ・ 身近な地域のつながりを通じた、支援が必要な人への気付き、専門家へのつながり
    - ・ 様々な民間主体との連携による地域の生活課題の解決
- ② 住民の意識の変革
  - ・ 人権意識を高める
  - ・ 地域を常に開かれた場にする

## イ 地域保健とは

### 【目指すもの】

「地域保健」とは、健康、保健、衛生、生活環境等に関する地域住民の多様なニーズに適確に対応し、地域で生活する個人やその家族の健康的な生活力が向上できるように、地域の特性及び社会福祉等の関連施策との連携に配慮しながら、地域住民の健康の保持及び増進を目的として推進していくものです。

### 【広義の予防の視点】

健康づくりや保健の活動は、病気がない状態にすることが目的なのではなく、病気があってもなくても、個人や家族が本来持っている力を発揮し、社会の中で自分たちらしく生活ができるよう、心身の状態をつくり保っていくことを目指します。自分や家族に必要なことを学び、できることは実践し、家族や社会の中で取れる役割を考え、治療やサービス・周囲のサポートなど必要な支援を活用できるようにする、といった個人や家族の自助の力を高めることが大切です。そこには、単に病気を防ぐというだけでなく、将来にわたる生活課題、例えば子育てや介護、自分や家族の病気や加齢などに伴い予測される変化に対応した準備を行い、地域生活を続けていけるようにするといった「予防」の視点も含まれます。

また、個人、家族の健やかな生活を支える土台は「地域」であり、社会環境の改善、社会参加の機会の増加、健康維持に役立つ資源の使いやすさの確保等の地域の基盤づくりを推進させることは、「地域保健」における「予防」として非常に重要な考え方です。

#### 【保健により自助の力を高める】

乳幼児期から高齢期まで継続して、生活習慣の改善や、病気の予防や重症化予防を行うことで、健康上の問題で日常生活が制限されずに生活できる期間を延ばすこと（健康寿命の延伸）ができ、それぞれの自助の力を高めることにつながります。

#### 【共助の取組の重要性】

今後更に複雑化、多様化していく、健康や保健に関わるニーズや生活課題に対応するには、ソーシャル・キャピタル（地域に根ざした信頼関係や社会規範、ネットワークといった社会関係資本等）の形成や、核となる人材の育成、地域社会、学校や企業、NPO・民間団体、ボランティア団体や自助グループ等への支援や働きかけを通じた地域住民の共助の取組の活性化が重要になってきます。

### ウ 「地域福祉」と「地域保健」を一体的に進める意義

#### 【目指すものの共通性】

福祉も保健も目指すものは、住民が「地域で安心して健やかに生活を送れるようにすること」であり、「地域福祉」と「地域保健」が重視する視点、プロセスも非常に近いものとなっています。

#### 【これまでの経過】

横浜市では、誰にとっても関心を持ちやすい健康に関する取組を地域福祉の取組と一体的に推進することが、幅広い市民参加につながるなどから、第2期計画から計画の名称を「横浜市地域福祉保健計画」とし、「地域福祉保健活動」の推進に取り組んでいます。

#### 【地域保健人材の活用】

地域では、保健活動推進員や食生活等改善推進員などの地域保健人材が、公的機関と連携しながら健康づくりのための活動を実施しています。こうした人材の活動を支援し、「健康づくり」や「予防」の取組をさらに進めていくことが重要です。

#### 【健康づくりからの広がり】

関心を持つ人が多い「健康づくり」と「予防」をテーマにした地域ぐるみの活動を展開することで、より多くの人の参加が得られ、地域の「活力」の向上につなげることができると考えます。

#### 【推進に必要な要素の共通性】

地域住民の生活をより良くする地域福祉保健活動を総合的に推進し地域の「活力」を向上させるには、そこで暮らす人々の主体的な参加と協働の場づくり、関係者間のネットワーク、活動に必要な情報の提供と共有などが不可欠です。

## (2) 計画の基本理念

### ア 基本理念

- 横浜市及び横浜市社協がこの計画で目指す目標像を、基本理念として次のように設定します。

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる「よこはま」をみんなでつくろう

### イ 重要な視点

基本理念には、次の3つの「重要な視点」が込められています。

#### 【① 住民主体と協働による地域福祉保健の推進】

- 私たち横浜の地域社会には、多様な人材と活発な市民の力が豊富に満ちています。これまでこの市民力を生かして、「協働」をキーワードに、市民と市民が、あるいは市民と行政がともに地域の課題解決に取り組んできました。今後も様々な担い手が連携し、住民主体の地域運営が行われるよう、協働して取組を進めていきます。
- 地域の中の福祉保健の課題解決には住民の主体的参加が不可欠です。地域の住民による、主体的な課題解決の取組が進むよう、区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザをはじめとする関係機関等が、連携して支援する体制づくりを進めます。
- さらに、団体・グループ相互の協働により公共性のある自由な活動を実現するために、ボランティアグループ、市民活動団体、NPO、企業・商店、社会福祉施設等と横浜市及び横浜市社会福祉協議会が協働し、さまざまな活動に取り組むことが期待されます。

#### 【② 誰もが自分らしく地域で暮らし、共に支えあう社会（ノーマライゼーション\*1、ソーシャルインクルージョン\*2）】

- 自ら地域で声を上げにくい人々が抱える様々な生活課題を地域課題として共有し、障害や病気がある人もない人も、社会の一員として、支えあい、互いに尊重し、助けあって生きていく地域社会をつくっていきます。
- その人らしい生き方を尊重し、あらゆる人がどんな時も、決して虐待等の権利侵害を受けることがないようにします。
- 地域で困難な状況に陥っている人たちの存在をしっかりと認識し、同じ社会の構成員として包み支えあっています。
- 地域に起きている様々な課題を自分のこととして捉え、様々な考え方を認めあい、福祉や保健についての関心と理解を深めることを通じて、福祉保健を文化として醸成していきます。
- 地域の中では、ある場面で支援を受けている人が、別の場面では支援を行うといった相互関係があることが望ましく、そうしたお互い様の関係づくりが地域の安心感、信頼感を高めていき、真の意味での対等な関係を生みだします。それは同時に、それぞれの生きがいや健康維持にもつながっていくものです。

\*1 ノーマライゼーション、\*2 ソーシャルインクルージョンの解説は前述

### 【③ 自助の力を高める「一人ひとりの健康」を大事にしながら、誰もが健康にすごせる社会】

- 「自助の力を高める」とは、各個人が独力で頑張ることを求めているのではなく、できることに取り組み、自分が決めて必要な支援を得て、各個人が自分らしい生活を組み立てる力を高めることを言います。
- 各個人が持っている力を発揮し自己決定できるためには、判断や行動が的確にできるよう、心身ともに良い健康状態を保つことが重要です。そのために、各自の健康状態を良好にするよう、個人の努力だけでなく、周囲の関わりや環境も一人ひとりの健康を支えるものであることが重要です。
- 個人の健康への関心を高め、自発的な健康づくりの取組を推進することや、直接的な健康づくりのための取組でなくても、活動を通して人と人とのつながりやお互い様の支え合う関係をつくり、社会的な関係を充実させることが、結果的に、その地域の人々の健康状態に良い影響を与えることがわかってきています。
- 地域のさまざまな取組に、健康につながる視点や要素を織り交ぜていくことや、誰もが健康で暮らせるまちづくりを考えることを通じて、お互いの健康を守り大切にする社会を目指します。

## ウ 総合目標

横浜市及び横浜市社協が、「基本理念」と「重要な視点」のもとに様々な取組を行っていく上で、どの取組にも共通する考え方を3つの「総合目標」にまとめました。

### 【① 人と人とのつながりを地域資源の一つとして積み重ねていく意義の浸透】

地域社会における「人と人とのつながり」を築いていき、そこから「信頼感」「お互いさまの関係性」を生み出すことが、住民が地域課題に向きあう際の資源となることについて、あらゆる世代の理解が進むようにします（ソーシャル・キャピタル：地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本等）。

### 【② 自助・共助・公助の組み合わせによる誰もが健やかで安心して生活できる地域づくり】

身近な地域などのつながりで支えあう取組を一層進めるとともに、必要な公的サービスを提供する仕組みと、全ての市民が本来持っている自助の力をより高める取組を適切に組み合わせることによって、誰もが健やかで安心して生活できる地域をつくりまします。

### 【③ 幅広い市民参加を重視した地域社会全体の活力向上】

幅広い市民に向けて地域福祉保健活動への参加を呼びかける際には、「地域への愛着の醸成」「それぞれの得意なことを生かした出番づくり」「参加する市民自身にとっての達成感」といった視点を重視し、持続可能な活動の促進を図り、地域社会全体の活力を高めていきます。

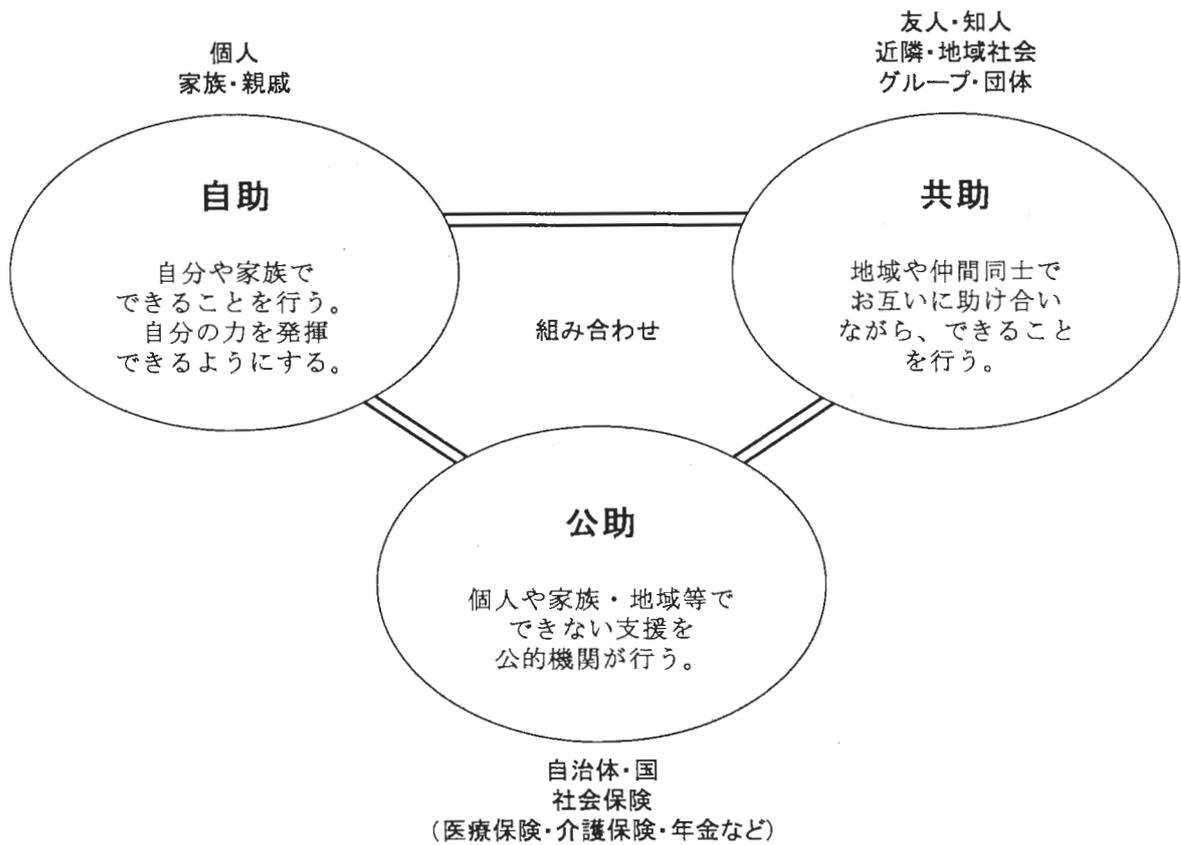
〈自助・共助・公助の定義について〉

○「総合目標」の一つとして、【② 自助・共助・公助の組み合わせによる誰もが健やかで安心して生活できる地域づくり】を掲げましたが、この計画のなかでは、特に記述がない場合、次のような意味で、自助・共助・公助を使用しています。

【自助】自分や家族でできることを行う。自分の力を発揮できるようにする。

【共助】地域や仲間同士でお互いに助け合いながら、できることを行う。

【公助】個人や家族・地域等でできない支援を公的機関が行う。



○なお、厚生労働省等により、「自助・互助・共助・公助」と4つに分けて整理する考え方も示されています。地域福祉保健計画で使用している共助と公助を意味する用語が異なります。

~MEMO~

# 第2章

## 推進のための取組（推進の柱と具体的取組）

第3期横浜市地域福祉保健計画の方向性（期間：平成26年度～30年度）

〈基本理念〉 誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる  
「よこはま」をみんなで作ろう

### 基本理念実現のための〈重要な視点〉

- ① 住民主体と協働による地域福祉保健の推進
- ② 誰もが自分らしく地域で暮らし、共に支えあう社会  
（ノーマライゼーション、ソーシャルインクルージョン）
- ③ 自助の力を高める「一人ひとりの健康」を大事にしながら、  
誰もが健康にすごせる社会

### 基本理念の実現に向けた取組

### 〈総合目標〉

- ① 人と人とのつながりを地域資源の一つとして積み重ねていく意義の浸透
- ② 自助・共助・公助の組み合わせによる誰もが健やかで安心して生活できる地域づくり
- ③ 幅広い市民参加を重視した地域社会全体の活力向上

#### 推進の柱1

地域住民が主役となり  
地域課題に取り組むため  
の基盤をつくる

#### 推進の柱2

支援を必要とする人が  
的確に支援へつながる  
仕組みをつくる

#### 推進の柱3

幅広い市民参加から  
地域福祉保健の取組が  
広がる仕掛けをつくる

### 3つの「推進の柱」における主要な取組

#### 推進の柱1 地域住民が主役となり地域課題に取り組むための 基盤をつくる

##### 【主要な取組】

地区別計画の取組を更に推進する体制・方法を示します。

- 地区別計画推進の仕組みや住民主体の取組を推進する体制・目標の明確化
- 現状分析を踏まえた重点的支援が必要な地域の焦点化、効果的な取組推進
- 地域の取組を支え、地域では解決できない課題を解決する、区域の取組推進

#### 推進の柱2 支援を必要とする人が的確に支援へつながる 仕組みをつくる

##### 【主要な取組】

身近な地域における課題の早期発見・共助の仕組みの連動を強化します。

- 自助・共助・公助の組み合わせによる、支援が届かず様々な生活課題を抱えている人に気づき、支える仕組みの強化
- 個別課題を地域課題につなげ、身近な地域で生活課題を把握・調整・解決し、区域や市域の取組に反映させる仕組みづくり
- 健康づくり・保健の取組を活用した自助・共助の充実
- 地域拠点である地域ケアプラザが中核的な役割を担うための人材育成等の推進

#### 推進の柱3 幅広い市民参加から地域福祉保健の取組が広がる 仕掛けをつくる

##### 【主要な取組】

企業、学校等の様々な主体と連携し、ターゲット層を明確にしながら、市民参加の働きかけを強化します。

- 企業やNPO・社会福祉施設等、様々な主体との連携と活動への参加の促進
- 子どもや若年世代・高齢者・障害者等を含むすべての人を対象に、つながりや支え合い、さまざまな活動に参加することの啓発の実施（小・中学校におけるつながりづくりや地域理解の啓発の推進等）
- 高齢者が健康づくりに努めながら、意欲と能力が発揮できる「場」と「出番」づくり

## 第3期横浜市地域福祉保健計画取組の体系図

名称	第3期横浜市地域福祉保健計画
愛称	(検討予定)
基本理念	誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる「よこはま」をみんなでつくろう
重要な視点	<p><b>①住民主体と協働による地域福祉保健の推進</b></p> <p>地域福祉保健の目指す、「誰もが地域で安心して健やかに生活を送れるようにすること」を実現するためには、住民の主体的参加と協働の場づくり、関係者間のネットワークづくりが不可欠であり、今後も様々な担い手が連携し地域福祉保健推進のための活動に取り組むことができるよう、住民主体と協働による取組を進めていきます。</p> <p><b>②誰もが自分らしく地域で暮らし、共に支えあう社会(ノーマライゼーション、ソーシャルインクルージョン)</b></p> <p>自ら地域で声を上げにくい人々が抱える様々な生活課題を地域課題として共有し、障害や病気がある人もない人も、社会の一員として、支えあい、互いに尊重し、助けあって生きていく地域社会をつくっていきます。</p> <p><b>③自助の力を高める「一人ひとりの健康」を大事にしながら、誰もが健康にすごせる社会</b></p> <p>地域福祉保健活動の充実を図ることにより、個人の健康への関心を高め、自発的に健康づくりに取り組めるようにしていきます。地域のさまざまな取組に、健康につながる視点や要素を織り交ぜていくこと等を通じて、お互いの健康を守り大切にすることを目指します。</p>
総合目標	<p><b>①人と人とのつながりを地域資源の一つとして積み重ねていく意義の浸透</b></p> <p>地域社会における「人と人とのつながり」を築いていき、そこから「信頼感」「お互いさまの関係性」を生み出すことが、住民が地域課題に向きあう際の資源となることについて、あらゆる世代の理解が進むようにします(ソーシャル・キャピタル: 地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本等)。</p> <p><b>②自助・共助・公助の組み合わせによる誰もが健やかで安心して生活できる地域づくり</b></p> <p>身近な地域などのつながりで支えあう取組を一層進めるとともに、必要な公的サービスを提供する仕組みと、全ての市民が本来持っている自助の力をより高める取組を適切に組み合わせることによって、誰もが健やかで安心して生活できる地域をつくります。</p> <p><b>③幅広い市民参加を重視した地域社会全体の活力向上</b></p> <p>幅広い市民に向けて地域福祉保健活動への参加を呼びかける際には、「地域への愛着の醸成」「それぞれの得意なことを生かした出番づくり」「参加する市民自身にとっての達成感」といった視点を重視し、持続可能な活動の促進を図り、地域社会全体の活力を高めていきます。</p>

<b>推進の柱1 地域住民が主役となり地域課題に取り組むための基盤をつくる</b>	
<b>&lt;柱1-1&gt; 地域課題の解決に向けた支援の拡充(地区別計画及び区計画の策定・推進)</b>	
柱1-1-1	区役所・区社協・地域ケアプラザによる地域支援の体制づくりと支援目標の明確化
柱1-1-2	個別支援と地域支援の連動を見据えた施策の展開と地域の様々な取組を有機的・重層的に機能させるためのネットワークづくり
柱1-1-3	現状分析を踏まえた重点的支援が必要な地域の焦点化と支援のあり方の明確化
柱1-1-4	地域福祉保健推進の環境整備
<b>推進の柱2 支援を必要とする人が的確に支援へつながる仕組みをつくる</b>	
<b>&lt;柱2-1&gt; つながりを生かした見守りの充実</b>	
柱2-1-1	平常時における地域主体の見守り活動の充実や災害時要援護者支援の推進
柱2-1-2	孤立防止や虐待防止等の啓発により過剰な個人情報保護を防ぎ、自ら積極的に助けを求める力をもつ市民を増やす・ちょっとした変化に気づきつなげる市民を増やす
柱2-1-3	従来の取組では把握することが困難な対象層に対する、企業等との連携を介した地域における見守りの仕組みづくりへの支援
<b>&lt;柱2-2&gt; 安心して健やかに暮らし続けられる地域づくり</b>	
柱2-2-1	個別支援が届かぬまま、様々な生活課題を抱えている人々の存在に気づき支え続ける仕組みづくり
柱2-2-2	地域の生活課題を把握・調整・解決する仕組みの充実と新たな取組の創出
柱2-2-3	健康寿命の延伸の視点を取り入れた健康づくり・保健活動の取組充実
柱2-2-4	保健・医療・福祉の専門職と地域活動者の連携による支援の充実
柱2-2-5	地域ケアプラザがその機能と人材を生かすための環境づくり
柱2-2-6	地域福祉保健人材の育成
柱2-2-7	民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり
柱2-2-8	サービスの質を向上させる仕組み
<b>&lt;柱2-3&gt; 地域での自立した生活の支援(権利擁護の推進)</b>	
柱2-3-1	身近な地域における権利擁護の推進
柱2-3-2	市民後見人の養成と活動支援
<b>推進の柱3 幅広い市民参加から地域福祉保健の取組が広がる仕掛けをつくる</b>	
<b>&lt;柱3-1&gt; 次世代(子ども青少年)やあらゆる市民に向けたつながりづくりの推進</b>	
柱3-1-1	幅広い市民に向けた地域福祉保健計画のPR
柱3-1-2	地域全体で地域の一員として子育て世帯を見守り・支える風土をつくる
柱3-1-3	文化・スポーツ・健康づくり等をきっかけとしたつながりづくり
柱3-1-4	次世代(小・中学生)を対象としたつながりづくり・地域理解の重要性の啓発と地域への愛着の醸成
柱3-1-5	子どもと地域のつながりを深めるための学校・子育て支援関係機関との連携
柱3-1-6	各世代が抱える課題に当事者である世代自身が関心を高めていく
<b>&lt;柱3-2&gt; 自由に移動し様々な活動に参加することができるまちづくりの推進</b>	
柱3-2-1	ソフトとハードが一体となった「福祉のまちづくり」
柱3-2-2	多様性の理解の普及啓発と当事者の社会参加の促進
<b>&lt;柱3-3&gt; 高齢者の意欲と能力発揮の「場」と「出番」づくり</b>	
柱3-3-1	高齢者層の幅広い参加を促すための取組の推進
柱3-3-2	高齢者層の意欲と能力が発揮できる新たな場と出番づくりによる地域活動の活性化
<b>&lt;柱3-4&gt; 活動が継続するための手法の浸透・企業やNPO等と連携した取組の推進</b>	
柱3-4-1	地域で取り組む福祉保健活動の推進
柱3-4-2	活動資金、活動推進のための情報・ノウハウ等の提供を通じた活動の支援
柱3-4-3	企業とのパートナーシップによる課題解決に向けた取組の推進
柱3-4-4	ソーシャルビジネス、コミュニティビジネスの理解の促進と地域福祉保健活動との連携の推進
柱3-4-5	地域の福祉施設と協働した地域福祉保健活動の推進
柱3-4-6	NPO等と地縁組織との連携による地域福祉保健活動の推進
<b>&lt;柱3-5&gt; 地域資源の有効活用のための仕組みづくり</b>	
柱3-5-1	担い手育成や幅広い市民参加に向けた地域福祉保健の取組を広げるための地域に関わる様々な公的機関の連携促進
柱3-5-2	地域の交流の場や機会づくり推進に向けた地域資源活用方法の検討

「重点取組」とは、各柱を推進するために必要となる重点事項

推進の柱 1 地域住民が主役となり地域課題に取り組むための基盤をつくる

◆重点取組<柱 1-1>  
地域課題の解決に向けた支援の拡充（地区別計画及び区計画の策定・推進）

2025年（平成37年）に想定される課題や既に表面化している課題

○人口構成、住宅環境等の地域差が大きくなるとともに、地域社会の取組を次世代に継続していくことが困難な地域が発生している。

2025年（平成37年）に向けて目指す姿

○より多くの地域で、地域の状況に応じた市民主体の課題解決に向けた取組が行われている。

重点取組を進めるための取組

重点取組	計画期間<平成26~30年度>で目指す姿	具体的な取組名
<柱 1-1> 地域課題の解決に向けた支援の拡充(地区別計画及び区計画の策定・推進)	○各区創意工夫による区計画策定・推進のこれまでの実践を踏まえ、地域支援のあり方が整理され、より充実した取組が行われている。	<柱 1-1-1> 区役所・区社協・地域ケアプラザによる地域支援の体制づくりと支援目標の明確化

取組を進めた結果として目指す姿

<柱 1-1-1> 区役所・区社協・地域ケアプラザによる地域支援の体制づくりと支援目標の明確化

現状と課題

「具体的な取組名」に関連する「現状と課題」を整理

○ 18区の第2期区計画のなかで、主に地区連合町内会（3層）又は地域ケアプラザのエリア（4層：日常生活圏域）を圏域とする235の地区別計画を策定・推進しています。

これからの取組

区役所・区社協・地域ケアプラザによる地域支援のあり方を「第3期 区地域福祉保健計画策定・推進指針」において整理します。

市	市社協
○ 区・区社協・地域ケアプラザが地区別支援チームとして行う地域支援の役割の整理	○ 広く地域の福祉活動をしている方々が参加する場である、中間支援組織として・・・
区域（区・区社協・地域ケアプラザ）	
○ 地域主体の地域福祉保健活動の充実に係る自治会町内会及び地区社協への支援	

想定した区域の取組

想定した区域の取組を推進、支援、補完するような、市、市社協のそれぞれの役割を記載。

※【これからの取組】の地域の取組については、地域が主体的に選択、決定していくものであることに加え、区計画の中で地区別計画の活動を支える取組を考えるものとしているため、市計画では記載していません。

# 推進の柱 1 地域住民が主役となり地域課題に取り組むための基盤をつくる

## ◆重点取組<柱 1-1>

地域課題の解決に向けた支援の拡充（地区別計画及び区計画の策定・推進）

2025年（平成37年）に想定される課題や既に表面化している課題

- 人口構成、住宅環境等の地域差が大きくなるとともに、地域社会の取組を次世代に継続していくことが困難な地域が発生している。

2025年（平成37年）に向けて目指す姿

- より多くの地域で、地域の状況に応じた住民主体の課題解決に向けた取組が行われている。
- 公的機関は基本的な施策展開に加えて、各地域の課題解決に向けた支援を行っている。

重点取組	計画期間<平成26~30年度>で目指す姿	具体的な取組名
<p>&lt;柱 1-1&gt; 地域課題の解決に向けた支援の拡充（地区別計画及び区計画の策定・推進）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各区の創意工夫による区計画策定・推進のこれまでの実践を踏まえ、地域支援のあり方が整理され、より充実した取組が行われている。</li> <li>○ 地域主体の取組の立ち上げ・維持・発展とそれらのネットワーク化を図る仕組みにより、地域課題が徐々に解決されている。</li> </ul>	<p>&lt;柱 1-1-1&gt; 区役所・区社協・地域ケアプラザによる地域支援の体制づくりと支援目標の明確化</p> <p>&lt;柱 1-1-2&gt; 個別支援と地域支援の連動を見据えた施策の展開と地域の様々な取組を有機的・重層的に機能させるためのネットワークづくり</p> <p>&lt;柱 1-1-3&gt; 現状分析を踏まえた重点的支援が必要な地域の焦点化と支援のあり方の明確化</p> <p>&lt;柱 1-1-4&gt; 地域福祉保健推進の環境整備</p>

<柱 1-1-1>

区役所・区社協・地域ケアプラザによる地域支援の体制づくり  
と支援目標の明確化

現状と課題

- 18 区の第 2 期区計画の中で、主に地区連合町内会（3 層）又は地域ケアプラザのエリア（4 層：日常生活圏域）を圏域とする 235 の地区別計画を策定・推進しています。
- 地区別計画の意義は、誰もが安心して生活するために地域で取り組むべき生活課題があることに地域住民が気付き、地域と公的機関が課題の解決にむけて継続的に話し合い、協働し役割分担して課題解決に取り組むことにあります。
- 公的機関と地域住民による話し合いの場をもつ、課題を整理する、計画に掲げた取組を実施する、進捗を振り返るといった地区別計画の策定・推進の仕組みは定着してきています。
- 地区はそれぞれに特性があり、地区に合わせた支援の方法論が確立しているわけではないので、支援を行う中で効果的な方法を積み上げ、生み出していくことが求められています。
- 区・区社協・地域ケアプラザが地域への多様なチャンネルをもちつつ、お互いに情報共有しながら地域支援に取り組んでいくことが大切です。
- また、区においては総務部に「地域力推進担当」が設置され、福祉保健センターのみではなく区役所全体として地域に向きあう体制が整ってきています。
- 地域の様々なニーズに応えるため地域福祉保健の活動は多様化してきており、それらの活動を地域の中で有機的につなげていく機能が求められています。

これからの取組

区役所・区社協・地域ケアプラザによる地域支援のあり方を「第 3 期 区地域福祉保健計画策定・推進指針」において整理します。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区・区社協・地域ケアプラザが地区別支援チームとして行う地域支援の役割の整理</li> <li>○ これまでの地域支援の取組を振り返ることにより、求められるスキル・ノウハウの整理と情報化</li> <li>○ 地域の状況を確認し、支援目標を考えるにあたっての指標例の提示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広く地域の福祉活動をしている方々が参加する場である、中間支援組織としての地区社協の役割を強化するため、区社協の地区社協支援における課題の整理、研修手法等支援方策の検討</li> <li>○ 区社協と地域ケアプラザの関係や役割を整理し明確に示す</li> </ul>
<b>区域（区・区社協・地域ケアプラザ）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域主体の地域福祉保健活動の充実に係る自治会町内会及び地区社協への支援</li> <li>○ 地区社協の組織運営強化・事業推進を図るための地区の状況分析などの実施（区社協）</li> <li>○ 区域における区の実情に応じた体制づくり</li> </ul>	

## <柱 1-1-2> 個別支援と地域支援の連動を見据えた施策の展開と地域の様々な取組を有機的・重層的に機能させるためのネットワークづくり

### 現状と課題

- 一人ひとりの生活を支えるために、公的サービスの利用支援、健康管理のためのアドバイス、地域で行われているサロンへの参加や配食サービスを通じた見守り活動の実施といった福祉保健の観点から、公的機関だけではなく、事業者、地域施設関係者、民生委員・児童委員、ボランティア等のたくさんの人々が支援を行っています。
- 関係者同士の連絡会議の開催が「顔の見える関係づくり」に大きく貢献してきた一方、会議開催自体が目的になりやすいという課題があります。ネットワークづくりは誰のために何を目指しているのか、連絡会議を実施する意図はどこにあるのかということを中心に考え、ネットワークづくりはその手段に過ぎないと捉えて取り組むことが重要となっています。
- 一人ひとりの方への支援のなかで感じる、「このような支援メニューがあれば、この方の生活はより豊かになるのに」という「思い」が、公的機関と地域が協力して解決に向けた地域福祉保健活動に取り組む原動力になります。
- 公的機関は、一人ひとりの困りごとへの個別支援から感じた課題を、地域の課題と捉え直し、地域とともに課題解決に取り組む地域支援との連動を考えながら施策を展開することが重要です。
- また、地域で行われている様々な取組同士で、お互いにその取組を認識し、役割分担をすること、また、様々な活動や支援が重なり合い、隙間やもれが生じにくい地域にするためのネットワークをつくる必要があります。

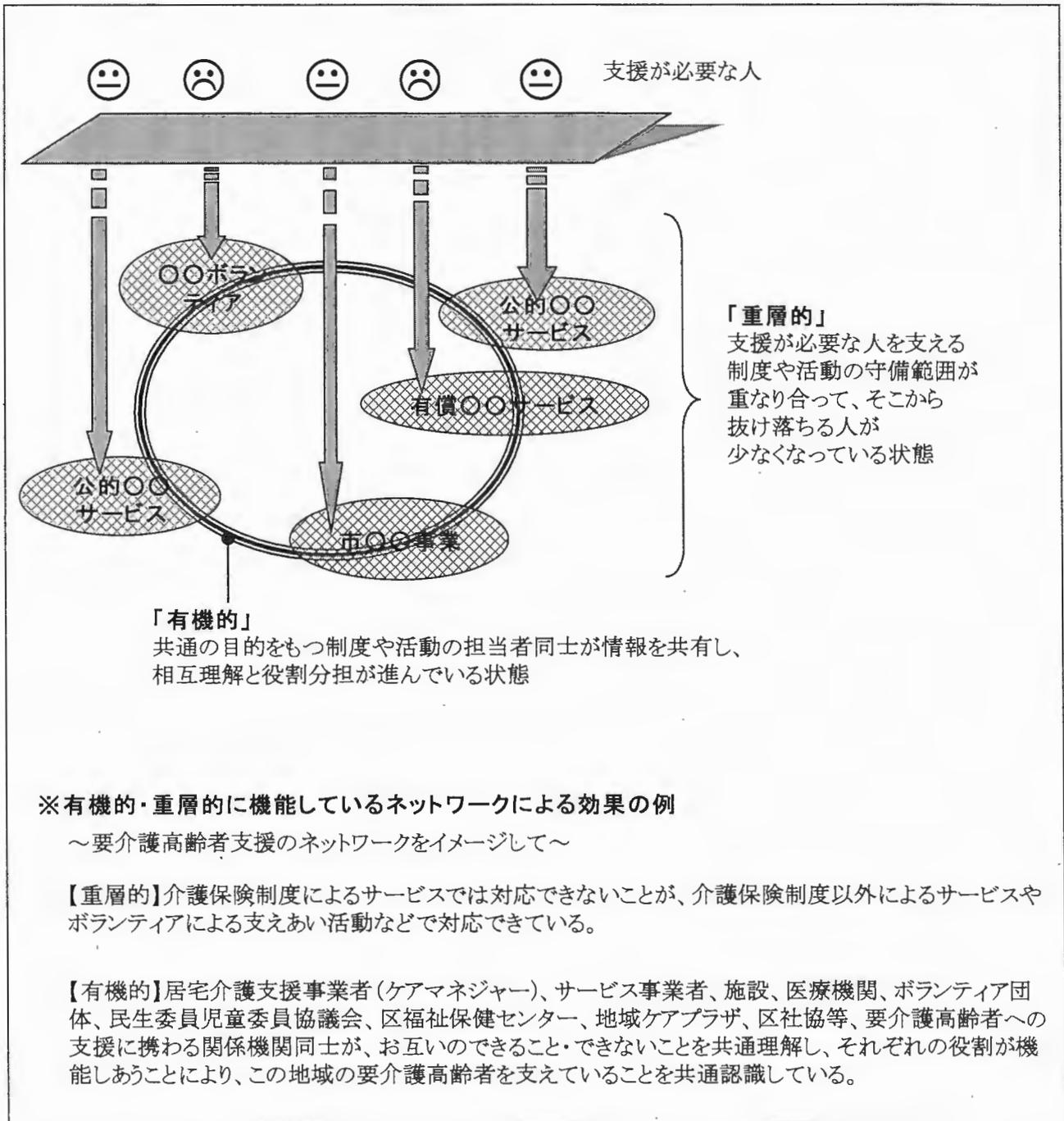
### これからの取組

「顔の見える関係づくり」にとどまらないネットワークを充実させます。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個別支援と地域支援を連携させ、同じ問題で困る人が繰り返し発生することを減らす予防策や対応策の充実（柱 2-2-2 にも関連）</li> <li>○ 地区別計画や区域とは違う圏域で取り組むテーマ型活動等の支援</li> <li>○ ネットワークが「有機的・重層的*」に機能している姿の理解の促進</li> <li>○ ネットワークを作りやすくする市レベルの調整、仕組みづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身近な地域におけるつながり、支えあい活動の推進を支援</li> <li>○ 行政・社協・地域ケアプラザの協働による、地域（1～4層エリア）、区域（5層）、市域（6層）ごとの地域課題の把握・検討・解決の取組を推進支援</li> <li>○ 社協の会員組織による協議体の強みを生かしたネットワークづくりを推進する</li> </ul>
区域（区・区社協・地域ケアプラザ）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区・区社協・地域ケアプラザが、それぞれに寄せられる相談や各種事業から把握された個別課題を持ち寄り、地域ごとに集約・整理し、共有できる体制の充実</li> <li>○ 個別支援に役立つ地域支援、地域支援を補完する個別支援という連動を意識した展開</li> <li>○ 区、区社協、地域ケアプラザ職員がネットワーク同士のつなぎ役になることによるネットワークの拡大</li> <li>○ 分野別に構築されているネットワーク同士をつなぐ機会の設定</li> <li>○ 協議体としての区社協、地区社協の強みを生かした有機的・重層的なネットワークづくり（区社協）</li> </ul>	

\* 有機的・重層的：次頁を参照

<有機的・重層的なネットワークとは>



<柱 1-1-3> 現状分析を踏まえた重点的支援が必要な地域の焦点化と支援のあり方の明確化

現状と課題

- 統計データ等で市内全域を見ると、類似する区、類似する地区が確認できますが、区レベルでは詳細な多くの情報が把握できる一方で、1地区1地区の違いが大きく見えることにより、類似する地区に分けて必要な支援を考えることは難しいという側面があります。
- 区を越えて、類似する地区に対する地域支援のあり方を情報共有したり、全市的にみて重点的な支援が必要な地域を検討するなど、区と市の連携によって地区別支援のあり方を検討することが必要となっています。

これからの取組

地区別計画の策定・推進状況や国勢調査等の地区別集計の分析等を踏まえた、重点的支援が必要な地域への取組を充実させます。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 重点的な支援が必要な地域の共通項と効果的な支援策の検討</li> <li>○ 地域状況や地域活動のプロセスに応じた支援を行うための「地域の見守りネットワーク構築支援事業」の充実</li> <li>○ 区局及び社協、地域ケアプラザの協働による重点的な地区別支援の実施</li> <li>○ 市レベルの事例共有、スキル・ノウハウの共有</li> <li>○ 取組を進める上での局内調整や区間調整</li> <li>○ 専門家チームによるアウトリーチ等の仕組みの検討</li> <li>○ 行政が保有する個人情報（医療や介護等の利用実績）を活用した、必要な支援を受けていないと想定される人を把握する仕組みの検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域課題の把握とその解決に向けた的確な地域支援を行うため、地域の実情や社会資源等の把握と評価（地域アセスメント）の取組の推進</li> <li>○ 地区連合町内会（地区社協）エリア（第3層）における地域アセスメント・地域データ分析等の方法の普及</li> <li>○ 身近な地域（第1～2層）のアセスメント・地域分析を行う手法を検討し、より重点的に支援すべき地域の把握や地域間検討を行う</li> </ul>
区域（区・区社協・地域ケアプラザ）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区・区社協・地域ケアプラザそれぞれが把握している地域情報の共有の充実</li> <li>○ 区レベルでの地域間比較、分析を踏まえた支援策の検討</li> <li>○ 支援が必要な地区への重点的支援の実施</li> <li>○ 類似地区の取組の実践を通じた、効果的な取組の検証</li> <li>○ 必要な支援を受けていないと想定される人への個別アプローチの推進</li> </ul>	

◆重点取組<柱 1-1>

地域課題の解決に向けた支援の拡充（地区別計画及び区計画の策定・推進）

<柱 1-1-4> 地域福祉保健推進の環境整備

現状と課題

- 平成 25 年度までに、地域ケアプラザ 130 か所、福祉保健活動拠点 18 か所が整備され、身近な地域で福祉保健を推進する環境が整えられてきています。

これからの取組

日常生活圏域の活動拠点の整備を進め、地域活動の場、活動に関する相談や支援を受けられる場として有効活用できるようにします。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域ケアプラザなど日常生活圏域の活動拠点の整備</li> <li>○ 特に高齢者人口が多い地区には、出張相談を行えるようにするなどのきめ細やかな対応の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢福祉部会・地域ケアプラザ分科会を通じた、地域福祉保健活動の推進のための情報やノウハウ提供や共有の推進</li> </ul>
<b>区域（区・区社協・地域ケアプラザ）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域ケアプラザと福祉保健活動拠点の場の提供と活動の支援</li> </ul>	

コラム

～身近な福祉保健の拠点～ 地域ケアプラザ

地域ケアプラザは、「地域の福祉保健の拠点」として地域の中でネットワークづくりを行うとともに、地域及び行政と連携し、地域の中での孤立を防ぎ、支援が必要な人を把握し支援につなげていく役割を担っています。

・・・地域ケアプラザの3つの機能・・・

① 地域活動・交流

- ・地域の福祉保健活動の拠点として活動の場の提供
- ・地域の福祉保健活動の支援やネットワークづくり
- ・ボランティア活動の担い手を育成

② 福祉・保健の相談・支援（地域包括支援センター）

- ・福祉保健に関する相談、助言、調整（高齢者、こども、障害者等）
- ・介護予防・認知症予防教室の開催など、介護予防の取組
- ・成年後見制度の活用や高齢者虐待防止などの権利擁護
- ・地域のケアマネジャー支援や事業者や地域の関係者などとの支援のネットワークづくり

③ 福祉・保健サービス

- ・高齢者デイサービス等

## 推進の柱 2 支援を必要とする人が的確に支援へつながる仕組みをつくる

### ◆重点取組<柱 2-1>

#### つながりを生かした見守りの充実

2025年（平成37年）に想定される課題や既に表面化している課題

- 単身世帯・夫婦のみ世帯・ひとり親世帯・孤立している子育て世帯・老障介護\*世帯等の増加により、家族機能を補完する地域のつながりがますます必要になっている。
- 大規模な地震等による災害に備えた自助・共助・公助による取組の推進が求められている。

2025年（平成37年）に向けて目指す姿

- 困ったときに自ら「助けて」と言える力をもつ市民が増えるとともに、明確な情報発信ができない人々の存在にも目を向け、日常的なつながりによりいざという時に助けることができる活動が広がっている。
- 日頃からの見守り・支えあいの取組の充実と、災害時要援護者支援や防災を目的とした取組の推進等によって、地域のつながりと安心・安全が広がっている。

重点取組	計画期間<平成26~30年度>で目指す姿	具体的な取組名
<柱 2-1> つながりを生かした見守りの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ より多くの地域で、平常時でも災害時でも、支援が必要な人の存在に周囲の人々が気づき、速やかに的確な支援へつながる仕組みができている。</li> </ul>	<p>&lt;柱 2-1-1&gt; 平常時における地域主体の見守り活動の充実や災害時要援護者支援の推進</p> <p>&lt;柱 2-1-2&gt; 孤立防止や虐待防止等の啓発により過剰な個人情報保護を防ぎ、自ら積極的に助けを求める力をもつ市民を増やす・ちょっとした変化に気づきつなげる市民を増やす</p> <p>&lt;柱 2-1-3&gt; 従来の取組では把握することが困難な対象層に対する、企業等との連携を介した地域における見守りの仕組みづくりへの支援</p>

\*老障介護：親が年老いても障害がある子どもを介護し続けること

<柱 2-1-1> 平常時における地域主体の見守り活動の充実や  
災害時要援護者支援の推進

現状と課題

- 自助・共助・公助の組み合わせによって、災害時などのさまざまなリスクに備えるという考え方が広まってきていますが、具体的な行動には必ずしも結びついていない現状があります。
- 東日本大震災以降、災害時なども含め、日頃から支援が必要な人への取組を推進するためには、自治会町内会等の自主防災組織、民生委員・児童委員、自治会町内会の役員、ボランティア、当事者団体等との間で対象となる人に関する情報を把握し、あらかじめ共有しておく必要性が再認識されています。
- 地域主体の見守り活動の推進を支援するために、平常時から地域へ見守りのために必要な個人情報を提供できるようにする仕組みづくりに取り組んでいます。
- 平常時の見守り活動が災害時にも役立ち、災害時を想定した支援活動が平常時の地域のつながりにもなるという両面から、地域の支えあいの取組が進む環境整備が求められています。

これからの取組

平常時における取組の必要性について市民への普及啓発を行うとともに、「災害時要援護者支援事業\*1」と「ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業\*2」等を通じた地域主体の見守り活動を充実させるための環境整備を進めます。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域主体の見守り活動の必要性の普及啓発</li> <li>○ 行政が保有する対象者情報の提供</li> <li>○ 区域における事業推進を支援するための手引き等の整備、他都市を含めた活動事例の収集と紹介</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身近な地域における対象者のマップづくり等要援護者の把握や、日常生活から災害時までの支援関係が築けるような仕組みづくりの推進支援</li> </ul>
<b>区域（区・区社協・地域ケアプラザ）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区における事業推進</li> <li>○ 地域の取組の支援</li> </ul>	

\*1 災害時要援護者支援事業：災害時における自力避難が困難な要援護者の安否確認や避難支援等の支援活動を円滑に進めていくために、行政が保有する要援護者の個人情報の提供等を通じて、災害に備えた日頃からの地域での自主的な支えあいの取組を支援。

\*2 ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業：ひとり暮らし高齢者について本市が保有する個人情報を民生委員及び地域包括支援センターへ提供することにより、支援を必要とする人を的確に把握できるように支援。また、把握した状況に応じて、相談支援や地域における見守り活動等につなげる取組を、両者と区役所が連携して実施。



災害に備えた平常時からの要援護者支援の取組

○ 災害時要援護者支援の取組とは

災害による被害を減らすには、日頃からの備え（自助）と地域での助け合い（共助）が欠かせません。特に地震等災害発生時に、自力で避難することが困難な方（災害時要援護者といいます。）の安否確認や避難支援などが迅速に行われるためには、日頃からの要援護者との関係づくりや地域での声かけ・見守りなどが重要です。

○ 対象者

災害時要援護者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自ら守るために、安全な場所に避難するなどの災害時に一連の行動をとるために支援を要する人々をいい、一般的には要介護の高齢者、障害者のほか、外国人、乳幼児、妊婦等が挙げられます。

横浜市では、要援護者の中でも特に自力避難が困難と想定される対象者について名簿を作成しています。

【災害時要援護者名簿の対象者】在宅で、次のいずれかに該当する方

①介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方

ア 要介護3以上の方

イ 一人暮らし高齢者、または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方

ウ 認知症のある方（要介護2以下で、認知症の日常生活自立度がⅡ以上の方）

②障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、難病患者

③視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、身体障害者手帳1～3級の方

④療育手帳（愛の手帳）A1・A2の方

○ 災害時要援護者の把握方法

災害時要援護者支援の取組を進めるためには、まずは地域で要援護者を把握することが重要です。要援護者の把握方法としては、主に次の3つの方式が挙げられます。各地域の実情に応じた方式が選択され、取組が進められています。

手上げ方式	要援護者名簿への登録について周知し、自ら名簿登録を希望する方を地域で募ることにより名簿を作成する方式
同意方式	区役所から対象者へ、自主防災組織に提供する名簿への登録について同意確認を行い、同意があった方の個人情報（名簿）を提供する方式
情報共有方式	区役所から対象者へ、自主防災組織に提供する名簿への登録について事前通知を行い、拒否の意思表示がない限り、個人情報（名簿）を提供する方式

※その他独自の方式により、要援護者を把握している地域もあります。

○ 災害に備えた日頃の取組

要援護者を把握したら、あいさつや声かけ、見守りなどをおした顔の見える関係づくりや地域の支え合いの輪に要援護者自身からも入っていただくための働きかけなど日頃の活動を進めていきます。また、災害発生時の支援方法の検討や訓練等を行い、地域のつながりによる避難支援体制の整備を進めていきます。

＜横浜市防災計画の中の「災害に備えた助け合い」のための自助・共助・公助＞

自助	共助
<p>【自助の定義】「自助」とは、自らが自分・家族を守るための備えや行動のことです。「自らの身は自ら守る」ことは、防災・減災の基本です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅の耐震化と、家具の転倒防止をしておく。</li> <li>・ 地域を知り、地域の中の隠れた危険を把握しておく。</li> <li>・ 少なくとも3日分の飲料水、食料、トイレパックを備蓄し、消火器を設置しておく。</li> <li>・ 家族や大切な人との連絡方法をあらかじめ決めておく。</li> <li>・ いっとき避難場所、地域防災拠点や広域避難場所、津波からの避難場所を確認しておく。</li> <li>・ 家族ぐるみ、会社ぐるみ、地域ぐるみで防災訓練に参加する。</li> <li>・ 自分の地域の自主防災組織（自治会町内会等）に関心をもつ。</li> <li>・ 自分の地域の災害時要援護者支援の取組を理解し、顔の見える関係づくりに協力する。</li> <li>・ 行政が保有する個人情報に災害時要援護者支援に利用する意義を理解する。</li> </ul>	<p>【共助の定義】「共助」とは、近隣の皆さんで、互いの安全・安心のために協力しあう地域活動のことです。「皆のまちは皆で守る」ことは、地域の皆さんの安全を守るために最も効果的な方法です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あいさつを手始めに、いざという時に隣近所で助け合える関係をつくる。</li> <li>・ 地域で、隣近所で、家庭で防災・減災を学び合う。</li> <li>・ 子どもたちに、大地震から身を守るための知恵と技術、そして助け合うことの大切さを教える。</li> <li>・ 男性も女性も参加する自主防災組織を結成して、地域の防災体制を整える。</li> <li>・ 自主防災組織（自治会町内会等）等は、災害時要援護者との日頃からの関係づくり（声かけ、見守り等）に努めるとともに、地域の災害時要援護者の名簿の作成等を通じて、災害時における安否確認等に備える。</li> <li>・ 自主防災組織（自治会町内会等）等が、災害時要援護者の個人情報を収集しようとする際には、正しい理解のもとに適正な取り扱いを行う。</li> </ul>



公助	
<p>【公助の定義】「公助」とは市・区を始め、国・県・警察といった公的機関が、日頃から防災・減災に向けて行う取組や発災時に行う救助活動等の災害対応のことです。</p>	
自助を高める取組	共助を推進する取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災、減災のための情報提供を行う。</li> <li>・ 災害時要援護者に対する、地域の自主防災組織（自治会町内会等）等による取組の周知、個人情報の利用に対する理解を促進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主防災組織の結成を促進し活動を支援する。</li> <li>・ 地域の避難訓練や救急救命講習等の開催を支援する。</li> <li>・ 地域の実情に応じた災害時要援護者支援の取組実施に向けた働きかけを行う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時要援護者を地域で支える体制づくりの支援等（行政が保有する名簿の提供等を含む）社協、地域ケアプラザをはじめとした関係機関・団体等との連携を強化する。</li> <li>・ 既存の事業者連絡会等の機会を活用して、事業者による協力を依頼する（発災時の利用者の安否確認と区への連絡、災害の備えに関する利用者へのアドバイス、地域で実施されている取組についての利用者への情報提供、行政との協定締結による連携強化等）。</li> <li>・ 特別避難場所となる施設を確保する。発災時に特別避難場所を開設する。平常時から特別避難場所の協力協定締結施設との連携を強化する。</li> </ul>	

<柱 2-1-2>

孤立防止や虐待防止等の啓発により過剰な個人情報保護を防ぎ、自ら積極的に助けを求める力をもつ市民を増やす・ちょっとした変化に気づきつなげる市民を増やす

現状と課題

- 「無縁社会」「孤立死」「高齢者虐待」「児童虐待」等といった言葉が一般的に知られるようになり、孤立を防ぐ大切さが社会的にも認知されてきていますが、孤立から生じるリスクに対する、自助・共助・公助の組み合わせによる具体的な取組や、市民一人ひとりが予防的に取り組むことの重要性は十分には理解されてはいません。
- 特に、子どもの健やかな成長を支えるために、児童虐待の状況に気づき、迷わず連絡し、家庭を支援するよう、地域のつながりを強めることも求められています。
- また、自殺対策における地域の身近な相談者による予防的な関わりとして、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守りをする「ゲートキーパー」の役割を理解できるように啓発活動を行うことも必要となっています。
- 個人情報の取扱いには配慮が必要ですが、守秘義務や個人情報の保護だけを強調しすぎると、個人を支援する活動にボランティアや住民が参加しにくくなります。本来、個人情報は本人のメリットになるように活用されるべきものとされており、保護と利用のバランスが重要です。
- 地域活動者が、個人情報の取扱いについて正しく理解し、適切に取り扱うことで相手との信頼関係を築きながら、情報共有できるようにするための手引きを作成し、普及に努めています。

これからの取組

自助・共助・公助それぞれの取組の大切さを示すとともに、つながりをつくるために重要となる「情報共有・情報活用」の取組を推進します。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 孤立から生じるリスク別に自助・共助・公助の具体的な役割を例示</li> <li>○ 困ったときに自ら積極的に助けを求めることが困難な人々の存在を視野に入れた上での、自ら発信することの大切さの普及啓発</li> <li>○ 子育て家庭の不安感・負担感を軽減するための様々な取組</li> <li>○ 生活圏域に合わせた様々な相談先の整理と情報提供</li> <li>○ 個人情報保護と利用の方策の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自助の取組を支援する啓発や情報提供を行いつつ、SOSを受け止められる地域づくりを推進</li> <li>○ 支援する側・支援される側の区別なく、担い手に向けてもSOSを発信できることの必要性を啓発</li> </ul>
<p>区域（区・区社協・地域ケアプラザ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民向けの啓発、講座等の実施</li> <li>○ 自助・共助の取組への支援、公助の実施</li> </ul>	

＜孤立から生じるリスク別の自助・共助・公助の具体的な役割＞

○「孤立死予防」のための自助・共助・公助（例）

自助	共助
<p>＜自分に馴染むものから取り入れられるようにするための例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的に外出することや、人との関わりをもつことも健康維持の一つとして実践する。</li> <li>・日頃から心身の健康管理を心がける（自分を大切にする）。</li> <li>・近隣と日常的にあいさつができる関係をつくっておく。</li> <li>・日頃から、近隣や知人など人との関わりをもち、いざという時に協力してもらえる関係をつくる。</li> <li>・自分が利用できる公的機関や担当の民生委員等を把握しておく。</li> <li>・緊急の際の連絡先を整理しておく。</li> <li>・緊急の際の連絡先を信頼できる近隣、事業者、公的機関に伝達しておく。</li> <li>・必要に応じ、有償の見守りサービスなども活用する。</li> </ul>	<p>＜地域の力でできることに取り組めるようにするための例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣同士で顔の見える関係をつくる。</li> <li>・外出できる居場所、活躍できる出番をつくる。</li> <li>・民生委員等によるひとり暮らし高齢者等に対する定期的な訪問や、サロンや食事会のような交流の場における、日常的な見守り活動を行う。</li> <li>・異変のサイン（いつも見かける時間や場所に現れない、洗濯物・新聞・照明等が不自然な状態になっている）に気づいたら、近隣同士で声を掛け合いつつ、民生委員、地域ケアプラザ、区役所等に連絡する。</li> <li>・地域で見守りを行っている関係者同士が情報共有できるようにするためのネットワークを構築する。</li> <li>・存在は把握しているが支援につながっていない人をネットワークの中で見出し、支援につなぐ方策を検討していく。</li> </ul>



公助	
自助を高める取組	共助を推進する取組
<p>＜個別支援＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険等の公的サービスの利用に向けた支援をする。</li> <li>・定期的な見守りが受けられるようにするための情報提供や調整をする。</li> <li>・公的な保健、医療、福祉のサービスに結びついていない人を把握し、アプローチする。</li> <li>・健康管理のための支援、保健指導、医療との調整をする。</li> </ul> <p>＜普及啓発＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣や地域全体で理解することによって自助の取組が生きることあらゆる機会を通して広く周知する。</li> <li>・単身者であれば誰にでも起こり得ることであること、老老介護や老障介護の世帯にも共通する自助を高める取組であることも知らせる。</li> <li>・屋内で体調を急変させる行動の予防を普及啓発する（脱水、熱中症、急な温度変化による血圧変動、転倒、泥酔状態での入浴など）。</li> </ul>	<p>＜地域のみでは取り組むことが難しい活動に対する支援を行う＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政が保有する個人情報の提供を検討する。</li> <li>・見守りが必要と考えられる対象者名簿を地域に提供するための仕組みを構築する。</li> <li>・ケアマネジャー等の事業者と民生委員等との顔の見える関係づくりの場を設定し、ネットワーク構築を支援する。</li> <li>・地域の見守りにより把握された情報を受け止め、協議、対応し、結果をフィードバックし、個別課題から見出される地域課題についてともに検討する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者・福祉施設等と、自助の支援の強化や地域による共助との連携の必要性について、共通認識を図る。</li> <li>・事業者間のネットワークの強化により気づきの目を広げる。</li> <li>・警察や消防と連携し緊急的な対応を行う。</li> </ul>	

＜孤立から生じるリスク別の自助・共助・公助の具体的な役割＞

○「児童虐待防止」のための自助・共助・公助（例）

自助	共助
<p>＜自分に馴染むものから取り入れられるようにするための例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の子育て支援事業に参加し、子育て仲間をつくる。</li> <li>・ 子育てに困った時や虐待の通報や相談の連絡先である、区役所や児童相談所の連絡先を知っておく。</li> <li>・ 隣近所との挨拶や、地域のお祭りなどの参加を通して、いざという時に助けてもらえるような関係を近隣に作っておく。</li> <li>・ 用事やりフレッシュのために、保育所等の一時預かりサービスを活用する。</li> </ul>	<p>＜地域の力でできることに取り組めるようにするための例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近所の子育て中の家族に対して関心をもち、声かけをすることから、日常的にあいさつできる関係をつくる。</li> <li>・ 虐待の疑いや事実を発見したら、躊躇せずに通報する。</li> <li>・ 地域で子育てをしている親子の交流の場をつくる。</li> <li>・ 近隣で子育てに困っていて相談が必要な場合や、虐待の疑いがある場合の連絡先を共有する。</li> <li>・ 子育て中の親子と地域住民との交流の場をつくる。</li> <li>・ 地域で子育て支援に取り組む関係者同士が連携し、支援を必要とする家庭に対し、それぞれの立場でできる見守りを実践する。</li> </ul>



公助	
自助を高める取組	共助を推進する取組
<p>＜個別支援＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虐待をしてしまったり、しそうな場合の相談を受ける。</li> <li>・ 福祉保健センターは妊娠届提出時から子育てに関する相談援助を行い、妊娠・出産・子育てに関するサービスの利用に向けた支援を行う。</li> <li>・ こんにちは赤ちゃん訪問員による家庭訪問を行い、地域とのつながりを通して子育て情報の提供や必要な支援との結び付けを行う。</li> </ul> <p>＜普及啓発＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもが泣いて困った場合の対応（「乳幼児揺さぶられ症候群（子どもを無理に泣きやまそうと強く揺さぶり、脳などに障害を及ぼすこと）の防止）や子どもとの向き合い方の講習を行う。</li> </ul>	<p>＜地域のみでは取り組むことが難しい活動に対する支援を行う＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虐待防止の研修を地域で開催し、現在の子育て事情や、虐待に気づいたときの連絡先を周知する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童虐待予防の観点から、地域における子育て支援の必要性を伝える研修を、地域住民や子育て支援機関（例：保育所や幼稚園）に向けて実施する。</li> <li>・ 児童虐待防止の連絡会や研修会を開催し、虐待などが心配な家庭に気づいた時に相談や連絡ができるよう、支援者・関係機関同士で顔の見える関係づくりを行う。</li> </ul>	

＜孤立から生じるリスク別の自助・共助・公助の具体的な役割＞

○「高齢者虐待防止」のための自助・共助・公助（例）

自助	共助
<p>＜自分に馴染むものから取り入れられるようにするための例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寝たきりや認知症など介護を要する高齢者を抱えている家庭は、周囲の人にその事情を伝え知っておいてもらうよう努める。</li> <li>・介護は長期にわたることも多く、家族だけでがんばっても限界があることから、一人で抱え込まず、サービスの利用や、専門機関、地域のネットワークを上手に活用する。</li> <li>・高齢者虐待が起こる理由の一つに「人間関係の不和」があり、そこには認知症の問題が関係していることも多い。認知症は病気であり、治療の可能性や対処の仕方によって症状が改善することもあるので、早めに専門家に相談する。</li> </ul>	<p>＜地域のできることに取り組めるようにするための例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民は、寝たきりや認知症など介護を要する高齢者を抱えている家庭や一人暮らしの高齢者をやさしく見守り、声をかけるなどして、地域から孤立させない。</li> <li>・サービスや地域のネットワークを上手に利用して、介護者に負担がかかりすぎないように、地域で協力する。</li> <li>・万一虐待に気づいたら、早めの対応が、虐待の深刻化を防ぐことになるため、早めに各区の虐待相談窓口相談する。</li> </ul>



公助	
自助を高める取組	共助を推進する取組
<p>＜個別支援＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険サービス等の情報提供を行い、介護負担の軽減が図れるよう支援する。</li> </ul>	<p>＜地域のみだけでは取り組むことが難しい活動に対する支援を行う＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護者の孤立を防ぐため、家族会や交流会等の運営支援、参加支援を行う。</li> <li>・地域のネットワークを構築するため、虐待防止連絡会等を行う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護者及び地域住民に対し、高齢者虐待防止についての意識の啓発を行うとともに、広く認知症や介護方法に関する正しい理解を普及する。</li> </ul>	

<柱 2-1-3>

従来の取組では把握することが困難な対象層に対する、企業等との連携を介した地域における見守りの仕組みづくりへの支援

現状と課題

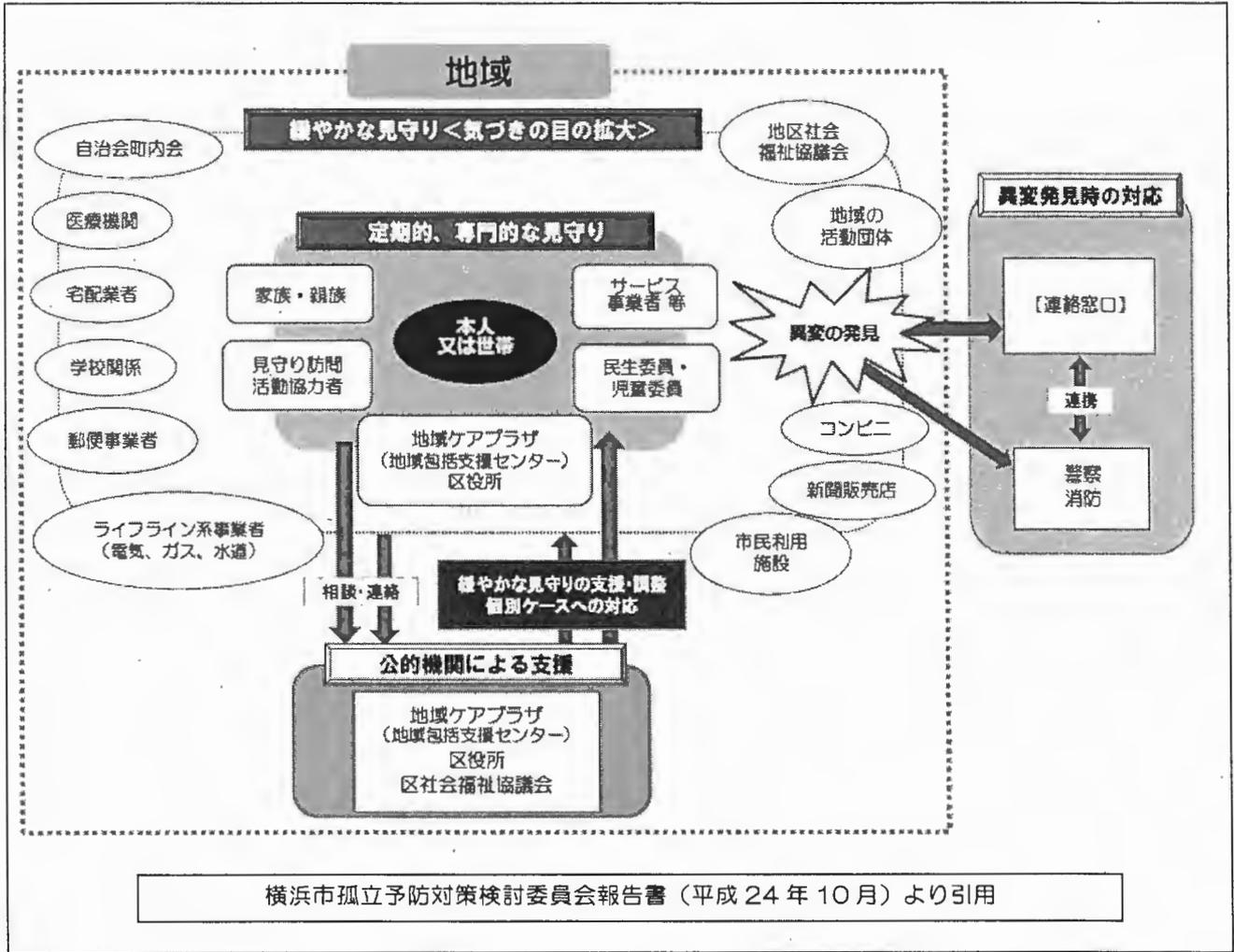
- 一人暮らし高齢者や災害時要援護者に対する地域における見守りは行われてきていますが、介護保険、障害福祉、生活保護といった制度やサービスの対象にはならない人々が孤立し、気づきの目が届かず、必要な時に的確な支援を受けられずにいる場合があります。
- 気づきの目を広げ、必要な時に的確な支援につなげられるための、地域における把握と見守りの仕組みづくりが求められています。
- 「孤立死」が社会問題化したこと等により、ライフライン（電気、ガス、水道）、郵便、新聞、宅配等の事業者による見守り体制が広がっています。

これからの取組

地域主体の見守り活動の充実に応じて、それを補完するための仕組みのあり方の検討や、事業者間のネットワークの強化を進めることにより、気づきの目を広げます。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 暮らしにくさを感じている、孤立している子育て家庭・ひとり親世帯・老障介護・生活困窮者・在住外国人などを含めた地域主体の見守り活動のあり方の検討</li> <li>○ 事業者による異変の発見や地域住民等による気づきの目の拡大</li> <li>○ 企業との連携による見守りの大切さのPR活動（例：こども虐待防止のシンボルである「オレンジリボン」PR）</li> <li>○ 既存の仕組みやネットワークでは把握しにくい対象の存在や抱えるニーズに気づくための方策の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉に理解のある商店等を増やしていく取組の推進</li> <li>○ 認知症サポーター養成講座や障害理解講座等の手法を活かした啓発</li> <li>○ スーパー、コンビニエンスストア、金融機関、商店街等日常生活上の住民との接点の多い企業等と協働し、暮らしの中での見守り活動を普及</li> </ul>
<b>区域（区・区社協・地域ケアプラザ）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現状把握と課題分析による地域ニーズの整理</li> <li>○ 対象者を広げた見守り活動の推進支援</li> <li>○ 気づきの目を広げるためのネットワークづくり</li> <li>○ 既存ネットワーク（区子育て支援ネットワーク、自立支援協議会等）の連携によるセーフティネットの機能充実</li> </ul>	

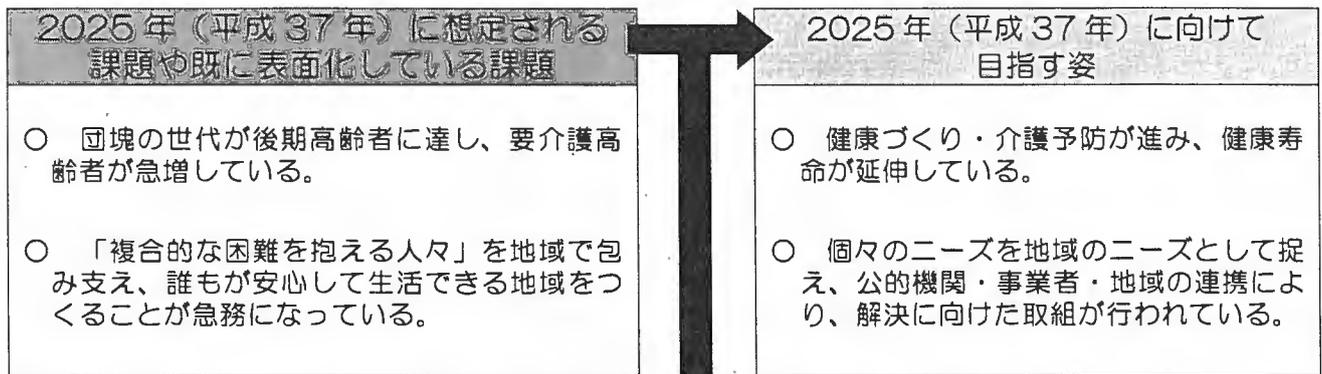
＜定期的、専門的な見守りと緩やかな見守りのイメージ＞



## 推進の柱 2 支援を必要とする人が的確に支援へつながる仕組みをつくる

### ◆重点取組<柱 2-2>

安心して健やかに暮らし続けられる地域づくり



重点取組	計画期間<平成26~30年度>で目指す姿	具体的な取組名
<p>&lt;柱 2-2&gt; 安心して健やかに暮らし続けられる地域づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2025年に想定される要介護高齢者の急増や少子化の進展等を意識し、個別課題を地域課題につなげ、身近な地域で生活課題を把握・調整・解決し、区域や市域の取組に反映させる仕組みが機能している。</li> </ul>	<p>&lt;柱 2-2-1&gt; 個別支援が届かぬまま、様々な生活課題を抱えている人々の存在に気づき支え続ける仕組みづくり</p> <p>&lt;柱 2-2-2&gt; 地域の生活課題を把握・調整・解決する仕組みの充実と新たな取組の創出</p> <p>&lt;柱 2-2-3&gt; 健康寿命の延伸の視点を取り入れた健康づくり・保健活動の取組充実</p> <p>&lt;柱 2-2-4&gt; 保健・医療・福祉の専門職と地域活動者の連携による支援の充実</p> <p>&lt;柱 2-2-5&gt; 地域ケアプラザがその機能と人材を生かすための環境づくり</p> <p>&lt;柱 2-2-6&gt; 地域福祉保健人材の育成</p> <p>&lt;柱 2-2-7&gt; 民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり</p> <p>&lt;柱 2-2-8&gt; サービスの質を向上させる仕組み</p>

<柱 2-2-1> 個別支援が届かぬまま、様々な生活課題を抱えている人々の存在に気づき支え続ける仕組みづくり

現状と課題

- 個別支援が必要な状態であるにもかかわらず、福祉保健サービスを利用せず、どこに相談してよいかわからない、福祉保健サービスや経済的な支援は受けたくないで相談しない、セルフネグレクト\*1により健康などに害が及んでいる、虐待やDV（ドメスティックバイオレンス）\*2を受けているが自ら相談できる状態にないといった状況にある人がいます。
- 状態が悪化した時に個別支援が的確に届くことも重要ですが、支援につながらず様々な生活課題を抱えている人々の存在に気づき、長期的な視点で見守り、支えていくことの必要性についても、幅広い関係者と協議することが重要です。
- 個別支援としてのアプローチが難しい状況において、支援のあり方を決めていくためには、日常的で断片的とも見える情報の中に、解決の糸口が見つかる可能性があります。そこに、長い目で幅広く情報を集積していく意義があり、そういった情報が支援者側に集積される仕組みづくりが重要です。
- 現状でも、幅広い関係者により協議する場が全くないわけではありませんが、情報共有や課題検討の方法を改めて確認する必要があります。

これからの取組

個別支援と地域支援のそれぞれに従事する区役所、区社協、地域ケアプラザの職員だけではなく、医療、介護、障害者支援、子育て支援、住まい等の専門機関や施設を含んだ職員連携による、担当地区や区域に関する情報共有と課題分析の場づくりを推進します。

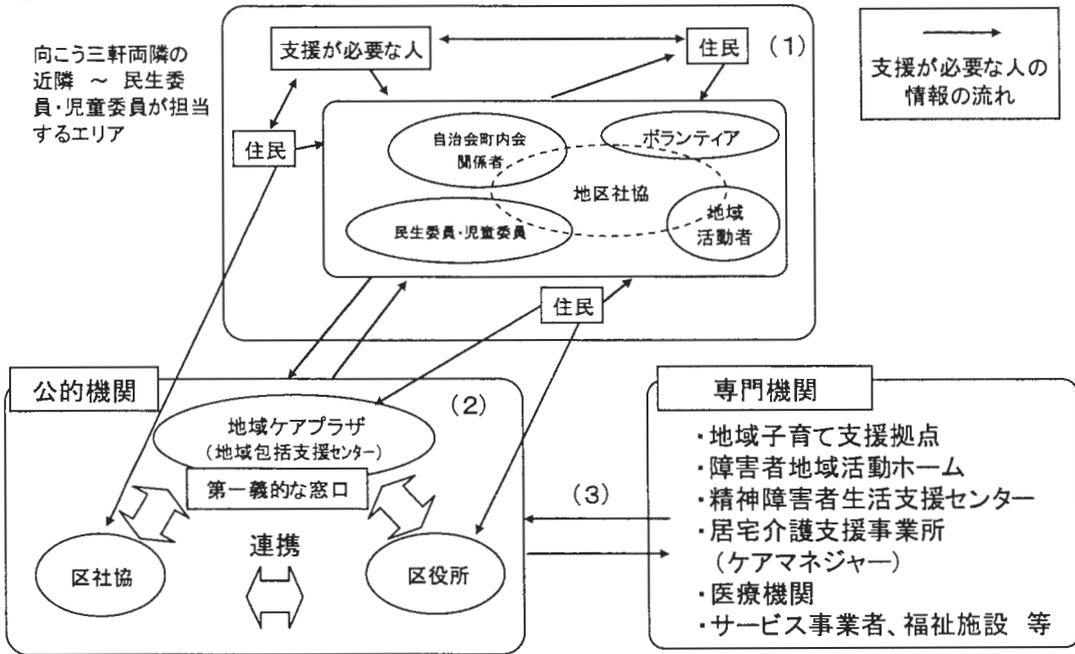
市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個別支援と地域支援の地区担当者が一堂に会する場の充実</li> <li>○ 公と民が連携した相談支援の仕組みづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域住民等と協力して行う見守りやニーズ把握の新たな仕組みや、既にある活動の中からニーズを把握する仕組み等を区社協等とともに開発</li> </ul>
区域（区・区社協・地域ケアプラザ）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 分野横断による組織間等の情報共有・情報集積・課題分析・取組検討の実施</li> <li>○ 民生委員・児童委員等による地域の要援護者把握の取組との一層の連携や支援を進めるほか、地域住民等と協力して行う見守りやニーズ把握等の新たな仕組み、既にある活動の中からニーズを把握する仕組み等を検討・実施</li> <li>○ 地域における対応が困難な課題についての公的機関の役割の検討</li> </ul>	

\*1 セルフネグレクト：飲食や体調管理、最低限の衛生状態の保持、金銭の管理などの行為をしない、あるいは、する力がないため、安全や健康が脅かされる状態

\*2 DV（ドメスティックバイオレンス）：配偶者やパートナーなど親密な関係にある（あった）相手から振るわれる暴力

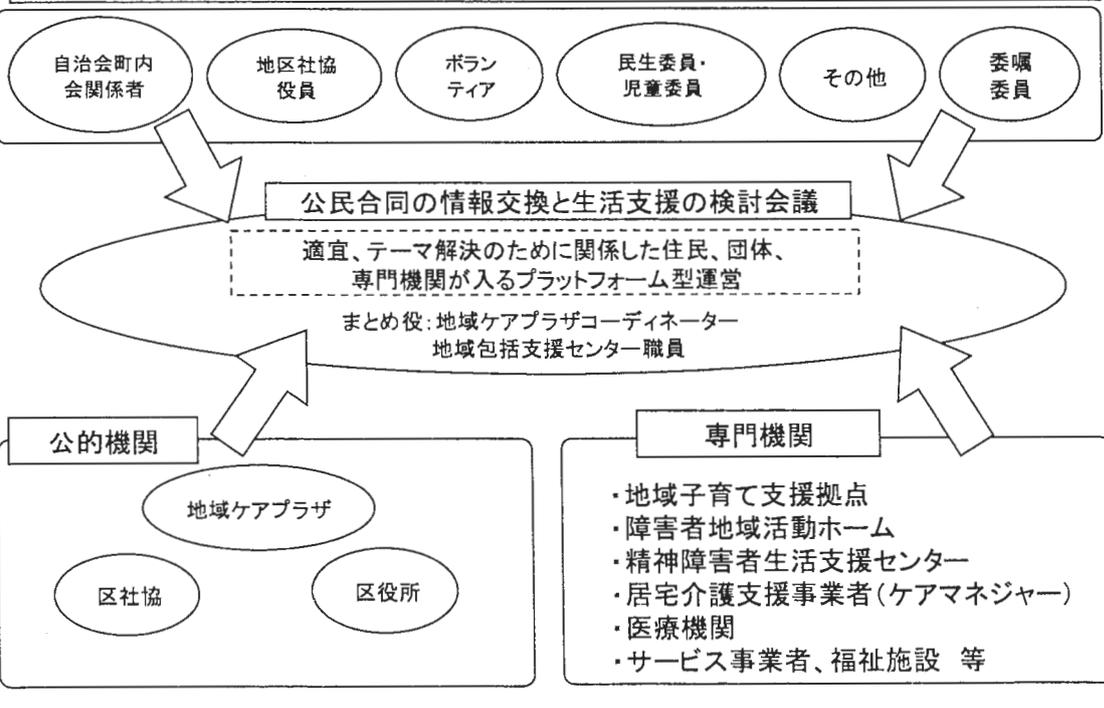
＜公と民が連携した圏域に応じた相談支援の仕組みづくり（例）＞

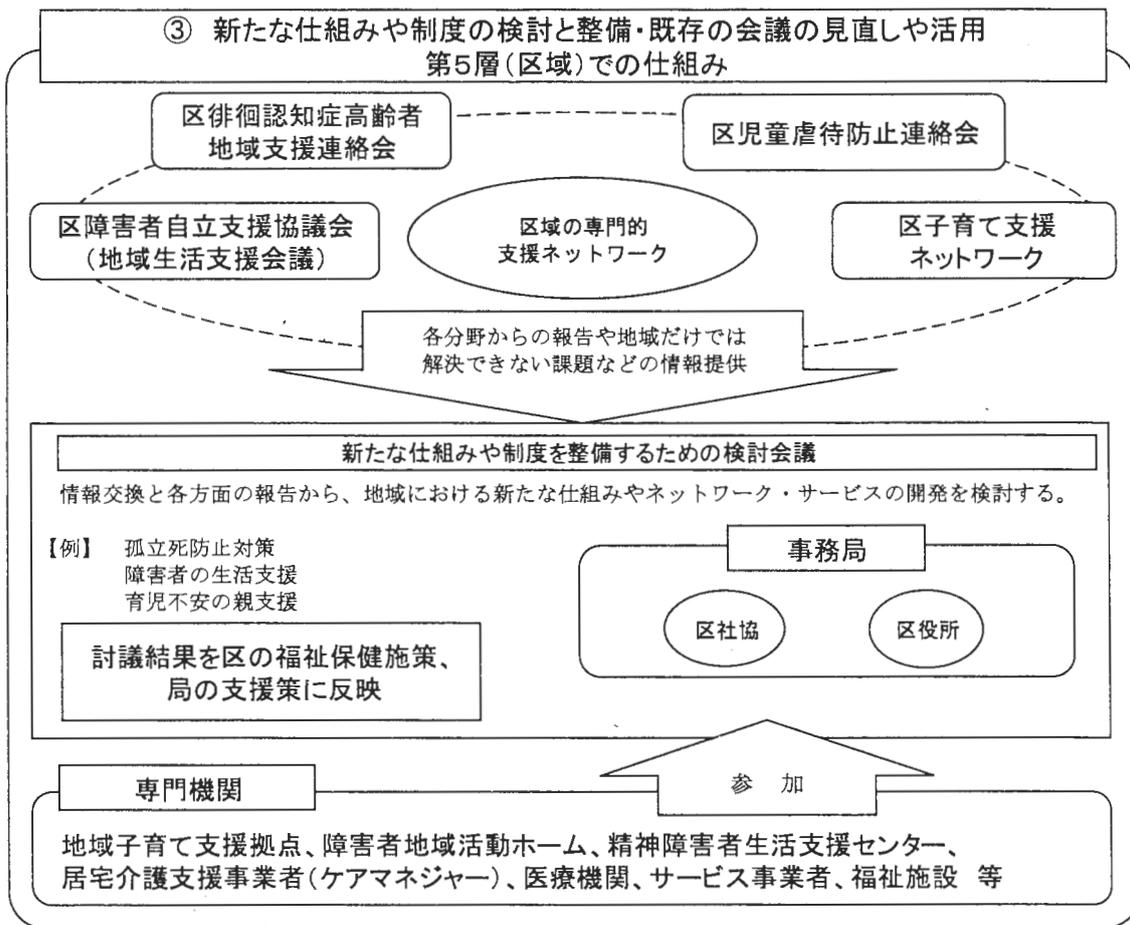
① 支援が必要な人の早期発見の仕組み  
第1～2層(近隣や自治会町内会)での取組



- (1) 地域の見守り活動などで把握された支援が必要な人の情報が、民生委員・児童委員を中心に集まります。
- (2) 地域では個別対応が難しい場合や専門的な対応を要する場合など、支援が必要な人の情報を地域ケアプラザ等の専門的な機関に伝えます。地域ケアプラザ等は連携し、支援が必要な人に対応します。
- (3) ケアマネジャーなどの専門機関が、地域の支援が必要な人の情報を地域ケアプラザ等を通じて、地域の民生委員・児童委員等に伝えます。

② 生活支援の具体策の検討  
第3～4層(地区連合町内会や日常生活圏域)での取組





### ①支援が必要な人の早期発見の仕組み

- 配食サービス・会食会、サロン活動、ボランティア活動等をする中で、地域で気になる人の情報が把握されたら、住民やボランティアから民生委員・児童委員等を通して公的機関にその情報が届き、具体的な支援につながる仕組みを充実させます。また同様に、専門機関の相談事業や事業者のサービス等の利用者で地域のサポートが必要な人の情報が、公的機関を通じて民生委員・児童委員などに伝わるようにします。

### ②生活支援の具体策の検討

- 民生委員・児童委員等に情報提供する身近な地域の協力が増えるよう、公的機関は区民生委員児童委員協議会、地区社協等と協力して、この取組を進めます。
- 支援が必要な人に対して、行政や地域がどのような支援を行うのか検討する場を設けます。具体的には、地域ケアプラザがコーディネート役となり、専門機関や民生委員・児童委員などの地域人材の参画を得て、見守りネットワーク等で把握された課題への対応策を検討します。

### ③新たな仕組みや制度の検討・既存の会議の見直しや活用

- すでに実施している様々な区域の専門的支援ネットワークからの報告や情報を活用し、区内の公的機関やサービスに関わる事業者などによる実務者レベルの検討会議を開催し、地域や個々の専門機関だけでは解決できない課題を明確にし、新たな仕組みや制度の整備を検討します。

<柱 2-2-2> 地域の生活課題を把握・調整・解決する仕組みの充実と  
新たな取組の創出

現状と課題

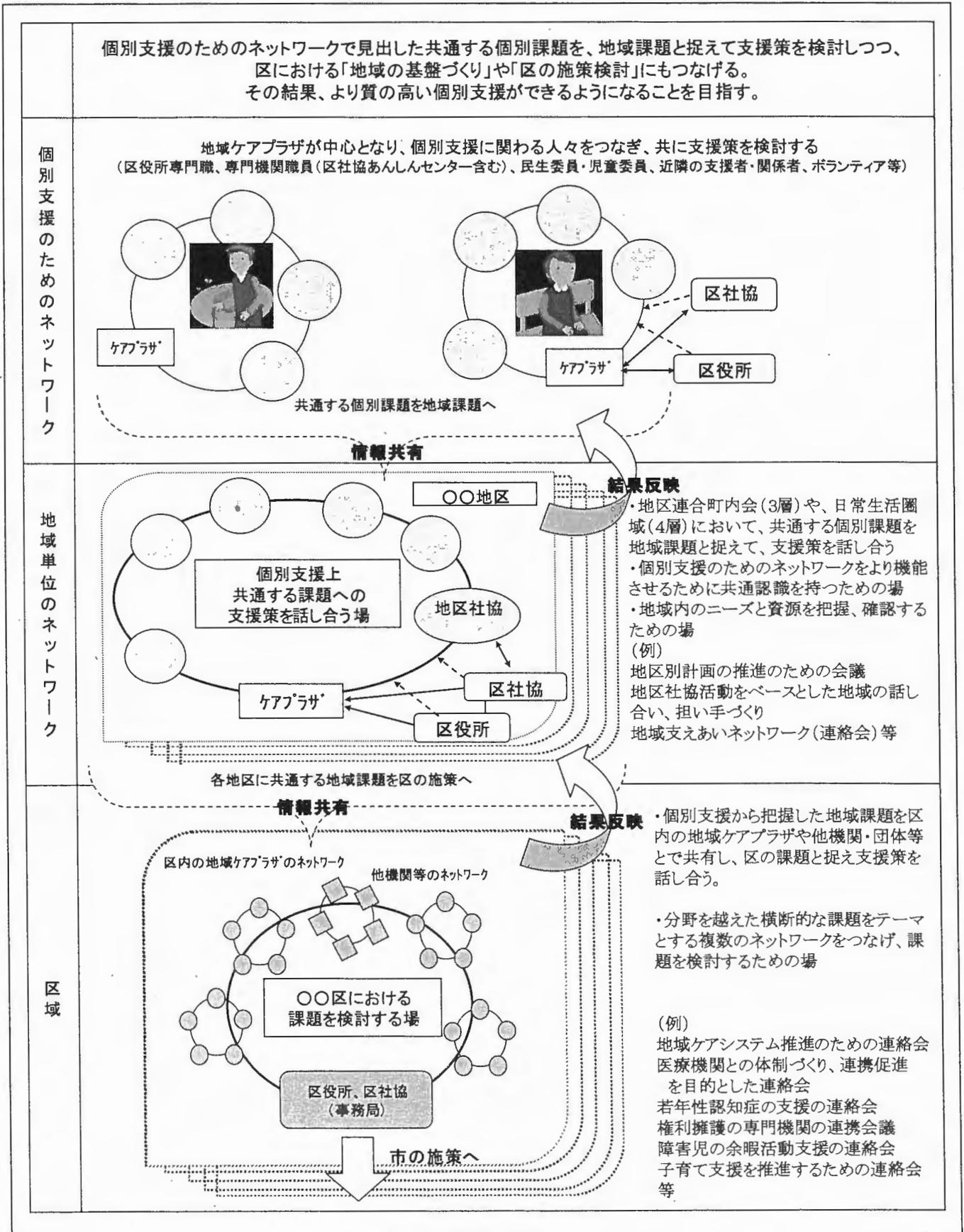
- 地域や個々の専門機関だけでは解決できない地域の生活課題を明確にし、それを解決するための新たな仕組みや取組を創り出すことが求められています。
- そのためには、地区別計画の策定・推進の仕組み、区域の専門的支援ネットワーク、区内の公的機関やサービスに関わる事業者・施設などによる実務者レベルの検討会議などから得られる情報をより一層活用できるようにしていくことが必要です。

これからの取組

1～2層（近隣や自治会町内会）、3～4層（地区連合町内会や日常生活圏域）、5層（区域）、6層（市域）の各圏域において、地域の生活課題を把握・調整・解決する仕組みが充実し、それらの各圏域の仕組みが連動することにより、地域ニーズを捉えた新たな取組が創出しやすい環境を整備します。（柱 1-1-2、柱 1-1-3、柱 2-2-1 を踏まえた取組）

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各分野別の仕組み（高齢者支援分野における「地域ケア会議」、障害者支援分野における「地域自立支援協議会」、こども家庭支援分野における「横浜子育て SOS 連絡会」など）との連動を見据えた効果的で効率的な仕組みづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1～3層、4層、5層、6層の各圏域における仕組みや取組を充実させ、地域ケアプラザ、区社協、地区社協等地域関係者等と連携し、地域ニーズを捉えた新たな取組を創出</li> <li>○ 地域住民の主体的参画の下で、区社協・地域ケアプラザなどが協働して地域課題を把握・調整・解決する仕組みを構築・運営するために、連絡調整・ノウハウ提供・人材育成等の支援を推進</li> <li>○ 身近な地域の中での交流とニーズ把握の場づくりや、単位町内会レベルの見守り活動の推進等、第4次活動計画でのモデル事業の成果を踏まえて、他の地域への情報提供・普及を推進</li> <li>○ 区域における課題検討の場づくりを支援するとともに、区域で解決が困難な課題等市域の課題の解決に向けた検討の場づくりを推進</li> </ul>
<b>区域（区・区社協・地域ケアプラザ）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域ケア会議、自立支援協議会、児童虐待防止連絡会、子育て支援ネットワーク等で明らかになった地域の課題を区域で共有し、検討・調整・解決する協議の場を拡充</li> <li>○ 1～2層、3～4層、5層の仕組みを用いた地域の生活課題の把握・調整・解決に向けた支援</li> <li>○ 5層における取組の充実</li> <li>○ 6層における施策への提言</li> </ul>	

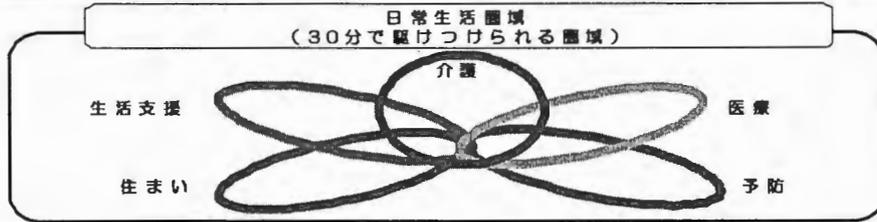
＜地域の生活課題を把握・調整・解決する仕組みの充実と  
各層の仕組みの連動により地域ニーズを捉えた新たな取組が創出しやすい環境整備＞



団塊の世代が75歳以上となる2025年へ向けて、高齢者が尊厳を保ちながら、重度な要介護者となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、厚生労働省では、住まい、医療、介護、予防、生活支援が、日常生活の場で一体的に提供できる地域での体制（地域包括ケアシステム）づくりを推進しています。

地域包括ケアシステムを構築するためには、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進める必要があります。これを実現するための有効な手段として「地域ケア会議」を促進していくことが求められています。

地域包括ケアシステムの実現に向けた5つの取組



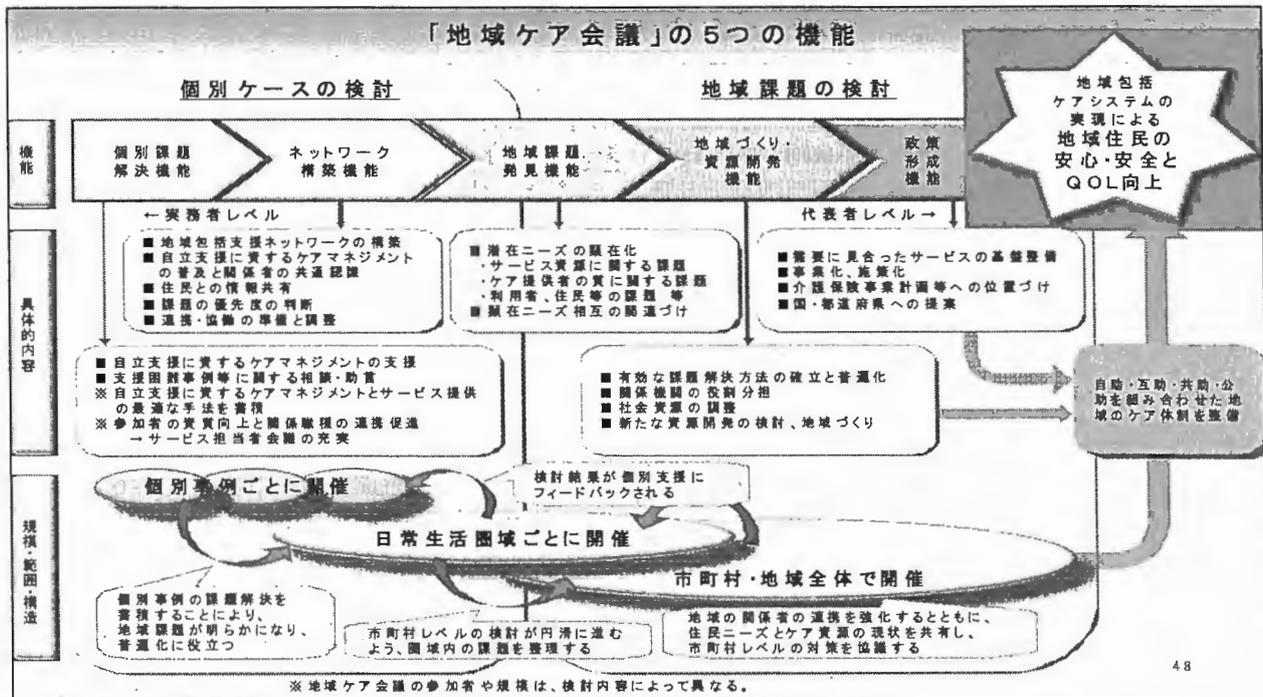
【地域包括ケアの5つの視点による取組み】

地域包括ケアを実現するためには、次の5つの視点での取組みが包括的（利用者のニーズに応じた①～⑤の適切な組み合わせによるサービス提供）、継続的（入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供）に行われることが必須。

- ① 医療との連携強化
- ② 介護サービスの充実強化
- ③ 予防の推進
- ④ 見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など
- ⑤ 高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備（国交省と連携）

～地域ケア会議の具体的な機能～

- ①個別課題解決機能、②ネットワーク構築機能、③地域課題発見機能、
- ④地域づくり・資源開発機能、⑤政策形成機能（平成25年3月厚生労働省老健局作成資料より引用）



「身近な地域でのつながり・支えあい活動の推進」は、市・区社協が市・区役所との連携のもとで、社協が持つ地域組織化や当事者支援などの地域支援の専門性を生かしながら地域ケアプラザと協働し、住民とともに地域課題の把握から解決までの取組を進めていくものです。本計画の中で掲げられている地域の基盤づくりや様々な交流、見守り・助け合い活動、担い手の一層の拡大などの多くの具体的な取組が、住民の主体的な活動により発展するよう地域支援を進めます。

【身近な地域でのつながり・支えあい活動の大切さ】

○地域福祉（私たちのしあわせ）には、  
住民にしかできないことがあります。

孤立や権利侵害をはじめとする生活課題は既に深刻化しつつあります。各種課題に対し、様々な制度・施策がありますが、それだけで全ての課題を解決できるものではありません。制度の狭間や個々の抱える悩みが大きな課題となる前に、住民の思いや力をあわせて取り組むべきことがあります。

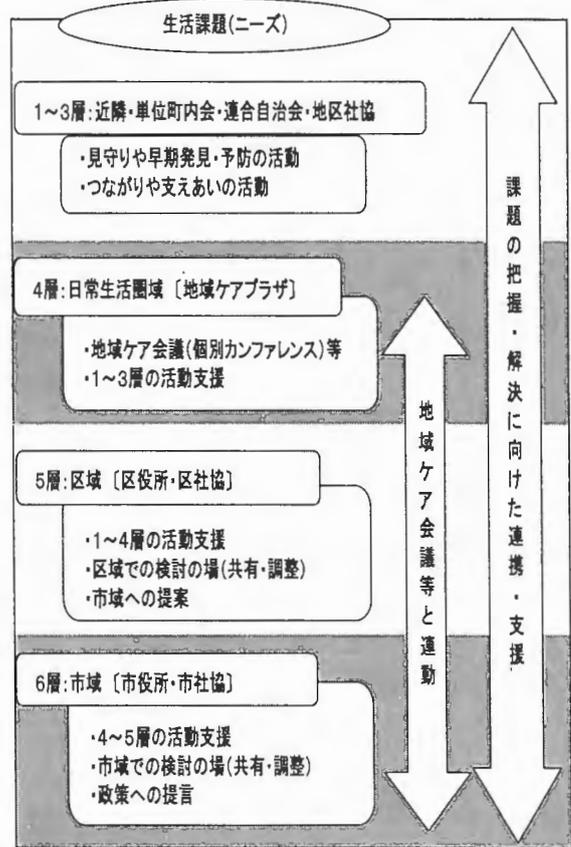
○住民主体の共助の層を厚くする

日常のつながりから緊急時の支えあいで、共助の関係をつくるのは、普段の生活の中での「見守り・気付き（早期発見）・予防」の活動です。そのためには近隣で助け合う関係づくりが大切です。

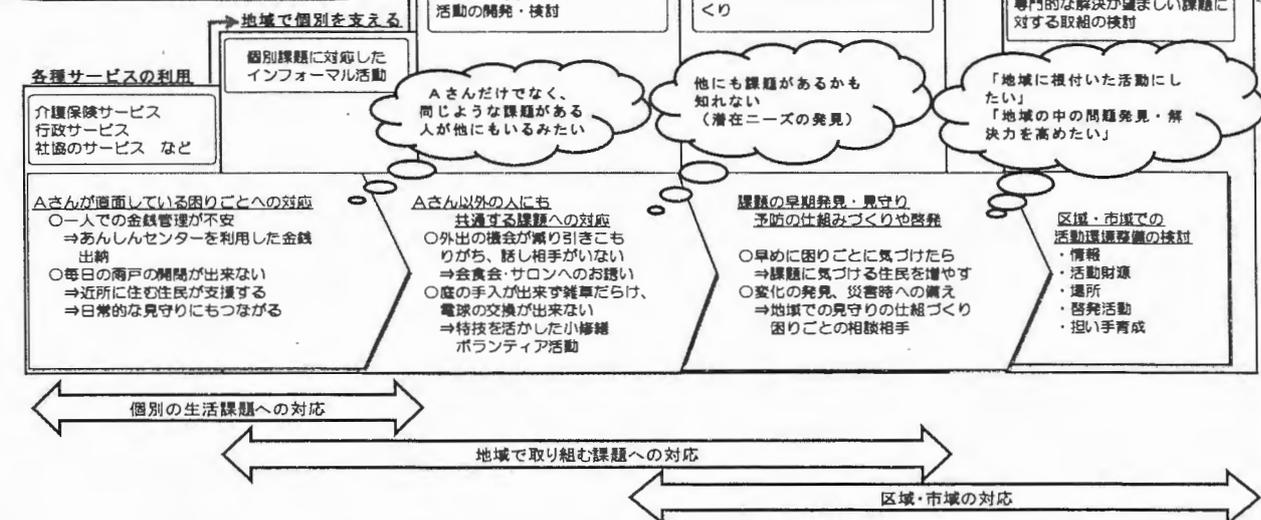
【取組の3つの視点】

- 個別の生活課題を地域の課題として捉え、地域とともに課題解決に取り組む
- 地域福祉を最前線で推進する地域ケアプラザを支援し、協働により地域支援を進める
- 地域の課題をさらに区域・市域の課題として捉え、取組を広げる

《活動推進のイメージ図》



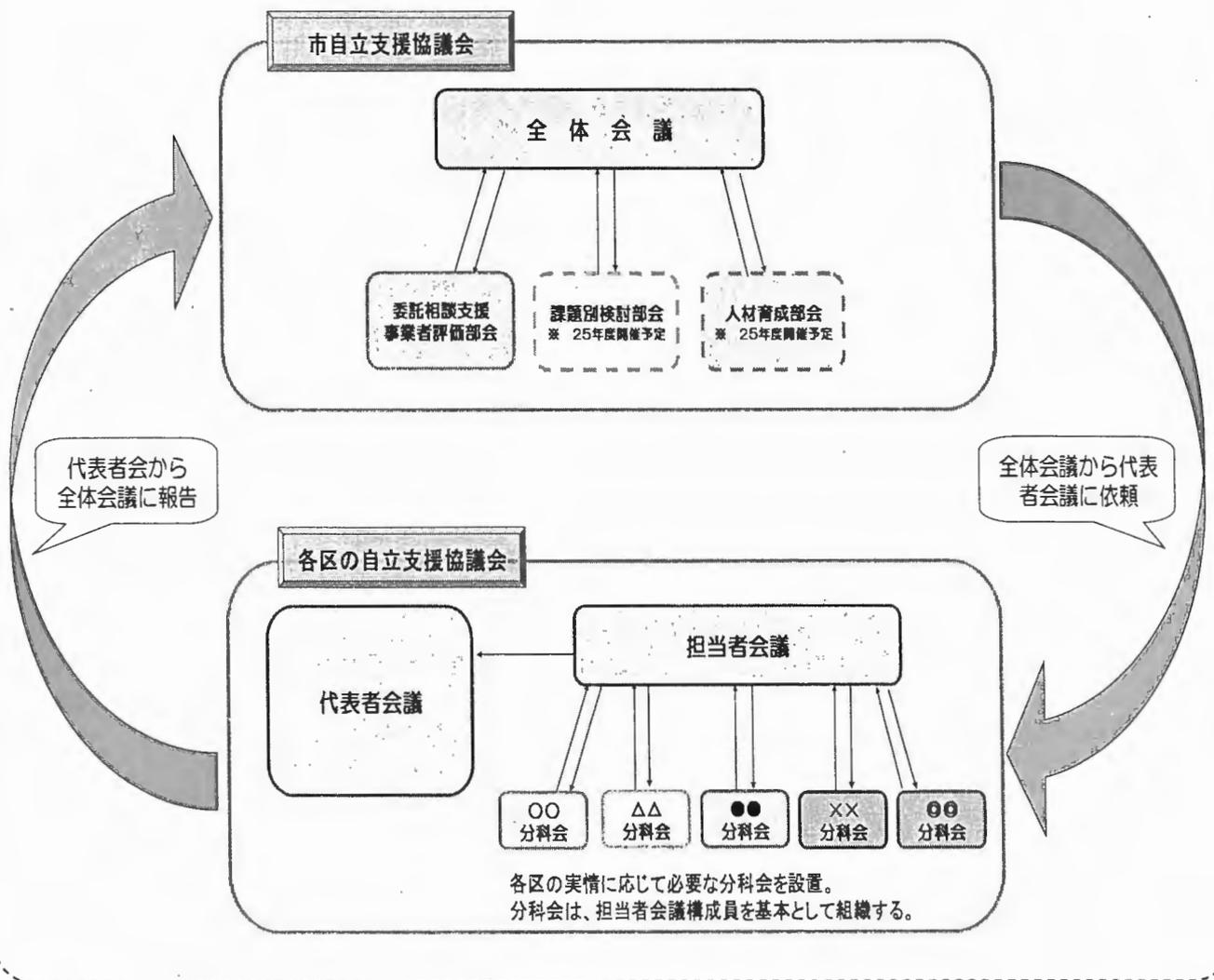
【事例】一人暮らしのAさん(88歳)  
最近、足腰の痛みに加え、物忘れが多くなった様子。  
外出は、時折り買い物に出かける程度になってきました。



**コラム**

障害者支援分野における「地域自立支援協議会」について

- 障害者総合支援法第 89 条の 3 の規定に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者が幅広く参加し、定期的な協議を行い、相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うことを目的としています。
- 横浜市では、平成 18 年に横浜市障害者自立支援協議会を、各区に区域自立支援協議会を順次設置することとし、平成 23 年に全区で区域自立支援協議会が開催されるようになりました。
- 区協議会では、連携体制を確立するとともに課題を解決するため、ライフステージごとに生じる課題やその時々テーマを取り上げて部会やワーキングを設置し、情報交換や協議を行っています。また、市協議会では、各区で協議された内容を市全域で共有したり、市全域で共通する課題を検討しています。



<柱 2-2-3> 健康寿命の延伸の視点を取り入れた健康づくり・保健活動の取組充実

現状と課題

- 安心して健やかに暮らし続けるために、寿命を延ばすことだけではなく、その内の健康な期間を延ばす（健康寿命の延伸）という考え方が重視されるようになってきました。乳幼児から高齢期までの各ライフステージ（人生の節目、段階）に合わせ生活習慣を改善することが有効であると考えられています。
- 不眠や食欲不振など、こころの健康問題が身体の問題として表れることも多くあります。こころと身体は一体であることを理解し、こころが疲れていることに早く気づき、早めに対処することが大切です。
- 地域においては、保健活動推進員、民生委員・児童委員、食生活等改善推進員、認知症サポーター等の地域人材によって、誰もが関心があり、楽しんで参加できる健康づくりをテーマとした取組が実施されています。
- これらの活動者の主体的な取組を一層進めることで、活力ある地域づくりや住民相互のつながりをさらに深め、身体とこころの健康の維持・増進につなげ、効果を上げている地域があります。
- また、多くの地域で、地域主体の見守り活動が盛んに行われていますが、こういった活動にも、体調の維持・管理、感染症予防、身体とこころの健康づくり等の要素を取り入れていくことで、見守りを必要とする方々のみではなく、見守る側の人々も安心して活動に取り組めるなど、必要性が理解されてきました。
- 健康は個人の問題ととらえられがちですが、地域の健康づくり活動を進め、健康寿命を延ばしていくには、仲間づくりや活動の場づくりなどの環境整備も進めることが求められています。

これからの取組

地域における健康寿命の延伸の視点を取り入れた健康づくり・保健活動の充実を支援します。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康づくりの意識、知識を高め、ライフステージに合わせた健康づくりに取り組みむ市民を増やす</li> <li>○ 地域主体の活動が継続しやすい環境を整える</li> <li>○ 地域の生活課題を把握・調整・解決する仕組みを充実させ、新たな取組を創出するなか、健康づくりや健康維持、健康寿命の延伸といった保健の視点を盛り込み、福祉保健の一体的・効果的・効率的な活動を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 老人クラブとの連携推進や、老人福祉センターなどによる元気な高齢者の健康づくり等の取組の検討・支援・広報</li> </ul>
区域（区・区社協・地域ケアプラザ）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 親子の交流サロンのような、地域における既存の取組に対して、健康づくりや健康寿命の延伸の視点を加えることにより、その取組の効果がさらに高まるような工夫を提案</li> <li>○ 保健活動推進員や食生活等改善推進員など健康づくりの核となる人材が、自治会町内会や老人クラブなどの様々な活動や、地域を会場とした継続的な健康づくり活動で、地域の健康づくりリーダーとして役割を發揮できるよう支援</li> <li>○ 地域住民や当事者の健康課題について考える場を継続実施し、予防策や対応策に地域が協力して取り組めるよう、公的機関の専門職が支援</li> <li>○ 認知症サポーター（キャラバンメイト）など、保健や予防・健康について学習する人材の育成</li> <li>○ 様々な活動を活用した健康に関する情報提供の充実</li> </ul>	

＜「一人ひとりの健康づくり」のための自助・共助・公助（例）＞

自助	共助
<p>＜自分に馴染むものから取り入れられるようにするための例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ともに健康づくりに励む仲間をもつ。</li> <li>・ライフスタイルに応じて無理なく継続できる健康づくりの習慣をもつ。</li> <li>・睡眠や休養をとるなどして、こころの健康を維持する習慣をもつ。</li> </ul>	<p>＜地域の方でできることに取り組めるようにするための例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区や関係機関との協働で、地域主体の健康づくり活動に取り組む。</li> <li>・保健活動推進員、食生活等改善推進員、認知症サポーター等の取組に地域ぐるみで協力する。</li> <li>・学校ぐるみや職場ぐるみの健康づくりの知識の普及や実践に努める。</li> </ul>

ライフステージ別行動目標（第2期健康横浜 21より引用）

行動目標		育ち・学びの世代 (乳幼児期～青年期)	働き・子育て世代 (成人期)	暮りの世代 (高齢期)
生活習慣の改善	食生活	3食しっかりと食べる	野菜たっぷり塩分少なめ バランス良く食べる	「口から食べる」を維持する
	歯・口腔	しっかりと歯で食後は歯磨き	定期的な歯のチェック	
	喫煙・飲酒	受動喫煙を避ける	禁煙にチャレンジ お酒は適量	
	運動	毎日歩いたり体を動かす	あと1,000歩、歩く 定期的に運動する	歩く外出する
	休養・こころ	早寝・早起き	睡眠をとってしっかりと休養	
生活習慣病の重症化予防		定期的ながん検診を受ける	1年に1回特定検診を受ける	



公助

自助を高める取組	共助を推進する取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の健康状態を知る機会づくり</li> <li>・健康に関する情報を得やすい環境づくり</li> <li>・健康づくりに参加できる機会の充実</li> <li>・取組継続を促がす仲間づくりの支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の健康づくりグループの活動支援</li> <li>・事業所など職域での取組の強化</li> <li>・地域住民が主体となった取組への支援</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間企業を含めた様々な関係機関・団体と連携した、波及効果の高い普及啓発の実施</li> <li>・身近な場所での専門的な相談が受けられる体制づくり</li> <li>・健康づくりに関心が低く、時間的ゆとりのない層への働きかけのための社会環境の整備</li> <li>・健康により行動の成果が見えるしかけづくり</li> </ul>	

<柱2-2-4> 保健・医療・福祉の専門職と地域活動者の連携による支援の充実

現状と課題

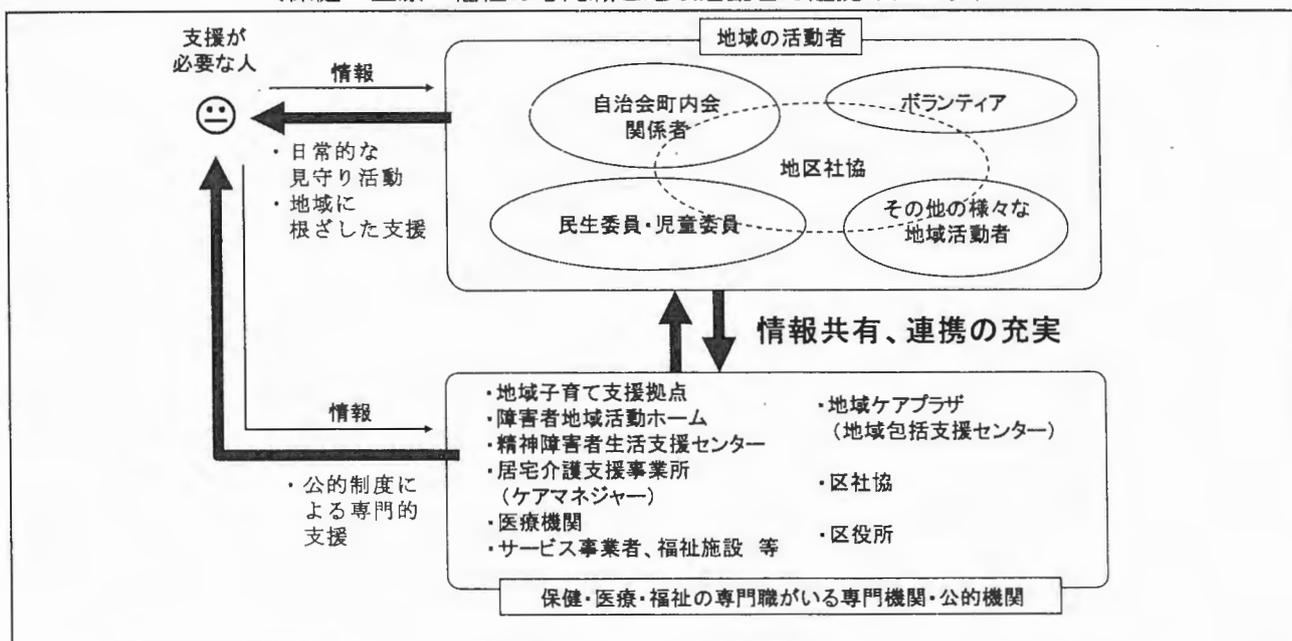
- 専門的な相談機関は、地域の活動者に対して、日常の見守り活動の様子を知らせてほしいと依頼をすることがあります。地域の活動者は様々な工夫をして情報を集めて伝えますが、相談機関が召集するカンファレンス（支援方針等の検討会議）には地域の活動者を交えにくく、そこで決定された役割（「地域で見守ってください」など）だけが別途伝達されることが見受けられます。
- 相談機関側の守秘義務により、情報共有できる範囲に限りがある場合でも、地域の活動者に役割を求める際に、適切でタイムリーな情報提供が行われることは支援の質を高めるうえで大切なことです。相談機関側からの情報提供が乏しいことにより、地域の活動者による支援の困難さやモチベーション（動機付け、やる気）の低下につながっている場合もあります。
- お互いの活動を支え合えるように、特に相談機関側は地域の活動者の役割や機能を認識することが必要です。

これからの取組

保健・医療・福祉の専門職と地域活動者の連携による支援の充実に向けて、相談機関に対する啓発に取り組みます。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の活動者の強みと相談機関の強みを明確に認識できるよう、相談機関側に地域との連携に関する啓発を行うことにより、地域主体の取組がより生きる環境整備を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地区社協等の地域福祉保健活動団体との連携を深めるための取組を推進</li> </ul>
<b>区域（区・区社協・地域ケアプラザ）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談機関に向けた、地域活動者との連携のあり方や互いの役割を理解する研修・啓発等の実施</li> </ul>	

<保健・医療・福祉の専門職と地域活動者の連携イメージ>



<柱 2-2-5> 地域ケアプラザがその機能と人材を生かすための環境づくり

現状と課題

- 地域ケアプラザは、日常生活圏域に設置されている唯一の公的機関（平成 25 年 4 月現在、130 か所整備）であり、身近な相談窓口かつ地域支援の最前線として多くの市民から期待され、その役割はますます重要になっています。
- 地域ケアプラザは、地区別計画の推進をより一層推進する役割を果たしながら、把握した地域の課題を区域・市域に情報提供していくことも期待されています。
- 地域活動・交流部門のコーディネーターは、地域ケアプラザ内で OJT を行える環境が少ないため、経験の浅い者は疑問や課題を慢性的に解決できない状況を招きやすく、ベテラン層は切磋琢磨する同僚がいないことが課題となっています。地域支援の質をさらに高めていくためにも、ベテラン層のこれまでの実践が、地域ケアプラザ全体の質の向上に結びつく環境づくりが必要になっています。

これからの取組

地域ケアプラザに地域活動・交流部門と地域包括支援センターが置かれていることを最大限に生かせる環境をつくります。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 様々な情報が集まり、あらゆる人の相談を受け止められる身近な公的機関として、地域ケアプラザが充実していくための事業の実施</li> <li>○ 地域ケアプラザによる具体的支援が困難な場合に、他の的確な機関がそれを受け止め、引き継ぎ対応する体制の充実</li> <li>○ 地区別計画に位置づけられた地域福祉保健活動への支援に地域ケアプラザが取り組みやすい体制づくり</li> <li>○ 地域ケアプラザを支援する区及び区社協の役割のあり方の指針づくり</li> <li>○ 市社協との協働による、所長に対する地域マネジメントに関する研修や、ベテラン層向けも含めた地域活動・交流コーディネーターに対する研修の充実</li> <li>○ 地域包括支援センター職員向け研修の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域ケアプラザ（地域包括支援センターを含む）と区社協の協働の円滑化を図る</li> <li>○ 地域ケアプラザ分科会の運営</li> <li>○ 地域支援を行う人材への支援の一環として、区社協が地域ケアプラザの地域活動・交流コーディネーターへの支援に力を発揮できるような、情報提供や技法の習得等の支援</li> <li>○ 市との協働による、所長に対する地域マネジメントに関する研修や、ベテラン層向けも含めた地域活動・交流コーディネーターに対する研修の充実</li> </ul>
区域（区・区社協・地域ケアプラザ）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域ケアプラザに、地域活動・交流部門と地域包括支援センターが置かれている強みをより生かせるようにするための支援の充実（区・区社協）</li> <li>○ 区地域ケアプラザ所長会、各種専門職連絡会（包括センター区連絡会、区コーディネーター連絡会等）の充実</li> <li>○ 地域ケアプラザ同士の交流を通じた実践的な研修の実施</li> <li>○ 区社協が機能として持っている部会・分科会・連絡会等のネットワークを地域ケアプラザとつなげることによる支援</li> <li>○ 地域ケアプラザエリアを越えた地域支援の調整</li> <li>○ 指定管理者制度導入施設における協定書等に基づく適切な管理運営指導や、事業実績評価をツールとした、指定管理者の主体的な取組及び区との協働による取組の促進（区）</li> </ul>	

## <柱2-2-6> 地域福祉保健人材の育成

### 現状と課題

- 市民のコーディネート機能と公的機関職員（区、区社協、地域ケアプラザなど）に求められるコーディネート機能を次のように整理し、人材育成に生かしてきました。
- 2025年に向け、今後ますます地域の生活課題が複雑・多様化するなかでは、コーディネート機能をより高め、地域支援を推進していく人材の育成がさらに求められています。

### <地域福祉コーディネーター分科会報告書（19年3月）抜粋>

#### 3 市民のコーディネート機能

##### (2) 地域福祉コーディネーター機能

コーディネーター機能の一般的な内容は次のとおりです。

- (ア) 当事者の立場に立ち、寄り添い、支える。
- (イ) 支援が必要な人を支援につなげる。
- (ウ) 地域福祉の担い手を育てる。
- (エ) 地域の課題を発掘し、活動をつくる。

#### 4 公的機関のコーディネート機能との有機的連携

##### (1) 市民と公的機関のコーディネート機能の有機的連携

市民がコーディネート力を付け、その力を発揮するにあたって、公的機関の職員としてコーディネート機能を果たすコーディネーターが「つながり」を理解し、それを実践していくことが、大きな力となります。公的機関において職責としてコーディネート機能を実践する職員は、地域社会というものの一般的な成り立ちや仕組みを理解するとともに、さらに働き掛けようとしている地域の固有の特徴や仕組み、キーパーソン（特に市民の側でコーディネート機能を果たしている人たち）などをよくつかみ、スムーズに地域に入っていくことが求められます。

##### (2) 公的機関のコーディネート機能への期待

市民側からみて、公的機関のコーディネート機能に期待するもの

- 1 ニーズを受けとめる機能
- 2 地域活動を側面的に支援する機能
- 3 地域活動を継続的に支える機能

- また、2025年には要介護者が現状の1.8倍に増えることから、現行の保健・医療・福祉サービスの水準を維持しようとするならば、1.8倍の保健・医療・福祉のマンパワーを確保しなければならないこととなります。
- 保健・医療・福祉の養成機関に働きかけ、将来の人材を確保するとともに、資格を持ちながら働いていない人が活躍する場を提供できるような仕組みが求められています。

## これからの取組

区、区社協、地域ケアプラザなどの公的機関職員や市民を対象として、コーディネート機能を高めるための研修や講座等を実施します。

また、保健・医療・福祉人材の養成を推進します。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公的機関職員を対象とした地域福祉コーディネーター養成研修の充実</li> <li>○ 区域における公的機関職員向け講座を企画する者向けの研修の実施</li> <li>○ 福祉保健力レッジの拡充</li> <li>○ 保健・医療・福祉人材の養成と確保策の検討、実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉保健活動従事者の人材不足に優先的に対応するべく研修等人材開発の取組を充実させるほか、区社協や福祉保健力レッジ参加機関との連携により区域への出張型研修の実施について検討</li> <li>○ 専門職の養成プログラムに、地域福祉保健活動者との連携・協力の重要性を織り込む</li> <li>○ 市域の課題に対応する地域福祉保健活動の担い手育成については、市とともに対応の検討を行い、育成の取組を担う</li> <li>○ 市と協働し地域福祉コーディネーター養成研修を企画実施する</li> </ul>
<b>区域（区・区社協・地域ケアプラザ）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区ボランティアセンターや地域ケアプラザ等、地域関係機関との連携による、地域人材の発掘、育成</li> </ul>	

<柱 2-2-7> 民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり

現状と課題

- 民生委員・児童委員は、高齢者から子どもまでを対象に、地域のよき相談役として様々な活動を行っています。民生委員・児童委員は、福祉のサービスを利用しやすいよう側面から支援し、相談機関などへの橋渡しをすることがあります。また、利用者がサービスを利用する過程を「見守る」役割を担うこともあります。
- 民生委員制度創設 90 周年記念事業として、「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」が呼びかけられたことを契機に、日常の見守り活動などを通して、支援が必要な人の把握や災害発生時の緊急連絡体制の整備などを行っています。このような取組を各地域でさらに推進するためには、自治会町内会等との連携が不可欠です。
- 一人暮らし高齢者などの増加だけではなく、児童虐待、DV（ドメスティックバイオレンス）被害者、ホームレス、引きこもり、ひとり親世帯など、難しい支援を要する人が増加し、活動に対する不安の声も出ています。実際に、民生委員・児童委員だけでは対応が困難な場合もあります。
- このような状況を踏まえ、行政など公的機関との連携体制をより強めるとともに、近隣住民と協力した支援の仕組みづくりを行っていくことが求められています。

これからの取組

民生委員・児童委員が安心して活動できる環境づくりと、公的機関等との連携強化を推進します。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 活動の参考となる手引きの発行と体系的な研修の充実</li> <li>○ 公的機関との情報の共有化や連携の強化を図るネットワークづくりの推進</li> <li>○ 民生委員・児童委員の活動を知ってもらう広報の推進</li> <li>○ 民生委員・児童委員の活動を地域全体で緩やかに支援することにつながるような、地域に対する働きかけ</li> <li>○ 民生委員・児童委員の活動に協力する住民を増やすことによる地域全体で支援が必要な人を支える仕組みづくりの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域課題の把握・検討・解決のための仕組みづくりや、地域福祉保健活動人材発掘・育成、個人情報活用の理解の普及などを進め、民生委員・児童委員の活動がしやすい環境づくりを推進</li> <li>○ 横浜市民生委員児童委員協議会や市社協民生委員児童委員部会での情報共有課題検討など、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに取り組む</li> </ul>
区域（区・区社協・地域ケアプラザ）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区民児協の事務局（区）</li> <li>○ 民生委員・児童委員の役割に関する研修等の実施</li> <li>○ 身近な支援機関として、地区民児協の活動を継続的に支援</li> <li>○ 民生委員・児童委員の活動を知ってもらう広報の推進</li> </ul>	

<柱 2-2-8> サービスの質を向上させる仕組み

現状と課題

- 福祉保健サービスの苦情処理相談体制として、福祉調整委員会、第三者委員を設置しました。また、福祉サービスの第三者評価事業や指定管理者第三者評価の実施により、施設の質の向上や適切な運営を図り、サービスの質を向上させることが求められています。

これからの取組

地域における福祉サービスの適切な利用のために、サービスの質の向上につながる仕組みづくりに取り組めます。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 評価機関への支援や地域ケアプラザ等福祉施設等の受審の促進</li> <li>○ 評価調査員の研修実施による評価の質向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉施設等の部会組織を通じた研修等の取組の推進（施設職員の知識・技術等を始めとするサービスの質の向上のための研修、サービスの評価の観点につながる課題に対応する研修等）</li> </ul>
<p>区域（区・区社協・地域ケアプラザ）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ グループホーム等の事業所や社会福祉施設等への実施指導（区）</li> <li>○ 日常業務で把握する当事者や市民の生の情報化</li> </ul>	

## 推進の柱 2 支援を必要とする人が的確に支援へつながる仕組みをつくる

### ◆重点取組<柱 2-3>

#### 地域での自立した生活の支援（権利擁護の推進）

##### 2025年（平成37年）に想定される課題や既に表面化している課題

- 少子高齢化・世帯の小規模化が進行し、地域で暮らす高齢者・障害者への権利擁護のニーズが増大している。身近で頻度の高い支援が喫緊の課題になっている。

##### 2025年（平成37年）に向けて目指す姿

- 権利擁護事業や成年後見制度の認知や理解が進み、利用が促進されることで、高齢者や障害者が自分の力を生かしながら地域で安心したその人らしい生活を送ることができている。
- 市民後見人による地域での活動など市民相互で支えあう取組や仕組みを通じて、認知症や障害があっても、地域で安心して生活し続けることができている。

重点取組	計画期間<平成26~30年度>で目指す姿	具体的な取組名
<柱 2-3> 地域での自立した生活の支援（権利擁護の推進）	○ 多様な権利擁護・成年後見等の仕組みづくりが推進され、高齢者や障害者が自分の力を生かしながら地域で安心した生活を送ることの大切さについての理解が広まっている。	<柱 2-3-1> 身近な地域における権利擁護の推進  <柱 2-3-2> 市民後見人の養成と活動支援

<柱 2-3-1> 身近な地域における権利擁護の推進

現状と課題

- 少子高齢化・世帯の小規模化の進行等により、高齢者・障害者を地域で支える権利擁護のニーズが増大しています。特に、高齢者・障害者を狙った悪質商法や振り込め詐欺などの財産搾取、親族等による深刻な虐待など、重大な権利侵害事例が多発しています。
- 成年後見制度のセミナー開催が増え市民への周知が進んできましたが、まだ充分ではなく引き続き取り組む必要があります。
- 地域の方々に認知症高齢者や様々な障害の理解を促し、見守りのネットワークをつくる中で、権利擁護の必要性のある方を早期に相談機関につなげていく仕組みを構築する必要があります。
- 高齢者・障害者の権利を擁護し、その生活を支えていくために、福祉・保健・医療等の専門機関や地域が密接に連携し、きめ細やかな支援を行える仕組みづくりが喫緊の課題となっています。

これからの取組

高齢者や障害者が地域で安心したその人らしい生活を送ることができるよう、身近な地域における権利擁護を推進します。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 成年後見制度をはじめ権利擁護に関して、専門職団体と地域包括支援センター等専門機関との事例検討や情報交換の実施による適切な制度活用と連携促進</li> <li>○ 権利擁護事業・成年後見制度の利用促進のための広報啓発</li> <li>○ 横浜市障害者後見的支援制度の推進による地域での見守り体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者・障害者が地域で安心して暮らせるよう、地域福祉・保健・更生保護・NPO等の関係者のネットワーク構築を推進</li> <li>○ 区社協法人後見の実施に向けた体制整備等の検討</li> <li>○ 市域における権利擁護の中心機関としての相談支援機能の充実</li> <li>○ 法人後見の受任促進</li> <li>○ 横浜市障害者後見的支援制度の取組を拡充し、地域で福祉保健活動を行っている住民との連携による見守りネットワークの構築を推進</li> </ul>
<b>区域（区・区社協・地域ケアプラザ）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 成年後見サポートネット等を通じた関係機関・専門職団体との連携強化</li> <li>○ 区社協による法人後見の実施に向けた体制整備等の検討</li> <li>○ 権利擁護事業の実施や成年後見制度の地域への普及啓発</li> <li>○ 当事者、家族、関係者への情報提供の充実</li> </ul>	

<柱 2-3-2> 市民後見人の養成と活動支援

現状と課題

- 認知症や一人暮らし高齢者及び障害者の増加により、これらの人々が住みなれた地域で自立した生活を送り続けることを支援するため、市民後見人の養成と活動支援について検討を行いました。平成 24 年度から、横浜生活あんしんセンターにおいて市民後見人養成研修を実施しています。
- 本市では、平成 18 年度から全区で法律、福祉の専門職や専門機関による「成年後見サポートネット」を設置し、権利擁護ネットワークの構築を推進してきました。この取組を、身近な地域における市民後見人の活動支援に生かし、地域での自立した生活を支える仕組みを充実させる必要があります。

これからの取組

地域における権利擁護を市民参画で進めるため、市民後見人の養成と活動支援の体制を構築します。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区域での市民後見人の養成と活動支援を展開</li> <li>○ 関係機関等とのネットワークを強化し、権利擁護の相談体制を構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区社協と連携した市民後見人への助言・活動支援</li> <li>○ 市民後見担当職員の人材育成</li> <li>○ 市民後見人の組織化の推進</li> </ul>
区域（区・区社協・地域ケアプラザ）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区社協と連携した区長申立てにおける市民後見人候補者の検討</li> <li>○ 区・区社協・地域ケアプラザで連携し市民後見人を支援</li> <li>○ 地域住民への普及啓発、情報提供、申立て支援</li> </ul>	

## 推進の柱 3 幅広い市民参加から地域福祉保健の取組が広がる仕掛けをつくる

### ◆重点取組<柱 3-1>

次世代（子ども青少年）やあらゆる市民に向けたつながりづくりの推進

2025年（平成37年）に想定される課題や既に表面化している課題

- 地域のつながりの希薄化が進んでいるため、幅広い市民参加によるつながりづくりに、抜本的かつ長期的に取り組むことが必要になっている。
- 生活課題を抱える若年世代に対し、経済政策や雇用対策以外にも社会的孤立からの脱却に向けた地域でのつながりが必要になっている。

2025年（平成37年）に向けて目指す姿

- 次世代を対象としたつながりづくり・地域理解の重要性の啓発が、地域と学校との連携により充実した内容で取り組まれ、地域への愛着をもつ子どもが増えていく。
- 次世代育成を切り口にした親同士のつながりや、地縁だけではない趣味の活動などの興味やテーマによるつながりも広がっている。
- 各世代が抱える課題に対して当事者である世代自身が解決に取り組む風土が生まれている。

重点取組	計画期間<平成26~30年度>で目指す姿	具体的な取組名
<p>&lt;柱 3-1&gt; 次世代（子ども青少年）やあらゆる市民に向けたつながりづくりの推進</p>	<p>○ あらゆる世代・あらゆる市民がつながりを意識し、地域福祉保健に関心をもつことができる取組が増えている。</p>	<p>&lt;柱 3-1-1&gt; 幅広い市民に向けた地域福祉保健計画のPR</p> <p>&lt;柱 3-1-2&gt; 地域全体で地域の一員として子育て世帯を見守り・支える風土をつくる</p> <p>&lt;柱 3-1-3&gt; 文化・スポーツ・健康づくり等をきっかけとしたつながりづくり</p> <p>&lt;柱 3-1-4&gt; 次世代（小・中学生）を対象としたつながりづくり・地域理解の重要性の啓発と地域への愛着の醸成</p> <p>&lt;柱 3-1-5&gt; 子どもと地域のつながりを深めるための学校・子育て支援関係機関との連携</p> <p>&lt;柱 3-1-6&gt; 各世代が抱える課題に当事者である世代自身が関心を高めていく</p>

◆重点取組<柱 3-1>

次世代（子ども青少年）やあらゆる市民に向けたつながりづくりの推進

<柱 3-1-1> 幅広い市民に向けた地域福祉保健計画のPR

現状と課題

- 地域福祉保健計画について、概要版・リーフレットを発行し、広く市民にPRするとともに、区計画についても様々な方法で取組を周知していますが、まだ十分に周知されているとはいえ、今後、様々な機会を捉えて多くの市民に地域福祉保健の取組を周知する必要があります。
- 様々な人たちが地域福祉保健に関心をもつことができるようにするためには、幅広く一律に周知するだけでなく、様々な世代・対象層を意識して様々な題材により働きかけをしていく必要があります。特に、子育て世代と高齢者世代の谷間である40～50代は、地域福祉保健活動に比較的関わりが薄い世代であるため、働きかけの方法に工夫が必要です。
- 地域福祉保健計画は、住民・事業者・行政が協働で策定・推進する計画で、第1期・2期では住民との協働に重点的に取り組んできましたが、事業者等との協働については、まだ十分に取組ができておらず、事業者の理解促進のためのPRがこれからの課題となっています。

これからの取組

市民の認知度を高めるため、幅広い市民に向けたPR方法を検討し、実施します。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報よこはま市版でのPR、市域イベントでの周知など</li> <li>○ 誰もが必ず聞く機会を得るような啓発の仕組みをつくるため、PRする対象層を想定した、対象層別の啓発・PR方法の検討・実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市域イベント、広報紙、インターネット上の動画やDVDなど視聴覚媒体等を活用</li> <li>○ 計画推進の過程において取組事例等を収集、紹介、広報</li> <li>○ PRする対象層を想定した、対象層別の啓発・PR方法の検討・実施</li> </ul>
<b>区域（区・区社協・地域ケアプラザ）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ シンポジウム、講演会等で幅広い区民に向けたPRの機会をつくる</li> <li>○ 地区別計画について、地域と行政の協働による地域主体の計画であるという趣旨を広めるため、周知・理解を推進する</li> </ul>	

◆重点取組<柱 3-1>

次世代（子ども青少年）やあらゆる市民に向けたつながりづくりの推進

<柱 3-1-2> 地域全体で地域の一員として子育て世帯を見守り・支える風土をつくる

現状と課題

- 核家族化や地域のつながりの希薄化に伴い、親族や近隣の人からの支えが少なくなるなど、子育てにおける保護者の負担が大きくなっています。特に横浜市は転出入が多く、子育てを支えてくれる人が身近にいないため、困ったときに周囲に協力を求めづらい状況があります。
- プライバシーや個人情報保護を重視する時代となり、隣近所の住民が、子育て世帯に声をかけづらい状況があります。
- 地域の全ての住民が、上記のような子育ての現状や子育て支援の必要性を理解できるよう働きかけ、地域全体で子育て世帯の存在を意識し、関心を持つ雰囲気を作る必要があります。また、地域で子育て世帯を支え、見守るための交流の機会・場を作る取組を推進する必要があります。
- 子育て中に地域から支えられた経験や、地域の子育てサロンでの住民との交流、親子の居場所での活動をきっかけに、子育て世帯が地域活動へ参画し、新たな地域の担い手となる例も見られています。地域活動の次の担い手として、子育て世帯が期待されています。

これからの取組

子育ての現状を全ての市民が理解し、将来の横浜を支える次世代を温かく見守るための施策を検討し、推進します。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子育て世帯と地域がつながるよう、自治会町内会や子育て支援に関わる人・関係機関等への働きかけに関する取組の推進</li> <li>○ 地域の中で子どもを預け預かる仕組み「横浜子育てサポートシステム」の機能強化の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区社協や地域ケアプラザ等を通じて把握される子育てに関連する地域課題について集約し、市域における対応を検討</li> <li>○ 子育て支援活動等についての情報の収集・提供</li> <li>○ 子育て支援に関わる人材の発掘・育成の支援</li> </ul>
<b>区域（区・区社協・地域ケアプラザ）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子育て世帯と地域のつながりづくりを意図した事業・取組の実施</li> <li>○ 地域子育て支援拠点を中心とした区子育て支援ネットワークにより、身近な地域での子育て支援を活性化し、担い手を支える仕組みづくり</li> <li>○ 子育て支援者の相談会場や子育てサロンの開催</li> <li>○ 子育てサークルなど市民活動をしている子育て世帯と地域をつなぐ取組の検討</li> <li>○ 子育て支援に関わる人材の発掘・育成</li> </ul>	

◆重点取組<柱 3-1>

次世代（子ども青少年）やあらゆる市民に向けたつながりづくりの推進

<柱 3-1-3> 文化・スポーツ・健康づくり等をきっかけとした  
つながりづくり

現状と課題

- 隣近所の人と「困った時に相談したり、助け合ったりする」市民の割合は減少し、「顔もよく知らない」という市民が増加するなど、地域の間人間関係に変化が生じ、地域のつながりの希薄化が進んでいます。
- 一方で、東日本大震災後、地域におけるつながりの大切さを感じる人も多くなっています。
- 文化・スポーツ・健康づくりなど趣味やテーマでの活動をきっかけとして、仲間づくりから地域社会へ参加することにつながっています。まずは「自分のため」から地域活動へ参加することも大切です。

これからの取組

「趣味やテーマをきっかけとしたつながりづくり」の大切さについて関係機関・庁内関係部署に普及啓発を進め、連携して取り組む土台づくりを進めます。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区域の地域施設（地区センター、コミュニティハウス、老人福祉センター、区版市民活動支援センター、福祉保健活動拠点、地域ケアプラザ等）へ周知を進めるため、庁内関係部署との調整を図る</li> <li>○ 庁内関係部署へ「自然環境、芸術、音楽などを入口に地域に関心をもつ市民を増やす」という考え方の周知を進める</li> <li>○ 市域のテーマ型活動への支援によるつながりづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区域内の施設と連携し、各施設の自主事業企画時に趣味や福祉以外の分野の活動を地域福祉保健活動に意識的に結びつけて取り組んでいくことの周知を市とともに進め、区社協等を通じて推進</li> </ul>
区域（区・区社協・地域ケアプラザ）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区域の地域施設と連携し、地域のつながりづくりを意識した講座・取組が広がるよう調整を行う</li> <li>○ 自治会町内会、保健活動推進員、食生活等改善推進員、スポーツ推進委員、青少年指導員等、地域の活動者の連携による地域活動の充実を図る</li> <li>○ 区域でのテーマ型活動相互の連携した取り組みの推進</li> </ul>	

◆重点取組<柱 3-1>

次世代（子ども青少年）やあらゆる市民に向けたつながりづくりの推進

<柱 3-1-4> 次世代（小・中学生）を対象としたつながりづくり・地域理解の重要性の啓発と地域への愛着の醸成

現状と課題

- 地域のなかでつながりづくりの推進を図るためには、子どもの頃から地域との関わりを持つ機会をつくり、地域への愛着を育み、地域におけるつながりの大切さを実感できるよう、長期的に取り組むことが必要になっています。
- 「市教育振興基本計画」においても、「横浜の子ども」が身につけるべき横浜らしさのひとつとして、「公共心と社会参画意識」が掲げられ、「横浜を愛し、公共の精神を尊び、積極的に社会に関わり、貢献します」として、地域との関わりなどについて体験を通して学ぶことが『横浜の時間』\*などで行われています。
- 区社協・地域ケアプラザを中心に小・中学生を対象とした福祉に関する啓発を行っていますが、プログラム内容について現行の高齢者・障害者理解等から、つながりの大切さや地域への愛着に関心が持てるような内容に幅を広げていく必要があります。

これからの取組

教育委員会と連携し、小・中学校におけるつながりづくりや地域理解の啓発と地域への愛着の醸成のための取組を進めます。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育委員会との連携・調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域理解・地域福祉保健活動の理解の取組が、区・区社協・地域ケアプラザの連携に加え、自治会町内会、地区社協等地域団体の協力を得るなどして推進される方法を検討</li> <li>○ 福祉啓発や学びの場を拡充していくことについて、区社協・地域ケアプラザの職員等への理解を進めるとともに、地域理解等をテーマとした啓発プログラムを提示</li> <li>○ 地区社協における活動メニュー例として提案し、普及を推進</li> <li>○ 各地域で取り組まれている具体的事例を集約し情報発信</li> </ul>
<b>区域（区・区社協・地域ケアプラザ）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区域の学校で啓発や地域への愛着の醸成を進めるための調整、小・中学校長会との連携・調整（区）</li> <li>○ 啓発に関する具体的プログラムの学校への提示・調整、実施（区社協、地域ケアプラザ）</li> </ul>	

\* 横浜の時間：「総合的な学習の時間」を中心に各教科・領域と関連して、横浜（まち）の特色（自然、歴史、文化）や毎日の生活の中から問題を見つけて解決していく学習。

◆重点取組<柱 3-1>

次世代（子ども青少年）やあらゆる市民に向けたつながりづくりの推進

<柱 3-1-5> 子どもと地域のつながりを深めるための学校・子育て支援関係機関との連携

現状と課題

- 地域の清掃活動などに小・中学生がボランティアとして参加したり、中学生が地域の防災訓練に参加して要援護者の避難支援に関わることが増えてきています。また、近隣の幼稚園・保育園・小学校が連携して避難訓練を行う例などもあり、子どもと地域のつながりをつくるための取組を進めている地域が増えてきています。
- 市内にある高校や大学等と地域が連携し、地域課題の解決に向けた取組を実施したり、ボランティアとして地域活動に参加する事例も増えてきています。
- 地域福祉保健活動の担い手を広げるためには、学校と地域との新たなつながりを糸口として、地域人材の開拓や子どもとのつながりづくりなど、更なる取組の充実を図る必要があります。
- また、地域の子育て支援関係機関と連携し、子どもと地域のつながりづくりを進める取組の検討や、地域人材の育成を検討することも必要です。

これからの取組

子どもと地域とのつながりをつくるため、地域と学校との連携を担っている人材や取組事例の周知を図るとともに、子育て支援関係機関との連携を進めます。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校・地域コーディネーター*の取組紹介等</li> <li>○ 子育て支援関係機関（保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場等）や小・中学校と連携し、連続性・一貫性のある子どもと地域とのつながりづくりの検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地区社協等地域の様々な活動と、学校や子育て支援機関とが連携していくための取組の検討、取組事例の収集・提供</li> </ul>
区域（区・区社協・地域ケアプラザ）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区計画策定・推進委員会や地区別計画推進、子どもと地域のつながりを深める取組の推進等において、学校・地域コーディネーター等との連携を図る</li> <li>○ 子どもと地域のつながりを深めるため、地域の状況に応じて、地域の活動者との交流や活動への参加などの取組の実施、調整</li> <li>○ 小学生・中学生・高校生・大学生ボランティアの育成・活用</li> <li>○ 学校関係者（PTA、おやじの会、学校ボランティア等）等との連携した取組の推進</li> </ul>	

\* 学校・地域コーディネーター：地域が学校を支援できる仕組みづくりを進めるため、学校と地域の人材等を結びつけるパイプ役を担うボランティア。平成 24 年度末時点で、市立小学校・中学校・高校計 132 校に配置。

<柱 3-1-6> 各世代が抱える課題に当事者である世代自身が関心を高めていく

現状と課題

- 今まで地域福祉保健の課題は高齢者や障害者・子どもが中心でしたが、近年の社会状況の変化により若年世代でも生活課題を抱える人が増加し、経済政策や雇用対策以外にも社会的孤立からの脱却に向けた地域でのつながりが必要になってきています。
- 地域福祉保健の課題は各世代に多様な形で存在しており、これらの課題を明らかにし、対応するための支援策を考えていくことが必要です。
- 一方で、これらの課題に対応する基本として、それぞれの世代が自分たちの問題として課題を捉え、自分たちの力で解決に取り組んでいくことが必要であり、こうした風土づくりを進めていくことが重要です。

これからの取組

各世代が抱える課題について啓発を進め、関心を高める取組を進めます。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各世代が抱える課題に関する情報の収集、関係部署・機関での共有化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 若年世代のボランティア活動への参加を促進し、同世代との交流や関係機関とのつながりを築く支援</li> <li>○ ボランティア活動等を通じて自分たちの世代特有の課題に気づけるような環境づくりを推進</li> </ul>
区域（区・区社協・地域ケアプラザ）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ボランティア活動等で同世代の担い手が課題に関わることを通じて、同世代が抱える課題の共有や課題解決力を高めていく支援</li> <li>○ 課題を抱える若年世代を支援する関係機関（地域ユースプラザ、若者サポートステーション等）との連携</li> <li>○ 社会参加の機会づくりや課題の把握のため、地域ケアプラザの自主事業やボランティアなどで、生活課題を抱える人を受け入れる</li> <li>○ 日常の業務を通じた新たな生活課題の把握・共有・情報発信</li> </ul>	

## 推進の柱 3 幅広い市民参加から地域福祉保健の取組が広がる仕掛けをつくる

### ◆重点取組<柱 3-2>

自由に移動し様々な活動に参加することができるまちづくりの推進

2025年（平成37年）に想定される課題や既に表面化している課題

- 障害や病気がある人もない人も、同じように地域で自立した生活を送れるようにするために、障害や病気への理解や障害や病気がある人の社会参加がより必要となっている。

2025年（平成37年）に向けて目指す姿

- 障害や病気に対する市民の理解が進み、障害や病気の有無に関わらず、お互いに支え、助け合う地域社会づくりの意識が高まることにより、障害や病気がある人を含む全ての人の社会参加が促されている。

重点取組	計画期間<平成26~30年度>で目指す姿	具体的な取組名
<柱 3-2> 自由に移動し様々な活動に参加することができるまちづくりの推進	○ 高齢者、障害や病気がある人、在住外国人等を含む全ての人が相互に交流し、支え合い、あらゆる分野の活動に参加することができることの大切さが理解されている。	<柱 3-2-1> ソフト*1とハード*2が一体となった「福祉のまちづくり」  <柱 3-2-2> 多様性の理解の普及啓発と当事者の社会参加の促進

\*1 ソフト：心のやさしさや思いやりを啓発（教育）する取組

\*2 ハード：物理的な都市基盤や建物、乗り物、設備等の整備

## <柱3-2-1> ソフトとハードが一体となった「福祉のまちづくり」

### 現状と課題

- 平成11年に「横浜市福祉のまちづくり推進指針」を策定し、「誰にもやさしいまち・横浜」を目指した様々な取組を進めてきました。バリアフリー\*1化が進み、障害理解を進める取組も数多く生まれるなど、「福祉のまちづくり」に関する活動が広がってきています。
- 平成23年の指針改定にあたっては、施設のバリアフリー化は進んだと感じる一方で、整備された施設を正しく利用するためのマナーの向上など、ソフト面の取組を充実させていく必要があるという意見が多く寄せられました。その結果を踏まえ、引き続きハードのまちづくりと一体となり、「思いやりや譲り合いの心の育成」「施設整備と正しい使い方の理解」などソフト面の取組を重視し、「福祉のまちづくり」を推進しています。
- 平成24年度には、市民や施設整備を行う事業者にわかりやすい条例とすることで、福祉のまちづくりをより一層進めていくため、「福祉のまちづくり条例」の全部改正を行いました。主に、ユニバーサルデザイン\*2を基調とした条例の理念を明確にするなどの改正を行い、これまで以上に全ての人が利用しやすい施設整備をソフト・ハードの両面で進めていくことが求められています。

### これからの取組

「横浜市福祉のまちづくり推進指針」等に基づき、ソフトとハードが一体となった「福祉のまちづくり」を進めます。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉のまちづくり推進指針に基づく取組の推進</li> <li>○ 福祉教育・福祉のまちづくり研修の開催</li> <li>○ 分かりやすい情報の発信と必要な情報の受信・活用</li> <li>○ バリアフリー化された施設整備の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校における福祉教育にとどまらず、住民や地元企業等も巻き込みながら、「地域理解」「地域への愛着」「福祉についての関心」が高まるような取組の推進</li> <li>○ 地域課題の解決に向けた福祉教育事例の収集・紹介</li> </ul>
区域（区・区社協・地域ケアプラザ）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉教育の実施 （①乳幼児期、学齢期の子ども及びその親向け、②企業等への啓発、③地域課題の解決に向けた取組など）</li> <li>○ 分かりやすい情報の発信</li> </ul>	

\*1 バリアフリー：高齢者や障害者などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的、情報面でのバリアなど、全てのバリアを除去するという考え方。

\*2 ユニバーサルデザイン：“ユニバーサル（すべての、普遍的な）”と“デザイン（計画、設計）”の2つを組み合わせた言葉で、「あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方（障害者基本計画【平成14年12月24日閣議決定】より）」。

- 社協が「福祉教育」活動を通じて本来目指してきたことは、市民が福祉問題を素材として学習することを通じて福祉活動への関心と理解を進め、共に手をたずさえて豊かに生きていく力と、福祉問題を解決する実践力を身につけることです。また、福祉教育には「子どもたちの豊かな成長を促す福祉教育」と「地域福祉を推進するための福祉啓発」の二つの側面があります。
- 昭和52年（1977年）に国の事業として始まった「学童・生徒のボランティア活動普及事業」は、学校への助成を通じて小・中・高校生に対して福祉に関する学習プログラムを実施する取組として、横浜市のみならず全国的に広がっていきました。さらに平成14年（2002年）には「総合的な学習の時間」が本格実施されたことを受け、これらのプログラムは学習の中にも取り入れられていきました。
- こうした経緯から、福祉教育は学校で行われるものというのが一般的な認識となっていますが、本来の趣旨に立てば、住民や企業等も含め、地域を基盤として幅広い対象層に働きかけていく必要があります。プログラムも、かつては車いすや手話などの福祉体験を行うことが主流でしたが、最近では地元の障害当事者自身から障害者の地域生活について学ぶことや、学校周辺の福祉マップを作成するなど、福祉を日常生活の延長としてとらえる内容に移行しつつあります。

○ 子ども用啓発リーフレット

福祉のまちづくりについて、子どもに分かりやすく伝えるために、子ども用啓発リーフレットを作成しています。

子ども用啓発リーフレットは、車いす使用者や視覚障害者等が移動するときに困ることは何か、どうしたら移動しやすくなるか、そのために自分ができることは何かを子ども自らが考え、実践できるよう、構成されています。

毎年、市内小学校の4年生全員に配布し、総合学習等の授業で活用されています。



(写真)リーフレット表紙

○ ヨコハマ・ふくまち.net

横浜市の福祉のまちづくりに関する情報は、ホームページ「ヨコハマ・ふくまち.net」

(URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/chifuku/fukumachi/>)で紹介しています。

「ヨコハマ・ふくまち.net」では、市内施設のバリアフリー情報等を掲載しています。

また、障害を正しく理解することや障害に対応したバリアフリー施設・設備等について紹介しており、バリアフリーに関する理解促進を行っています。

<柱 3-2-2> 多様性の理解の普及啓発と当事者の社会参加の促進

現状と課題

- 地区別計画の策定・推進に当事者（社会的な問題を抱え、暮らしにくさを感じている本人）が参加した地域もありましたが、まだ十分な参加が得られている状況ではなく、当事者が感じている生活課題を共有しにくい状況があります。
- 暮らしにくさを感じている人々の声を受けとめ、当事者が感じている生活課題を共有する機会をできるだけつくる必要があります。
- また、子育て家庭、介護者、障害や病気がある人と家族、外国人の居住者などの当事者が組織をつくり、様々な地域福祉保健活動を行っています。これらの団体の意見をサービスに反映していく等、当事者の声を受け止める仕組みをつくるのが重要です。
- 真の「理解」とは、理解しようとする向き合いではなく、当たり前存在として認め、横に並んで自然に声かけや手助けができることであり、「障害や病気の理解」や「当事者の社会参加」を当たり前のこととして受け入れられる地域社会が求められています。
- また、移動に関する課題等、社会参加に関する負担を軽減する取組を進めることにより、当事者の社会参加を促進していく必要があります。

これからの取組

障害、病気、国籍、年齢、性別等の多様性の理解を促進するための普及啓発と、当事者の社会参加の促進に取り組みます。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多様性の理解に関する普及啓発</li> <li>○ 「仕事をする」という社会参加に向けた、段階的な訓練の場としての「中間的就労」の場の確保や、「中間的就労」の担い手となる社会福祉法人、NPO、社団・財団法人、営利法人等への支援のあり方の検討</li> <li>○ 市域、広域で当事者活動やテーマ型活動が行いやすくなる環境づくりや、移動支援に関する所管事業の中での取組の実施等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「セイフティーネットプロジェクト横浜*」を通じた、当事者による障害理解促進のための取組の推進</li> <li>○ 当事者が地域活動へ参加するための取組の推進</li> <li>○ 当事者のボランティア活動参加に関する場の開拓・コーディネート推進</li> <li>○ 地域の中での当事者の居場所や活躍の場・役割を見出す支援の実施</li> <li>○ 市と連携した移動支援に関する取組の実施</li> </ul>
区域（区・区社協・地域ケアプラザ）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定・推進のプロセスにおける多様な層の声を取り入れる工夫</li> <li>○ 障害や病気がある人が区域や地域での活動に参加する機会の確保</li> <li>○ 障害や病気の有無に限らず健康づくり活動や地域活動に参加することにより、お互いを理解し受け止める機会づくり</li> <li>○ 多様な養育者と子どもにとって利用しやすい居場所の雰囲気づくり・交流の促進や、来所しやすい仕掛けづくりと活動への参画の機会づくり</li> <li>○ 当事者の移動支援における移動情報センターの活用推進</li> </ul>	

\* セーフティーネットプロジェクト横浜：横浜市内の15の障害福祉関係団体と機関で組織されている。当事者や家族が、自分たちのできることから活動していくことを大切にしながら、地域の人々へさまざまな障害についての理解を深めてもらい、障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、活動している。

推進の柱 3 幅広い市民参加から地域福祉保健の取組が広がる仕掛けをつくる

◆重点取組<柱 3-3>

高齢者の意欲と能力発揮の「場」と「出番」づくり

2025年（平成37年）に想定される課題や既に表面化している課題

- 高齢者層が社会の大きな比重を占めるようになり、「人生65年時代」から「人生90年時代」に向けて、高齢者の意欲と能力が最大限発揮される「場」と「出番」が求められている。

2025年（平成37年）に向けて目指す姿

- 「高齢者は支えが必要な人」という固定観念がなくなり、さまざまな形態で高齢者世代の誰もが健康づくりに努めながら地域の活性化に関わっている。

重点取組	計画期間<平成26~30年度>で目指す姿	具体的な取組名
<柱 3-3> 高齢者の意欲と能力発揮の「場」と「出番」づくり	○ 高齢者の意欲と能力が発揮される「場」と「出番」づくりの取組が進み、地域福祉保健活動への参加が広がっている。	<柱 3-3-1> 高齢者層の幅広い参加を促すための取組の推進  <柱 3-3-2> 高齢者層の意欲と能力が発揮できる新たな場と出番づくりによる地域活動の活性化

<柱 3-3-1> 高齢者層の幅広い参加を促すための取組の推進

現状と課題

- 高齢者に対して、「支えられる側」という考えが従来からありますが、その要因の一つとして、老人クラブ等の地域貢献活動を推進する団体に属する人が少なく、活動に参加する機会が少なかったことが考えられます。
- 高齢者人口が急増する中で、今後、地域の高齢者は、自らの健康を維持しながら、活動への意欲や豊富な知識・経験を生かして積極的に地域活動へ参加し、「支える側」として活性化させていくことが求められています。
- 高齢者が幅広く社会参加し、社会の中で役割を持って生活することの重要性を広く市民の中に根付かせていく必要があります。

これからの取組

高齢者層が健康づくりに努め、幅広く社会参加できるようにするための取組を支援します。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者層の組織化と地域活動団体との連携支援</li> <li>○ 市老人クラブ連合会における若手高齢者の組織化の支援と継続的な社会参加の必要性の啓発</li> <li>○ 老人クラブの活性化や地域活動団体との連携支援を通じた地域におけるつながりづくりの促進</li> <li>○ 健康づくりの視点からの幅広い社会参加・つながりづくりの促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 老人クラブとの連携推進や、老人福祉センター・地区センターなどによる高齢者の取組の検討・支援・広報</li> <li>○ 趣味や特技等が地域福祉保健活動に生かせることを広報するなど具体的な手法を検討</li> </ul>
区域（区・区社協・地域ケアプラザ）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 活動参加へのきっかけづくりに向けた多様な取組の実施</li> <li>○ 老人クラブ、老人福祉センターと連携した取組の検討、実施</li> <li>○ 活動継続の働きかけによる健康維持支援</li> </ul>	

<柱 3-3-2> 高齢者層の意欲と能力が発揮できる新たな場と出番づくりによる地域活動の活性化

現状と課題

- 介護支援ボランティアポイント事業や、元気づくりステーション事業等、地域の中で高齢者が活動・活躍できる場や機会を増やすことにより、高齢者が地域貢献できるようにする取組を進めています。
- シルバー人材センターでの活動理由として、報酬を得るだけではなく、生きがい、健康維持のためという理由が多いという結果が出ています。このように活動に対する意欲を持つ人を、地域活動に確実につなげていく仕組みをつくる必要があります。
- 高齢者世代が社会の中で大きな割合を占めるようになり、これまで以上に、高齢者が身近な地域において様々な役割を担い、元気で充実した生活を送れるようにすることが必要となっています。
- そこで、身近な地域において、高齢者の意欲と能力が最大限発揮できるための「場」と「出番」づくりが求められています。

これからの取組

地域の中で、高齢者が活動・活躍できる新たな「場」と「出番」づくりにより地域活動の活性化を図ります。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護支援ボランティアポイント事業による高齢者の知識や経験、人とのつながりなどを生かした社会参加の機会づくり</li> <li>○ 老人クラブ活動や元気づくりステーション事業等のしくみを活用した高齢者による地域貢献の推進支援</li> <li>○ 高齢者が活躍するための「場」と「出番」づくりの必要性の普及啓発</li> <li>○ 老人福祉センターの機能の見直しの検討</li> <li>○ 地域福祉保健活動等への意欲を持つ高齢者を活動につなげていくための多様な仕組みづくり</li> <li>○ 趣味や特技を生かした仲間づくり、サークル活動との連携や活動支援による、新たな地域活動の掘り起こしと、既存の取組との連携を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 既存の「サロン活動」などの交流の場に加え、多様な「対象」が地域の中で活動・活躍できる場を開発するための検討・支援・広報</li> <li>○ 平日の日中の活動等ボランティアの集まりにくい時間帯・活動種別のニーズについて、高齢者層の参加を促進する方法の検討</li> <li>○ シルバー人材センターと連携した高齢者の地域福祉保健活動推進の取組検討</li> </ul>
区域（区・区社協・地域ケアプラザ）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者の活動の「場」と「出番」づくりについての、地域関係機関、関係団体等への普及啓発</li> <li>○ 様々な地域活動へ的高齢者の活動・活躍の機会づくりの検討と取組の実施</li> <li>○ 元気づくりステーション等のしくみを活用した活動の場づくりとつながりづくりの推進</li> <li>○ 認知症サポーター等、保健、健康について地域で活躍できる人材を育成し、地域で活動できる機会を増やす。</li> <li>○ 平日の日中の活動等ボランティアの集まりにくい時間帯、活動種別のニーズについて、高齢者層の参加を促進する取組の実施</li> </ul>	

## 推進の柱 3 幅広い市民参加から地域福祉保健の取組が広がる仕掛けをつくる

### ◆重点取組<柱 3-4>

活動が継続するための手法の浸透・企業やNPO等と連携した取組の推進

2025年（平成37年）に想定される課題や既に表面化している課題

- 地縁組織の主体的な取組に加え、企業やNPO等との連携や協働により、市民参加の幅を広げていくことが、地域福祉保健活動の継続にとって重要になっている。
- 福祉・保健・医療に係る市の歳出の増加が進み財政状況が逼迫するなかで、公的資金のみに頼らず自主財源を持続的に生み出す等の、地域福祉保健活動の継続に効果的な手法の浸透が求められている。

2025年（平成37年）に向けて目指す姿

- 地域福祉保健活動が継続するための環境が整備されている。
- 地域の福祉活動においては、企業・NPO、社会福祉施設等の社会資源の特性や専門性を生かし、中間支援組織\*等とも連携した取組を進めることにより、公的資金に頼らない持続可能な取組が増えている。

重点取組	計画期間<平成26~30年度>で目指す姿	具体的な取組名
<p>&lt;柱 3-4&gt; 活動が継続するための手法の浸透・企業やNPO等と連携した取組の推進</p>	<p>○ 社会福祉施設、企業・商店、NPO等との協働による取組が進んでいくとともに、地域福祉保健活動の継続に役立つ手法が浸透している。</p>	<p>&lt;柱 3-4-1&gt; 地域で取り組む福祉保健活動の推進</p> <p>&lt;柱 3-4-2&gt; 活動資金、活動推進のための情報・ノウハウ等の提供を通じた活動の支援</p> <p>&lt;柱 3-4-3&gt; 企業とのパートナーシップによる課題解決に向けた取組の推進</p> <p>&lt;柱 3-4-4&gt; ソーシャルビジネス、コミュニティビジネスの理解の促進と地域福祉保健活動との連携の推進</p> <p>&lt;柱 3-4-5&gt; 地域の福祉施設と協働した地域福祉保健活動の推進</p> <p>&lt;柱 3-4-6&gt; NPO等と地縁組織との連携による地域福祉保健活動の推進</p>

\* 中間支援組織：地域社会とNPOの変化やニーズを把握し、人材、資金、情報などの資源提供者とNPOの仲立ちをしたり、また、広義の意味では各種サービスの需要と供給をコーディネートする組織。<参考：内閣府 中間支援組織の現状と課題に関する調査報告（平成14年6月）>

※なお、中間支援組織は、資金、人材、情報などの資源提供者とNPOを仲介し、NPOの育成に関わる一方、行政、企業、個人などの資源提供者向けにコーディネートを行う場合もある。

<柱3-4-1> 地域で取り組む福祉保健活動の推進

現状と課題

- 地域では住民の方によって多くの福祉保健活動が行われており、自治会町内会、地区社協、ボランティアグループ、NPO等、様々な立場の住民が相互に連携、協働しながら取組を進めている事例があります。
- そういった取組が進められている一方で、地域によって状況や資源等に違いがあり、住民の力だけで活動を続けていくことが困難な場合もあります。
- 住民主体の活動の立ち上げを行う際の支援のほか、乳幼児の親子交流ができる場や青少年の居場所づくり、子どもや高齢者の見守り活動を進める等の、地域に根差した活動を継続させていくための支援が求められています。
- 地域の福祉保健活動の立ち上げ、継続においては、担い手が不足しているという課題があり、活動に取り組む意欲のある人を実際の活動につなげていくための支援が必要とされています。
- どのような活動のためにどのような人材が必要とされているか等の現状把握や分析が十分ではないため、効果的な担い手育成につながらないという課題が生じており、担い手育成の目的や育成方法等の整理が必要とされています。

これからの取組

地域における住民主体の福祉保健活動の立ち上げ・継続・拡充を図ります。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域で行われている既存の福祉保健活動の継続・拡充のための支援策の検討</li> <li>○ 地域福祉保健活動の推進に向けた自治会町内会等の組織の支援策の検討</li> <li>○ 地域福祉保健活動の担い手を発掘し活動につなげていくための手法の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ボランティアの活動機会の開拓や活動しやすい環境づくり等の担い手を広げる取組の推進</li> <li>○ 趣味や特技を生かした取組など、誰もがボランティア活動に参加しやすい仕組みづくりの検討と広報啓発活動の強化</li> <li>○ 区を越えた課題や新たな課題への解決に向けた取組や、ボランティア活動に関する情報共有・情報提供を行うなど、区ボランティアセンターを支援</li> <li>○ 人材の発掘・育成に関する講座等の実施状況に関する現状把握や分析と、担い手を育成するための有効な手法の検討</li> </ul>
<b>区域（区・区社協・地域ケアプラザ）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域における住民主体の福祉保健活動の立ち上げ・継続・拡充の支援</li> <li>○ 既存の活動を福祉保健活動に発展させるきっかけづくりや働きかけ</li> <li>○ 地域の福祉保健活動推進に関わる組織（自治会町内会、地区社協等）の支援</li> <li>○ ボランティアについてのニーズの把握と充足を進めるため、ボランティア相談・コーディネートの機能を高め、ボランティアの人材開発を推進</li> <li>○ 地域住民による「交流」や「相談調整」の「仕組みと場」に対する運営支援と連携</li> </ul>	

<柱 3-4-2> 活動資金、活動推進のための情報・ノウハウ等の提供を通じた活動の支援

現状と課題

- 福祉保健活動を行っている地域では、活動の担い手となる人材の発掘・育成や、活動が継続していくための資源（人材、拠点、資金、物資、情報等）の確保や活用について課題があり、活動を継続させることを困難に感じている場合があります。
- 地域福祉保健活動を推進するうえで活動資金の問題は大きく、活動の継続の可否に大きく関わってきます。行政等の補助金を利用して地域活動を行っているところでは、補助の終了に伴い、活動の継続が難しくなる場合が多々あります。
- 活動が継続していくための資源の環境整備を行い、整理された分かりやすい情報を提供し、活動が継続できるよう支援することが求められています。
- NPO、テーマ型活動団体等の様々な活動者のネットワークづくりや、ニーズにあった資源の仲介等を行う中間支援組織との連携等の環境整備を進めることで、地域活動の継続や活動者が新たな視点で取組を進めていくことが期待できます。
- 住民主体の福祉保健活動の取組が更に進むよう、先進事例の提供や特色ある取組などを広く情報提供し、取組の参考にできるようにしていくことも必要です。

これからの取組

関係局等と連携し、活動資金、活動推進のための情報・ノウハウ等の提供を通じた活動支援策について検討します。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 活動資金、活動推進のための情報・ノウハウ等の提供を通じた活動支援策の検討</li> <li>○ 特色ある活動や、先進事例の提供による住民主体の取組の推進支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 助成制度を通じた活動推進支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報の蓄積・整理・体系化・活用</li> <li>・ 団体間のネットワークづくり</li> <li>・ ニーズ把握を通じた先駆的な事業や取組の創出</li> <li>・ 財源獲得のための手法の提供等、継続的な活動支援</li> </ul> </li> <li>○ 既存の資源（人材、拠点、資金、物資、情報等）を上手に活用するための様々な工夫について検討</li> <li>○ 助成財源確保・増強のための新たな取組等の検討</li> </ul>
区域（区・区社協・地域ケアプラザ）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区計画・地区別計画の推進につながる助成の仕組みの検討を進める</li> <li>○ 活動推進のための人材、資金等の適切な情報や手法を、住民にわかりやすく工夫し提供する</li> <li>○ 助成制度の申請に関する助言及び活動支援助成をきっかけとした活動団体の運営支援</li> <li>○ 既存の資源（人材、拠点、資金、物資、情報等）を上手に活用するための様々な工夫を、中間支援組織や活動者とともに検討</li> </ul>	

<柱3-4-3> 企業とのパートナーシップによる課題解決に向けた取組の推進

現状と課題

- 地域の福祉保健課題が複雑多様化するなか、課題解決に向けた取組をより一層進めていくためには、地域の力に加えて、企業等との協働を進めていくことが求められています。
- そのためには、企業のCSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）の取組と連携することが有効です。
- 地域貢献企業認定制度（地域ボランティア活動等の社会的事業に取り組んでいる企業を、一定の基準の下に認定しその成長・発展を支援する制度）や、共創フロント（新たな事業機会の創出や社会的課題の解決に取り組むために、民間企業・団体等からの相談・提案を受ける窓口）等の仕組みを活用し、地域に貢献する企業も増えてきています。
- 高齢者の見守りなど、地域課題の解決に向けて積極的に協力する企業との「公民連携」の取組も進んでいます。
- また、一般就労を目指すことが困難な人や困難を抱える若者に対して、社会的な自立に向けた支援を行う「中間的就労」の場を広げていくために、担い手となる企業や市民の「中間的就労」への理解・協力を得ていくことも必要です。
- 企業に地域への関心を持ってもらい、地域も福祉保健課題の解決に向けて企業の力を生かそうとする風土づくりが必要です。
- 企業の地域貢献活動が地域・企業双方にとって実りあるものとなるよう調整を図ることで、多くの企業が地域貢献活動を行う際に、地域福祉保健の取組に目を向けていくようにしていくことが重要です。
- 企業と地域のニーズを結びつけ、両者の協働による課題解決に向けた取組を推進していくことが求められています。

これからの取組

企業と連携し取り組む福祉保健課題を整理し、企業の地域貢献活動と地域のニーズをつなげるための取組を検討します。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業との連携により解決可能な市域の課題の整理</li> <li>○ 関係局や市社協と連携し、整理した課題や地域ニーズ等の情報を企業へ提供</li> <li>○ 地域貢献企業認定制度の周知、認定企業との連携</li> <li>○ 共創フロントの活用</li> <li>○ 「中間的就労」実施事業者の育成支援策の検討</li> <li>○ 区と企業等の連携が促進されるための環境の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業の地域貢献活動に関する相談に対して、活動テーマ別に事例や選択肢を提案して対応できるような区域の相談機能を強化する支援</li> <li>○ 企業の規模や地域性などを考慮した市域・区域の役割整理</li> </ul>
区域（区・区社協・地域ケアプラザ）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業・商店との連携により解決可能な地域の課題の整理</li> <li>○ 整理した課題や地域ニーズ等の情報の企業への提供</li> <li>○ 企業が地域に目を向けて地域貢献を行い、地域が企業とともに課題を解決しようとする風土づくりの推進</li> <li>○ 地域と企業の双方のためになるような企業の地域貢献の取組を進めていく際に必要な調整</li> </ul>	

<柱3-4-4> ソーシャルビジネス、コミュニティビジネスの理解の促進と地域福祉保健活動との連携の推進

現状と課題

- 介護保険制度の施行を契機に、様々な社会福祉分野の公的制度内外において、民間事業者の参入により、サービスの基盤整備が進み、一定程度の地域課題が解消されるようになってきています。
- ソーシャルビジネス (SB) \*1、コミュニティビジネス (CB) \*2の手法を活用している事業者や、これから起業してSB・CBの手法を活用し地域福祉保健課題に取り組んでいこうとする事業者(団体・個人)を支援し、地域の課題解決に取り組む担い手を広げていくことが重要です。
- SB・CB事業者が既存の地域福祉保健活動等と連携しながら、地域課題解決に取り組んでいくための支援体制が必要です。
- また、地域の福祉保健活動者も、活動を継続していくひとつの方向性として、CBの手法を活用することを視野に入れ、活動に生かしていくことが大切です。
- 一部の福祉保健活動団体では、例えばCBの取組に関する講座を実施する等の取組を始めています。しかし、CBの考え方については、まだ十分周知されていないため、今後の地域福祉保健活動の継続・推進のためには、こうした視点を持てるよう市民に向けて情報を発信し続けていくことが重要です。

これからの取組

SB・CB事業者と地域福祉保健活動等との連携を支援し、課題解決に向けた取組を推進します。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係局や市社協と連携し、SB・CB事業者と地域がつながる仕組みの検討</li> <li>○ 区役所、地域ケアプラザ、区社協に対する、SB・CB事業者の取組の周知</li> <li>○ SB・CB事業者との連携により解決可能な地域の課題の整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 団体支援における「NPO法人化」や「CB」の手法の導入など、公的機関等支援者の知識を高める取組を継続的に実施</li> <li>○ 「地域課題やニーズ」と「SB・CB事業者」とをつなげるための方策の検討</li> </ul>
区域(区・区社協・地域ケアプラザ)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ SB・CB事業者、中間支援組織、地域の取組をつなぐコーディネート</li> <li>○ 地域のCBの手法を活用した福祉保健活動の支援</li> </ul>	

\*1 ソーシャルビジネス(SB):様々な社会的課題(高齢化問題、環境問題、子育て・教育問題など)を市場として捉え、その解決を目的とする事業。「社会性」「事業性」「革新性」の3つを要件とする。

\*2 コミュニティビジネス(CB):SBのなかでも活動領域や解決すべき社会的課題について一定の地理的範囲が存在するもの。地域でボランティア的展開をしている事業や、あるいは必ずしも社会性や革新性が高くない、地域での小さな事業活動をCBと呼んでいる場合もみられる。

<参考:経済産業省ソーシャルビジネス研究会報告書(平成20年3月)、ソーシャルビジネス推進研究会報告書(平成23年3月)>

<柱3-4-5> 地域の福祉施設と協働した地域福祉保健活動の推進

現状と課題

- 地域住民も参加できる活動を地域の福祉施設が実施したり、地域の様々な行事に自治会町内会と協力して参加する等、地域と施設が連携した取組が増えています。
- グループホーム、地域作業所、小規模多機能型居宅介護事業所等のように地域住民と関わりを持ちながら活動している施設が増えています。
- これらの施設は、地域に存在する施設として住民に理解し活用してもらうことが必要であるにも関わらず、施設自体が地域によく知られていない、あるいは施設の利用者や職員が地域とほとんど接点がない等の状況があります。
- 施設の強みを生かし、施設と住民が役割分担をして避難訓練を実施したり、地域でバザーを開催する等、住民と協働した取組を進めることで、地域福祉保健活動をさらに推進することができると思います。
- また、施設の機能を生かした事業実施を通じて、地域に関わる取組を進めていくことも必要です。

これからの取組

地域の福祉施設と協働した地域福祉保健の取組の推進について検討を進めます。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の福祉施設と協働した地域福祉保健活動の推進に関する検討</li> <li>○ 社会福祉法人が担い手となる中間的就労の場づくり等の実施事業を通じた地域に関わる取組の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社協における会員で組織する部会活動を活性化するとともに、市社協・区社協それぞれが持つ部会・分科会活動の連携や役割の整理を実施</li> <li>○ 市内の施設・事業所・団体等の組織化を一層進め、相互の情報提供や地域課題の共有を推進</li> <li>○ 「場の提供」「研修・講座・体験学習等の共同企画・実施」などの事業を通じて、福祉施設が持ちうる以下のような機能や特長を発揮できるようにするための取組を推進                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の拠点としての機能</li> <li>・ 専門職の宝庫であり課題解決や事業実施において連携できる機能</li> <li>・ 従事者が、勤務地または居住地において地域の人材となりうる機能</li> <li>・ 施設固有の特長を生かして地域福祉保健の人材育成ができる機能</li> <li>・ 地域で暮らしにくさを感じている人を受け止めていく社会参加の場</li> </ul> </li> </ul>
<b>区域（区・区社協・地域ケアプラザ）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉施設等と、地区社協等の地域組織との連携を進め、地域福祉保健に関する課題に協働して取り組める体制づくり</li> </ul>	

<柱 3-4-6> NPO 等と地縁組織との連携による地域福祉保健活動の推進

現状と課題

- 区域又は市域でテーマ型の活動（例：子育て支援に関することや、障害者の支援に関すること等）を行う団体や NPO 等と地縁組織の連携について、相互の情報共有や協働を一層推進する必要があります。
- 地域で活動を行う地縁組織の取組と、区域又は市域で活動を行う団体や NPO 等の取組について、それぞれの長所を生かした連携・協働を行うことにより、日常生活の様々な福祉保健課題に対応する新しい取組が広がることが期待できます。
- 地域の福祉保健課題に取り組もうとする NPO 等も、共に地域活動を推進する一員として、相互理解を進めていく必要があります。そのためには、公的機関が NPO 等と地縁組織をつなげる支援が求められています。
- また、地域福祉保健活動が円滑に進むよう、企業、NPO、テーマ型活動団体等のネットワークづくりを行っている中間支援組織と連携し、そのノウハウを生かすことも、NPO 等と地縁組織との連携を進めていくひとつの手法として期待できると考えられます。

これからの取組

NPO 等と地縁組織が連携した地域福祉保健活動の取組について、関係局等と共に検討を進めます。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係局の実施する NPO や団体等を対象とした研修に対し、地域との連携・地域課題の把握に関する区への情報提供、協力等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社協の会員組織としての強みを生かし、NPO 等と地縁組織とがつながる取組や、相互理解を進める取組を検討</li> <li>○ 福祉系分野の NPO のほか、環境系、まちづくり系、健康・スポーツ系など、幅広い分野の NPO との連携を市域でも取り組むほか、区域・地域で取り組む事例の収集や提供を推進</li> </ul>
区域（区・区社協・地域ケアプラザ）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域課題に取り組む NPO 等と地縁組織の橋渡し</li> <li>○ 中間支援組織と連携した NPO、地縁組織等とのネットワークづくり支援</li> </ul>	

推進の柱 3 幅広い市民参加から地域福祉保健の取組が広がる仕掛けをつくる

◆重点取組<柱 3-5>

地域資源の有効活用のための仕組みづくり

2025年（平成37年）に想定される課題や既に表面化している課題

- 限られた資源（特に公的な場所・人材・財源）を有効活用するため、地域福祉保健に関するコーディネート機能が必要になっている。

2025年（平成37年）に向けて目指す姿

- 既存の資源の情報を共有し、効果的に連携と役割分担を進めることにより、地域課題に対するきめ細やかな取組が行われている。

重点取組	計画期間<平成26~30年度>で目指す姿	具体的な取組名
<柱 3-5> 地域資源の有効活用のための仕組みづくり	○ 地域福祉保健活動の推進に重要な資源と人材が効率的・効果的に機能している。	<柱 3-5-1> 担い手育成や幅広い市民参加に向けた地域福祉保健の取組を広げるための地域に関わる様々な公的機関の連携促進  <柱 3-5-2> 地域の交流の場や機会づくり推進に向けた地域資源活用方法の検討

<柱 3-5-1> 担い手育成や幅広い市民参加に向けた地域福祉保健の取組を広げるための地域に関わる様々な公的機関の連携促進

現状と課題

- 区域には、地域ケアプラザ・福祉保健活動拠点など福祉保健関連施設以外にも、区版市民活動支援センター、地区センター、コミュニティハウス、スポーツセンター、老人福祉センター、国際交流ラウンジなど、市民の活動を支援する公共施設があり、それぞれで様々な講座などが実施されています。
- 受講者の中には、講座受講後、自分の興味に応じてグループをつくり、活動を継続している人もいます。こうした活動をきっかけにして、地域福祉保健活動に関心をもち、活動に結びつけていけるような企画や仕掛けをする必要があります。
- 地域福祉保健活動の担い手として幅広い市民参加を得ていくためには、このような区域の公共施設等と連携を深めていく必要があります。

これからの取組

地区センター、コミュニティハウス、老人福祉センター、区版市民活動支援センター、福祉保健活動拠点、地域ケアプラザ等地域施設間での関係づくりを進め、地域ニーズや地域資源、人材等の情報の共有化、事業等の共同実施等、施設が連携した取組が進むよう、関係局や区に対する働きかけを行います。

市	市社協
○ 地域施設間での関係づくりを進めるため、関係局区への働きかけ	○ 市社協運営施設（地域ケアプラザ・老人福祉センター・地区センター）において、課題に対応した先導的な取組を行うなど、福祉保健関連以外の施設との連携を進める方策について検討・調整を行う
<b>区域（区・区社協・地域ケアプラザ）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区域において福祉保健関連以外の施設や団体等とも連携が進むよう調整を行う</li> <li>○ 区版市民活動支援センターと福祉保健活動拠点ボランティアセンターの情報提供・相談機能等の連携</li> <li>○ 関連施設連絡担当者会議等の実施・参加</li> </ul>	

<柱 3-5-2> 地域の交流の場や機会づくり推進に向けた地域資源活用方法の検討

現状と課題

- サロンなど住民の交流の場づくりの取組が広がっているなか、実施する場がない・不足しているという課題があげられています。
- 公的施設としては日常生活圏域ごとに地域ケアプラザを整備していますが、より身近なところに集まることができる場所がほしいという声もあります。
- 地域には、地区センター・コミュニティハウス等の公的施設や、自治会館・町内会館等の地域の施設があり、それらをより活用していく必要があります。
- 限られた財源で取組を進めるためには、既存資源の有効活用を図りながら、地域の拠点づくりの手法を検討していく必要があります。
- モデル事業として補助金の活用により新たな拠点を設置している地区もありますが、建物の賃借料やコーディネーターを配置すること等に費用がかかるため課題は大きく、補助金がなくなった後も継続していけるよう、コミュニティビジネスの視点も含めた検討が必要です。

これからの取組

地域福祉保健活動の場の確保の支援をするため、既存資源を有効活用できるよう検討を進めます。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市営住宅を始めとした公営住宅等での場の確保の仕組みの検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身近な地域での居場所、交流の場となる拠点確保について、福祉分野における既存施設活用の例のほか、企業や空き店舗等の活用例なども含めて収集し、地域の中で持続可能な拠点の確保を支援する</li> </ul>
<b>区域（区・区社協・地域ケアプラザ）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 様々な補助制度・支援メニューを整理し地域への情報提供の実施</li> <li>○ 地域ニーズや必要性に応じ、地域の場づくりを支援するため、場の確保に向けた地域・関係機関との調整の実施</li> </ul>	

# 第3章 計画の推進にあたって

## 1 計画の推進体制

### (1) 策定・推進委員会【附属機関】

- 市民委員、各分野の活動関係者及び学識経験者等で構成し、地域福祉保健計画の推進・評価に関する検討及び決定を行います。

### (2) 横浜市地域福祉保健計画・横浜市地域福祉活動計画検討会【市社協との連絡調整会議】

- 一体的に策定した地域福祉保健計画と地域福祉活動計画の推進・評価を進めるため、健康福祉局と市社会福祉協議会が事務局を共同で運営し、検討を行います。
- 必要に応じテーマ別検討会を設置し、重点的に検討を進めます。

### (3) 関係局区検討プロジェクト

- 地域福祉保健の推進に向け、市の関係局区・課と連携して取組を総合的・横断的に進めるための検討、連絡調整を行います。

## 2 計画の評価について

### (1) 計画の進行管理

- 計画の推進状況について、毎年度、計画策定・推進委員会に報告し、ホームページで公表します。
- 計画中間年度である平成 28 年度には中間振り返りを、また、最終年度である 30 年度には計画期間全体を通しての推進状況について評価し、結果を公表します。

### (2) 評価の方法

#### ア 第2期横浜市地域福祉保健計画の評価

- 第2期横浜市地域福祉保健計画の評価は、住民参加がどの程度進み、地域の課題を解決する仕組みがどの程度充実したかといった質的評価及び計画の推進状況を示す複数の指標について、計画スタート時からの量的推移を参考に、計画策定・推進委員会で総合的・多角的に評価しました。

#### イ 第3期横浜市地域福祉保健計画の評価

- 第3期横浜市地域福祉保健計画の評価は、引き続き、地域の課題を解決するための仕組みがどの程度充実したかといった質的評価と、計画の推進状況を示す指標の量的推移の評価をあわせて総合的・多角的に評価します。特に、推進の柱1～3に沿って、住民参加、地域課題解決の仕組みの充実等の視点をもとに、目標達成に向けてどの程度取組が進んだかを評価します。

# 資料編

## 1 計画策定の流れ

- 第3期横浜市地域福祉保健計画は、平成24年度から25年度の2年間をかけて計画策定作業を行います。

\* 平成25年10月以降は予定しているスケジュールを記載しています。

年度	月	市計画策定推進委員会、検討会等	区・関係機関等との調整
平成24年度	4月 ～8月	★第1回策定・推進委員会【7月】 (中間評価、計画策定の考え方について)	●区、区社協との意見交換【5月】 (2期区計画推進状況、第3期市計画への意見等)
	9月 ～2月	★テーマ別検討会 ①2025年の地域の姿に向けた地域支援のあり方検討会 ②幅広い市民参加により地域福祉保健の取組を広げるための検討会 【9月～2月までに各3回開催】	●関係局・課検討プロジェクト【10月～3月】(関連する分野・事業について取組内容の調整) ●地域福祉保健計画・地域福祉活動計画検討会【12月】
	3月	★第2回策定・推進委員会(中間報告)	●中間報告、区への意見照会 ●区との意見交換(計画で取り扱う範囲の現状、地区支援チームについて等)
平成25年度	5月		●素案(案)区・関係局課意見照会 ●区計画策定・推進指針検討会【5月～2月】(第3期区計画策定・推進に向けた方向性の検討)
	7月	★第1回策定・推進委員会(素案検討)	
	10月	素案公表・市民意見募集	
	12月	★第2回策定・推進委員会(最終案検討)【12月】	●関係団体等への説明 ●地域福祉保健計画・地域福祉活動計画検討会【11月】
	1月	第3期市計画策定・公表	

## 2 横浜市地域福祉活動計画策定の歴史



### (1) 地域福祉の計画化の流れの中で

平成元年（1989年）に「高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）」が発表されて以降、翌年の福祉関係8法改正に伴う「老人保健福祉計画策定の義務化」をはじめとして、様々な福祉保健分野の計画策定が行われるようになってきました。

社協においては、全国社会福祉協議会（以下「全社協」）が昭和37年（1962年）に策定した社協の基本的指針である「社会福祉協議会基本要項」において、既に地域福祉計画の策定を社協の基本的機能として位置づけていました。全社協は、昭和57年（1982年）には「市区町村社協基盤強化の指針」を、昭和59年（1984年）には「地域福祉計画—理論と方法」を発表し、民間レベルの地域福祉計画策定の唯一の福祉団体として社協を位置づけ、市区町村社協の基盤強化と地域福祉計画策定を合わせて推進することを提唱しました。

横浜市社協においても、昭和57年（1982年）に「区社協組織問題研究会」を設置し、「区社協強化計画」「区社協発展計画」の策定に取り組みましたが、これらの検討の中でも、社協の組織運営基盤の強化に加え、地域福祉計画の策定の必要性について言及しています。

### (2) 横浜市地域福祉活動計画の変遷

平成4年に全社協は「地域福祉活動計画策定の手引き」を発行しました。市町村行政の計画化が進む中で、地域福祉活動を推進する民間計画としての位置づけを明確にするため、名称を新たに「地域福祉活動計画」に改め、計画の策定を提起しました。横浜市社協においては平成6年度からその策定準備を進め、第1次地域福祉活動計画を策定し今日に至っています。

	計画名称／計画期間	計画の特徴
第1次計画	横浜市地域福祉活動計画 基本計画：平成7年（1995年）度～平成16年（2004年）度 実施計画：平成7年（1995年）度～平成11年（1999年）度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 横浜市社協初の地域福祉活動計画として策定</li> <li>■ 一般市民、地区社協会長、活動団体、企業等を対象とした大規模な調査を実施</li> <li>■ 10年間の基本計画と5年間の第1次実施計画を策定</li> </ul>
第2次計画	よこはま福祉未来図 平成12年（2000年）度～平成16年（2004年）度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 上記の基本計画に対する第2次実施計画として策定</li> <li>■ 当事者が自らの「力をつける」ことを重視した力量強化（エンパワメント）の実現に力点を置く</li> <li>■ 「高齢化」の課題が「少子高齢化」に、「情報化」の視点は「高度情報化」に改訂</li> </ul>
第3次計画	総合計画 「よこはま福祉近未来図」 平成17年（2005年）度～平成21年（2009年）度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「地域福祉活動計画」に加え、社協自身の事業・組織運営強化のための計画としての「社協発展計画」、「横浜市地域福祉計画（行政計画）」において社協として果たす役割を記載し、3つの計画の側面を持つ「総合計画」と位置づけた</li> </ul>
第4次計画	横浜市地域福祉活動計画 ～わたしたちに今できること 平成22年（2010年）度～平成25年（2013年）度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 3つの重点計画で構成し、それぞれにリーディング事業を設けて推進</li> <li>■ 計画の各項目の役割分担の欄に「私たちにできること」という空白を設け、市民の参加を呼びかけるとともに、毎年の評価において市民の取組事例を収集</li> <li>■ 第5次計画での行政計画との一体化を既に想定して計画期間を4か年に短縮し、3つの重点計画の趣旨も市計画と合わせている</li> </ul>

### 3 『横浜市社協 長期ビジョン2025』と本計画の関係性について



#### (1) 策定の背景

横浜市社会福祉協議会では、平成25年5月に『横浜市社協 長期ビジョン2025』を策定しました。

これまで本会は『誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなで作ります』という活動理念に基づき、会員団体や地域住民の皆さんとともに地域福祉を推進してきました。発足後60年以上を経て、これまでの本会の歩みや果たしてきた役割を振り返るとともに、これから先の横浜の地域福祉の推進に向けて、本会が目指すべき姿を再確認する必要から策定を行いました。

横浜においては少子高齢化の進展とともに、地域的には人口減少傾向が進んでいるほか、家族形態も変容しつつあり、これまで以上に地域を基盤とした切れ目のないサービス提供体制づくりと、地域の福祉力を高めていくことが求められます。本会は協議体としての総合力を発揮して、地域住民による支えあいなど共助の層を厚くしていくとともに、福祉に携わる関係機関や事業者とのネットワーク化を進め、横浜の福祉推進に寄与していきます。

2025年（平成37年）は、後期高齢者人口が急増し、介護をはじめとして様々な課題が想定されることから、本会はこの年に焦点を合わせて長期ビジョンを策定し、地域づくりの取組を進めていきます。

#### (2) ビジョンの位置づけ

横浜市社協は政令指定都市社協であり、各区社協とともに横浜市の地域福祉を推進する組織です。この長期ビジョンは18の区社協とともに共有し、取り組むものです。

本会において長期ビジョンは、社協の活動理念の実現に向け、中長期的なスパンで組織・活動の方向性を示すもので、活動理念と地域福祉保健計画・地域福祉活動計画（5年）や年度ごとの事業計画とをつなぐ位置づけのものです。第3期横浜市地域福祉保健計画においても長期ビジョンの視点を反映し策定を行います。

#### (3) ビジョンの推進のために

横浜の地域福祉を推進していくためのこのビジョンについては、より多くの市民の皆さんや地域活動団体の理解と協力を得ていく必要があります。また、本会は地域福祉の推進を目的に、市内の社会福祉施設や事業所、地域組織、ボランティア団体など幅広いメンバーが会員として活動する協議体です。多様な顔を持つ会員と中長期的な会の方向性を共有し、社協ならではの総合力・推進力を発揮していく必要があります。

そして、地域福祉をともに進める横浜市とは、このビジョンの方向性について共通認識をもち、相互の信頼関係に基づき、それぞれの役割を果たしていく必要があります。

本会は、長期ビジョン実現のために①住民主体、②誰もがパートナー、③徹底現場主義、④開拓者精神、⑤政策提言の視点を持って、特に次の重点取組を優先して地域福祉推進に取り組みます。

- 重点取組1 身近な地域での住民のつながり・支えあい活動の推進
- 重点取組2 地域における権利擁護の推進
- 重点取組3 支えあい意識を基盤にした人材の育成
- 重点取組4 会員活動と地域福祉
- 重点取組5 社協の発展に向けた運営基盤の強化

## 4 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会委員名簿

(五十音順 敬称略)

	委員名	所 属	分 野
1	オオキ サチコ 大木 幸子	杏林大学保健学部 教授	学識経験者（保健）
2	オカダ トモコ 岡田 朋子	福祉と保健の生活課題を考える会 代表	学識経験者（福祉）
3	カネコ いずみ 金子 いずみ	市民公募委員	市民委員
4	カネコ ケイコ 金子 恵子	地域活動ホーム 径（みち）所長（栄区）	障害分野関係者
5	クドウ ヒロオ 工藤 廣雄	社会福祉法人神奈川県国済会 横浜市ホームレス自立支援施設はまかせ 施設長	市社協企画委員（理事）
6	コヤマ シゲル 小宮山 滋	横浜市民生委員児童委員協議会 理事	民生委員児童委員協議会
7	サカタ ノブコ 坂田 信子	横浜市心身障害児者を守る会連盟 事務局長	障害分野関係者
8	サクライ ジュン 櫻井 淳	横浜プランナーズネットワーク関係者	地域まちづくり関係者
9	セキネ タカシ 関根 崇年	市民公募委員	市民委員
10	タケヤ ヤスオ 竹谷 康生	栄区シニアクラブ連合副会長	高齢分野関係者
11	ナガクラ マスミ 長倉 真寿美	立教大学コミュニティ福祉学部 准教授	学識経験者（福祉）
12	ナカノ しずよ 中野 しずよ	特定非営利活動法人 市民セクターよこはま 理事長	NPO・市民活動団体等 中間支援組織
13	ナワタ ヨシヒコ 名和田 是彦	法政大学法学部 教授	学識経験者（コミュニティ）
14	ニシガヤ ヤスヒデ 西ヶ谷 保秀	泉区社会福祉協議会会長	社会福祉協議会
15	ニシムラ ノブコ 西村 敦子	元 学校地域コーディネーター	学校・地域連携関係者
16	マスダ ヒデアキ 増田 英明	一般社団法人 横浜市医師会 常任理事	医師会
17	ミヤサカ ヨウコ 宮坂 洋子	UN Women 日本国内委員会 理事	市社協企画委員（理事）
18	モリモト ヨシキ 森本 佳樹	立教大学コミュニティ福祉学部 教授	学識経験者（福祉）
19	ヤマダ ミチコ 山田 美智子	よこはま一人子育てフォーラム	子育て分野関係者
20	ヤマムラ リョウイチ 山村 良一	中村地域ケアプラザ所長（南区）	地域ケアプラザ

平成 25 年 7 月 26 日現在

横浜市健康福祉局福祉保健課



平成 25 年 9 月発行

横浜市中区港町 1-1  
電話 045(671)3428  
FAX 045(664)3622

Eメール kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp  
ウェブサイト <http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/keikaku/>

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会



ほら、  
よこはまは  
あったかい

平成 25 年 9 月発行

横浜市中区桜木町 1-1  
電話 045(201)2090  
FAX 045(201)8385

Eメール kikaku@yokohamashakyo.jp  
ウェブサイト <http://www.yokohamashakyo.jp/>

＜ご不明な点についてのお問い合わせ＞

横浜市健康福祉局福祉保健課

☎ 045(671)3428

＜意見募集に関する注意事項＞

- ①いただいたご意見の概要と、それに対する横浜市の考え方をまとめ、横浜市のホームページで公表します。個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ②いただいたご意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、ご承知おきください。
- ③ご意見に付記された氏名、住所等の個人情報につきましては適正に管理し、本案に対するパブリックコメント・愛称募集に関する業務にのみ利用させていただきます。
- ④その他個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例」に従って適正に取り扱います。

✂ ----- キリトリ線 -----

- 1 第3期横浜市地域福祉保健計画素案へのご意見ご提案等をご記入ください。

キリトリ線

- 2 計画の愛称について

愛称に込めた思いもご記入をお願いします。



どうもありがとうございました。

# パブリックコメントを実施します。 皆様のご意見・ご提案をお寄せください。

第3期横浜市地域福祉保健計画（素案）へのご意見・ご提案を募集します。  
いただいたご意見等は、今後の計画策定や地域福祉保健関連の施策に関して参考にさせていただきます。

\*ご意見をとりとめたものを横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会へ報告します。  
同委員会の資料は、横浜市ホームページにて公表します。

意見募集期間：平成25年10月1日（火）～10月31日（木）

提出方法：下のはがきの他、封書等の郵送、FAX、電子メール（様式は問いません。メールの件名は「パブリックコメント」と表記）での送付、直接持参。

意見のあて先：横浜市健康福祉局福祉保健課 計画担当

〒231-0017 横浜市中区港町1-1【FAX】045(664)3622

【Eメール】kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp

キリトリ線

郵便はがき

2 3 1 8 7 9 0

料金受取人払郵便

横浜港局  
承認

8270

0 1 7

<受取人>

横浜市中区港町1-1

差出有効期間  
平成25年11月  
30日まで

横浜市健康福祉局

(郵便切手不要)

福祉保健課 計画担当 行



2 3 1 8 7 9 0 0 1 7

12

氏名

住所

電話番号

性別 男・女

年代	1 20歳未満	2 20～39歳
	3 40～64歳	4 65～74歳
	5 75歳以上	

## 愛称募集について

第3期から市地域福祉保健計画と市社協地域福祉活動計画を一体的に策定・推進します。計画をより市民に親しみやすいものにしていくため、新たに愛称を募集します。

◆**応募方法**：パブリックコメントと合わせて記載し、お送りください。

- ・計画の愛称とそれに込めた思いを記載してください。
- ・応募者一人につき1件までとします。

◆**選考**：計画策定・推進委員会において選考の上、決定します。

- ・結果発表：平成26年2月頃
- ・選定された愛称を応募された方の中から1名の方に記念品を差し上げます。

<愛称のイメージ>

各区の地域福祉保健計画の愛称は、例えば、

▼鶴見区「鶴見・あいねっと」

▼磯子区「スイッチON 磯子II」

等があります。各区のHP等をご参照ください。

キリトリ線

Y